

第100回（令和7年度）草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会

と き 令和7年7月18日（金）午前 9:30～

ところ 草津市役所8階 大会議室

I. 全体会（第99回）のアンケート結果

資料1 P2

II. 草津市障害児(者)自立支援協議会

部会等の報告

(1) 相談支援部会

資料2 P4

(2) 子ども支援部会

資料3 P6

・障害児相談支援事業所連絡会

・医療的ケア児の会議

・放課後等デイサービス事業所連絡会

・児童発達支援事業所連絡会

課題別懇談会

(1) 「にも包括」の推進のための検討会

(2) 生活介護事業所における行動障害を呈する人の支援者懇談会

(3) 移動支援や日中一時支援事業の実態把握からの検討（懇談会）

(4) グループホーム設置事業者懇談会

資料4 P9

(5) 重心（医療的ケア含む）障害児者の入浴機会のモニタリング

(6) 障害者差別解消支援地域協議会の検討会

III. 湖南地域障害児(者)自立支援協議会

(1) 連携会議

資料5 P12～P79

(2) 進路部会

(3) 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム

(4) 行動障害支援ネット

(5) 作業部会

(6) 就労選択支援事業に向けた検討会

(7) 地域生活支援拠点等の整備プロジェクト

資料6 P51～68

IV. トピック

参考：詳細資料のあるものは下線がついています。

障害者差別解消支援地域協議会について

資料7 P80～93

V. 事業所・活動紹介（パンフレット等の配布）

資料8 P94

次回の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程（令和7年度）

開催日 令和7年 9月19日（金）

時 間 9:30～11:30

場 所 草津市役所 8階大会議室

草津市障害児(者)自立支援協議会(第99回全体会議アンケート)まとめ

*回答数 22名/参加者 98名

(内グーグル 7名)

● 所属について(重複回答有)

相談支援事業所(者)	3	福祉サービス事業所(者)	11
保健・医療関係機関	2	教育関係機関	
就労関係機関	4	権利擁護関係機関	
当事者団体		関係行政機関	1
その他(相談支援機関)		その他(隣保館)	
その他(無記入)		無記入	1

● 1 草津市の障害福祉の主な取り組みについての報告は理解できましたか?

1 よく理解できた	2	2 理解できた	10	3 まあまあ	9
4 あまり理解できなかった	1	5 わからなかった		無記入	

- ・ 事業説明の時、資料番号かページをしっかりとってから説明して欲しい。
- ・ なかなか制度を変えていくという事は難しい。誰かがどこかが動かないといけない。
- ・ 説明が長く、要点がわかりにくかった。
- ・ 障がいのある方達の生活を考えていただけるのであれば、提言書に対して具体的な策が速やかに提示されないことに違和感がある。

● 2 草津市障害児(者)自立支援協議会からの報告は理解できましたか?

1 よく理解できた	1	2 理解できた	13	3 まあまあ	7
4 あまり理解できなかった	1	5 わからなかった		無記入	

- ・ 事業説明の時、資料番号かページをしっかりとってから説明して欲しい。
- ・ りらくさんの説明はよく理解できた。わかりやすかった。
- ・ 要点をもう少し絞られているとありがたいです。
- ・ 資料がみにくい。質問はある程度あらかじめ質問者を選定し、しっかりと行政から回答が得られる形にして欲しい。

● 3 昨年度の草津市障害児(者)自立支援協議会からの提言・要望についての草津市からの回答について理解できましたか?

1 よく理解できた	1	2 理解できた	10	3 まあまあ	7
4 あまり理解できなかった	3	5 わからなかった		無記入	1

- ・ 相談事業所さん、りらくさんの説明がとても分かりやすかった。
- ・ 緊急の課題、解消していかなければならない課題に、本腰を入れて取り組んでほしい。

- ・ 発達支援センターの要望への回答があいまいで、残念でした。
- ・ ゴミ出し支援事業が使える人の範囲は、かなり狭い印象があります。
- ・ ぼんやりとした話が多かったように思う。明確に答えが出せないものについては、理由を明示していただきながら出せないと言ってもらえる方が分かりやすいです。
- ・ 具体的な策が提示されなかったことを残念に思う。相談員不足については、当事者家族、事業所側の困り感（相談先が事業所のみである等）を情報提供できる場をつくって欲しい。

● 4 あなたの職場、団体、地域などで困っておられることや自立支援協議会で取り上げて欲しい内容を教えてください

- ・ 配布資料が一部横配置になっており、データー端末で見る場合困る。すべて正位置としてほしい。差し替え資料がある場合そのページのデーター配信だけではなく、差し替え後の全データーも配信してほしい。端末で見る場合を考慮。
- ・ グループホーム設置事業者（障害者対象）懇談会の開催を期待している。少人数（4～5人）利用者のグループホームの部会ができれば幸いです。利用者の空き（未充足）により施設の運営が赤字となり困っている。支援よろしく願います。
- ・ グループホームの空き有に、積極的に紹介してほしい。
- ・ 障害児相談員の不足のため、セルフ利用者に対しての支援について相談する場がない。その部分を発達支援センターに担って欲しい。子ども支援について共有できる機会をつくって欲しい。

※児童発達支援事業所連絡会はあるが、行政の会の進行がお粗末である。

R7年度 草津市自立支援協議会 部会・懇談会活動報告

部会・懇談会名	相談支援部会 (会 場)草津市障害者福祉センター	報告者	中村 順子															
部会長	中村(おひさまはうす)																	
副部会長	石本(はたらこっと)																	
構成機関	アザレア、大地、ケセラセラ、ディフェンス、はたらこっと、風、ぽアソ、ほっとココ、歩歩、わかたけ、おひさまハウス、風彩、クロスロード、ビバーク、りんくる、草津市発達支援センター、草津市障害福祉課、障害者福祉センター、基幹相談支援センター																	
事務局	草津市基幹相談支援センター(中村・寺嶋)																	
今年度のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の共有と検討、情報共有 ●ケース支援に関する課題の解決等、事例を通して検討する。 																	
回数・開催日時	年間6回開催(開催時間はいずれも13:30~15:30)																	
【第1回】 R7年 4月16日(水) ○参加数:23名 ○参加機関数:15事業所(機関) ○欠席:5事業所	【内 容】 <ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介・新規事業所の紹介 ・各事業所の現状報告 ・新旧部長の交替 ・新年度の予定・内容の確認 ・新たな取り組みの確認:ケース支援に関する課題の検討 【情報提供】 草津市障害福祉課 <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定について(受給者証発行遅延の解消におきて) ・申請書類簡略化(提出書類の削減) ・サービス等利用計画(案)記載内容の統一について <ul style="list-style-type: none"> *重度訪問介護支給量の記載については、内訳記入 ・就労継続支援での在宅サービス支援利用について <ul style="list-style-type: none"> *在宅利用支援希望申請は、更新時毎に申請書提出することが県で統一され受給者証には、「在宅利用可」と記載することになった。 【意見交換】 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員が広い目を持ち転換できる力を養っていくことが大切。相談支援専門員がオンラインでもつながれる機会があるとよい ⇒ 相談員サロン開催 																	
今後の対応	事例を用いた検討を後半に毎回実施する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>6月18日(水)</td> <td>歩歩</td> <td>河地さん</td> </tr> <tr> <td>8月20日(水)</td> <td>わかたけ</td> <td>中原さん</td> </tr> <tr> <td>10月20日(水)</td> <td>風彩</td> <td>松井さん</td> </tr> <tr> <td>12月17日(水)</td> <td>ケセラセラ</td> <td>並河さん</td> </tr> <tr> <td>2月18日(水)</td> <td>りんくる</td> <td>辻さん</td> </tr> </table>			6月18日(水)	歩歩	河地さん	8月20日(水)	わかたけ	中原さん	10月20日(水)	風彩	松井さん	12月17日(水)	ケセラセラ	並河さん	2月18日(水)	りんくる	辻さん
6月18日(水)	歩歩	河地さん																
8月20日(水)	わかたけ	中原さん																
10月20日(水)	風彩	松井さん																
12月17日(水)	ケセラセラ	並河さん																
2月18日(水)	りんくる	辻さん																

【第2回】 6月18日(水) ○参加数:20名 ○参加機関数:14事業所(機関)	【内 容】 前半(13:30~14:30) 【情報提供】 <u>草津市から</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出し支援について <ul style="list-style-type: none"> *高齢者等ゴミ出し支援事業が9月から開始となり、コミュニティー支援型と直 		
--	--	--	--

<p>○欠席： 5事業所</p>	<p>接支援型とがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難行動要支援者の個別避難計画」について相談支援員の協力を依頼された。 ・避難行動要支援者登録制度についての説明があった。 ・拡大事業の報告 <ul style="list-style-type: none"> *訪問入浴事業の利用回数の増加、対象者を障害児にも拡大 *障害者等日常生活用具給付に人工呼吸器用外部バッテリーを追加 *ストーマ装具の基準額引き上げ <p><u>新規開設情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム OASIS GARDEN の説明 <p>後半(14:30~15:30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を用いた検討 ・事例提供 歩歩 河地相談員 <p>(事例) 利用者の保護者のご逝去にあたっての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> *相談員はどこまで支援が必要か。相談員はどこに相談すればよいか。
----------------------	--

相談員サロン(障害者福祉センターと ZOOM のハイブリット開催)

日 時	参加者	主な内容
<p>【第1回】 5月21日(水) 14:00~ 15:00</p>	<p>6名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援の必要な方が多い中、移動支援の受け入れをしてもらえる事業所が無い。⇒ それぞれ相談員の対応について情報共有 ・福祉有償運送等、移動にかかる事業の情報共有
<p>【第2回】 6月25日(水) 12:00~ 13:00</p>	<p>10名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護移行の会議についての情報共有 ・モニタリング時の対応について、情報共有 <ul style="list-style-type: none"> *事業所によって協力体制に差異があることや、事業所へのモニタリングシートへの協力依頼にかかる経緯や手順などの情報共有

令和7年度こども支援部会

◆関係会議

(1) 草津市放課後等デイサービス事業所連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため交流会と研修会を実施

【参加機関】市内事業所

○情報交換交流会

日程	内容
第1回 (4月21日)	○6年度こども支援部会の報告、報酬改定の影響についてのアンケート結果の報告。
第2回 (6月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所によっては医療的ケアが必要な重症心身障害児から発達障害、不登校、要対協ケースを受け入れており、こどもの状態像や家庭環境が多岐にわたっている。人手不足や事務作業の増加もあり、現場は厳しい状況。 ・強度行動障害のある困難ケースへの対応について研修を希望。 ・アンケートでは書類業務・請求業務の増加、加算取得の困難化と収入減、支援の質への影響を懸念する等の意見があった。 ・熱中症対策のための水分補給の方法や非正規職員を含めた会議や情報共有の方法について意見交換。 ・10月予定の放課後等デイサービス事業所説明会、基本情報作成等の作業の確認。

○研修検討会議・研修会

日程	内容
第1回会議 (4月15日)	【第1回会議】 ・今年度の研修会について協議。 (第1回研修会) 各事業所のサービス内容(遊びや活動)で当初のねらい通り実施できたものと、できなかったものについて報告。その理由や今後の対応、他の事業所に聞いてみたいこと等について意見交換を行うことで予定。 (第2回研修会) 自傷、他害等の行動面で個別対応が必要なケース等について講演会を生活介護事業所とともに実施予定。 【第2回会議】 ・第1回研修会を実施して振り返りを行い、8年度の内容について協議を行った。 ・8年度は、6年度報酬改定から5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点を含めた支援や個別支援計画の作成が求められていることから、各事業所の日頃の支援(活動)にどのように各領域が位置付けられているか、グループワークで報告して研修する予定。
第2回会議 (6月27日)	
第1回研修会 6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議で協議したとおり、各事業所のサービス内容(遊びや活動)についてグループワークで意見交換を行った。 ・12事業所、23人参加。 (他、基幹相談支援センター、発達支援センターも参加)

(2) 草津市児童発達支援事業所連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため研修会等を実施

【参加機関】市内事業所

日程	内容
第1回 (7月9日)	・昨年度の連絡会の取組の確認や、各事業所が抱える課題、職員研修の内容を情報交換するとともに今年度の連絡会の研修会について協議。

(3) 障害児相談支援事業所連絡会

【目的・内容】

障害児相談支援事業所で相談支援の現状や課題を協議するため開催

【参加機関】 市内事業所、基幹相談支援センター

日程	内容
第1回 (5月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法のサービスの支給決定基準について <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援、放課後等デイサービス等の支給量の基準やサービス利用にあたっては園所、学校での支援の状況を確認しながら進めていくこと等を確認。こどもの過ごす場所が午前は園所、午後は児童発達支援事業所と分かれていくことをどう考えるか等、協議を行った。 ・保育所等訪問支援については事前にサービス提供事業所や受け入れる園所、学校、保護者等で目的や実施方法を共通理解してから進めることを確認。 ○支給決定の遅延の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・申請書の送付時期を前倒ししていく。更新月の2か月前に送付する。 ○6年度子ども支援部会の報告、報酬改定の影響についてのアンケート結果の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援所が6年度3事業所開所したが2事業所閉所しており、事業継続のために必要なことを考えていく。報酬の対象となりにくい相談支援の評価やモニタリング期間の共通理解、相談支援が児童と者に分かれている課題等を検討。 ・アンケートでは事務作業の負担、経営の不安定さ、他機関・保護者との連携困難、支援対象の複雑化等の意見があった。 ・児童福祉法と障害者総合支援法のサービスを併給している利用者の申請書類は、まとめて発達支援センターで受け付けることで相談支援事業所の負担軽減を図る。

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 重度障害者部会

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム

【目的・内容】

重症心身障害児者・医療的ケア児等が住みなれた地域で健やかに成長発達できるための効果的な取り組みを検討し、支援を推進するため支援推進チームを設置する。

【参加機関】(事務局：重症児者相談支援センターびわりん、湖南4市障害福祉課、草津市発達支援センター、草津保健所) チーム会議には事務局に加えて訪問看護ステーション「オリーブ」、「ちょこれーと」、「かたつむり」、障害福祉サービス事業所アシスト Nico ばせり、通所支援事業所 YELL、草津養護学校、野洲養護学校

日程	内容
第1回 事務局会議 (5月7日)	<ul style="list-style-type: none"> ○年間計画 <ul style="list-style-type: none"> ・5月13日に大阪府へ医療的ケア児の通学支援事業を視察予定。

<p>第1回 チーム会議 (6月25日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度と同様、公開シンポジウムを開催予定。教育と福祉の連携等をテーマに検討する。 ○通学支援事業の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の視察での質問事項の確認。 ・前年度からの議論や今後の視察結果をふまえて湖南圏域の通学支援事業を充実する取り組みを検討。 ・現行の草津養護学校への通学支援事業の回数を増やす、地域の小中学校特別支援学級に通学している児童も対象とする、訪問看護ステーションの看護師以外にも、放課後等デイサービスの看護師や喀痰吸引研修の受講者もケアできるようにする等を検討していく。 ◆今年度の推進チームの運営、年間計画について <ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度に実態調査、6年度にシンポジウムを実施し、人材確保や通学支援等の課題を把握。 ○通学支援先行事例の視察の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府では通学支援の回数に制限はない。(滋賀県12回)府立学校に通学する児童生徒を対象。 ・ケアの実施は訪問看護だけでなく、喀痰吸引の研修を受けた生活介護事業所も登録している。 ・通学支援の範囲は自宅と学校間。校外学習や放課後等デイサービスは対象外。あくまで通学に限定。 ・キャンセル料は保護者負担。(滋賀県 県負担) ・大阪府の補助を受けて通学支援を実施している市が10市(市立学校に通学する児童生徒を対象。) ○シンポジウムについて <ul style="list-style-type: none"> ・12月頃に通学をテーマに実施する方向で検討 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の負担軽減を図るため、通学支援も含めて医療的ケア児レスパイト事業について他の県、市の取組を調査し、湖南圏域としても実施できるか協議していく。
------------------------------	--

第2回(令和7年度第1回) 草津市グループホーム設置事業者懇談会 議事録

日時 令和7年7月11日(金)10:00~11:30
場所 草津市立障害者福祉センター(福複センター)2階
社会適応訓練室

参加者:きららホーム 西川氏、コンセ 松本氏、グループホーム住倉草津 今江氏、ソーシャルインクルー草津橋岡 武部氏、ちるほーむ玉川 近藤氏、Dear House 嶋田氏、ホームばとん 井上氏、大滝氏、みのりハウス 岡本氏、グループホーム・ケアホーム ゆかの里 行岡氏、飯尾氏、ラビホーム 奥村氏、若草の家 崎山氏
事務局:基幹相談支援センター 中村・片岡、草津市立障害者福祉センター 小枝氏

1. 自己紹介

グループホーム一覧表の正誤確認のためのメモを参加者に記載してもらった。

●Dear House

草津市のホームページに載っているグループホームの住所の変更を市に申し出ているが、一向に変わらない。基幹からも伝えてもらいたいとの要望があり、基幹も対応することが伝えられた。

2. R6年度 懇談会の振り返り

●基幹相談支援センターから、昨年度開催した懇談会で話し合われた内容などが報告された。

(以下の様な内容が話された点が報告されている)

*R7年度から義務付けられた『地域連携推進会議』の持ち方について、すでにR6年度から実施している事業所から、参加者等参考に情報提供があった。

*それぞれ、利用定員に満たないグループホームもあり、空床があるが、マンパワーの関係や、利用者の障害状況により受け入れの可否・人数が変わる。

*マイナンバーカードなどの貴重品管理も事業所に依頼される。仕方なく対応しているが、各事業所ではどのように取り組まれているか。の意見交換があり、多くのグループホームではマイナンバーカードまでは管理しないようにされていることと、成年後見人などの選任などの提案があった。

*それぞれのグループホームに若干の空床があるが、事業所によっては、空床を埋めることでマンパワーが不足してしまうという、ニーズと支援のバランス、人件費と報酬とのバランスを取る事が難しいことが分かった。

3. 共同生活援助事業あるある話

(困りごと・うちではこうしています等ざっくばらんに話した。)

●地域連携推進会議の開催状況について、実施した事業所の様子が報告された。

*利用者本人・親御さん・計画相談支援員・B型作業所・障害福祉課で予定していたが、当日利用者本人と親御さんのキャンセルがあり、その他のメンバーでオンラインも使って会議を行った事業所があった。

⇒ 本人・親不在(キャンセル)の場合、参加必須の2者がおられないので、地域連携推進会議としては成り立っていないのではないかと。

⇒ 必須条件である利用者、家族については、グループホームの利用者であることと、家族については、参加した利用者の家族である必要が無いことは、共通認識された。

⇒ 日程調整が難しいという意見が出され、平日3時ごろに開催した事業所や事務所で会議を実施したという情報提供があった。

*作業所の管理者・自治会長・市議会議員等の参加も予定している。自治会を通して行中、かなり協力的で助かっているという事業所があった。

- ⇒ 自治会に加入している事業所(今年度班長の役割を担っている)が、地域の行事や清掃活動に参加することになる為、仕事としては大変であるが、グループホームの状況を知ってもらうきっかけになりとても意味のあるものと捉えられている事業所があった。
- ⇒ 利用者自ら地域行事に参加することで、地域住民が利用者のことも気にかけてもらえることに繋がっている事業所があった。
- ⇒ 民生委員児童委員、自治会長とかを予定していたが、市が取り持ってもらう必要があると感じているという意見が出た。

●日常生活品費・光熱水費・食費などの課題について話が上がった。

*食材費が高騰しているが、食費の徴集と材料費の過不足の対応に困っている事業所が多かった。

- ⇒ 昨年実績と今年度実績とが大幅に違ったという報告があった。(職材料費の高騰の影響は非常に大きい様子)(多くの事業所に共通する課題であるようだ)
- ⇒ 1 か月精算、常に食材費が想定している分より上回っている。不足分は回収していない。金額の上振れの範囲を決めていて、大幅に上回らない現状なので、何とか頑張っているという事業所があった。
- ⇒ 月に 1 回精算する。食材費が高騰する中で、1 年後に精算できるか心配なので、リスク管理の観点からも、大変だが毎月精算としているという事業所があった。
- ⇒ 前述と逆に、年に 1 回となっているため、最終で数万円の過剰徴集があり、返金となった。その場合利用者はとても喜んだが、逆の場合(今後、食材費の高騰が想定され)不足分を徴収することが難しいと思われ、前述の対応にすべきだと気付かされた事業所があった。

*食事の提供方法について、情報共有された。

- ⇒ 夕食は、調理済みの食材を購入し、レンジで温め直し提供。また、ご飯・汁物は職員にて調理して提供している。朝食は、職員の手作りで提供するため、職員によって内容にバラツキが出るという課題を抱えている事業所があった。ただ、一定のバラツキについては許容しているとのことだった。
- ⇒ 管理栄養士がメニューを決めていて、スタッフが作るがそれぞれの意見の相違もある。レシピだけを作ってもらう。31 日分のレシピの報酬。3 万 3 千円(相場は 6 万程度か)という事業所があった。そこでは、食事は部屋に運んでいる。課題は、作り手の入れ替わりが生まれる(職員の退職など)が、直ぐに後継の者が見つからないということが報告された。

*光熱水費については

- ⇒ 毎月一部屋ごとの清算、光熱費は 1 万円としていたが、上回る分は実費請求。(マンションタイプで、部屋ごとに電気メーターがついているというハード面の好条件があると言える。)

*日用品費については、

- ⇒ 生活用品は都度精算。預かるということをせずに、都度精算している事業所があった。
- ⇒ 一定の額を請求していた場合、持ち出し分は事業所から出すことになる事業所もあった。

●徴収した費用を上回って請求しなければならない場合に、重要事項説明書等に追加徴収があることを謳っているか、という質問が出た。

- ⇒ 重説に費用の徴収については、余暇費についても謳っている事業所があった。
- ⇒ 契約書・重要事項説明書に謳っておらず、事業所持ちとなっているところもあった。

【相談員からの要望が事務局から報告された。】

- モニタリングに際し、個別支援計画が義務付けられていると思うが、相談員に渡せている状態でしょうか?
- 計画作成者(サービス等利用計画)と事業所(個別支援計画)との連携強化ということから、個別支援計画を計画相談員に提示できているか?
- ⇒個別支援計画は作成しているが、連携については連絡があった場合に電話で回答したり、質問に対しての記録

を送っているだけ。という事業所が多かった。

*R6 年度の改訂で R7 年度から、計画相談員等に事業所が個別支援計画を提示することが義務付けられていることが共通認識された。

4. その他 草津市グループホーム事業者懇談会 会長・副会長 の選任

- 会長 みのはうす 岡本 和秀氏
- 副会長 ホームばとん 井上 晃爾氏

次回 日程 12月から来年1月の期間中に開催できるよう、日程調整することが決まった。

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 連携会議(令和7年度 第1回)

令和7(2025)年5月16日(金)10:00

南部健康福祉事務所 別館3階大会議室

1. 出席者紹介 … 裏面

2. 令和6年度の活動報告(情報共有)

- 草津市障害児(者)自立支援協議会
- 守山市障害者自立支援協議会
- 栗東市障がい児・者自立支援協議会
- 野洲市障がい者自立支援協議会

- 進路部会
- 重度障害者部会
 - *施設整備検討チーム
 - *重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム
- 行動障害支援ネット
- 作業部会
- 地域生活支援拠点等の整備にかかるプロジェクト
- 就労選択支援事業に向けた検討会

3. 検討事項

- 令和7年度の運営について
 - ・実施スケジュール
 - ・役割分担等
 - ・日中サービス支援型共同生活援助事業 実施状況報告の方法について
 - その他
-

湖南地域障害児（者）自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 湖南福祉圏域（草津市・守山市・栗東市・野洲市）は、居住する障害児・者に対し、福祉・保健・医療・教育・就労等の各種サービスの提供について、総合的に調整し推進することを目的とし、湖南地域障害児（者）自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

（事業内容）

第2条 自立支援協議会は、次に掲げる事業を行う。

- （1）圏域のサービス提供についての実態把握、圏域各市の自立支援協議会事務局間のネットワークにより情報の共有を行う。
- （2）各市自立支援協議会のみでは解決することのできない圏域課題の抽出、整理を行うとともに課題の解決策について検討を行う。
- （3）滋賀県障害者自立支援協議会との連携を図る。
- （4）その他、前条の目的達成のために必要な事業を行う。

（構成機関）

第3条 自立支援協議会は、圏域各市自立支援協議会の構成機関の者で構成される。

（会議）

第4条 自立支援協議会の会議は、次の各項に掲げる会議をもって構成する。また、会議の招集は、各会議の庶務が行う。

（1）4市自立支援協議会連携会議（以下「連携会議」という。）

各市自立支援協議会、専門部会、プロジェクトの実施状況の報告、共有を行う。提案された圏域課題の解決に向けた検討を行う。圏域自立支援協議会全体の運営・方向性の検討を行う。年3回程度（5月、11月、2月）開催する。

連携会議の構成機関は、4市基幹相談支援センター事業受託者（4市自立支援協議会事務局）、精神障害者地域生活支援センター、働き・暮らし応援センター、4市障害福祉関係課、南部健康福祉事務所、部会・プロジェクト会議代表者、4市委託相談支援事業者、県障害者自立支援協議会とする。

（2）専門部会

専門分野における課題解決のための継続的な調査・研究、連絡調整を行う。

（3）プロジェクト

切迫している課題について、期間を決めて必要な資料の収集、調査および研究を行う。

（秘密の保持）

第5条 自立支援協議会の構成員は、会議を通じて知り得た個人の情報に関して他に漏らしてはならない。

（庶務）

第6条 自立支援協議会の庶務は、以下のとおりとする。

- （1）連携会議の庶務は、事務局において処理する。
- （2）専門部会およびプロジェクトの庶務は、連携会議において主たる取りまとめ機関を決定する。

（その他）

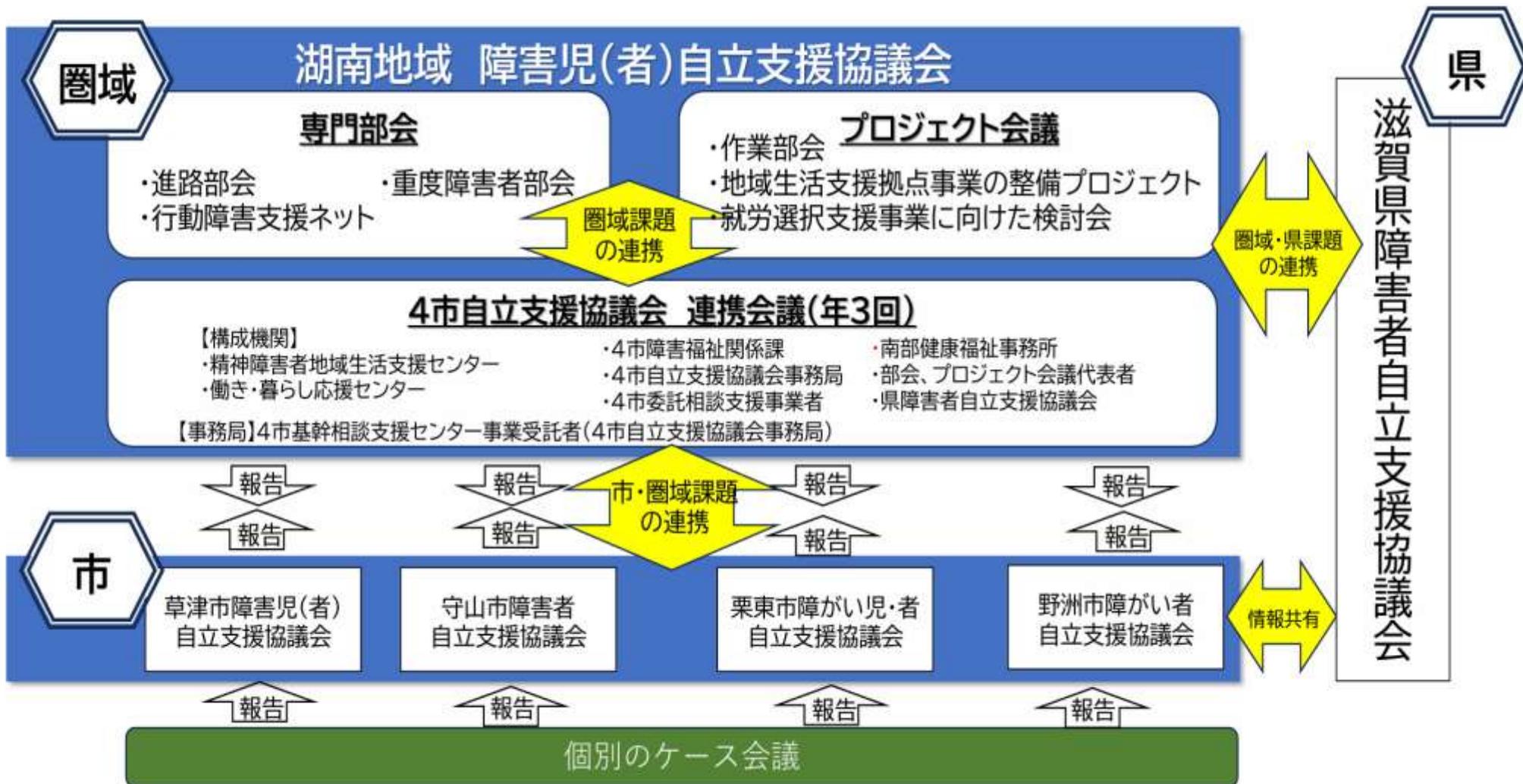
第7条 この要綱に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 湖南地域 障害児(者)自立支援協議会の構成

湖南地域・4市自立支援協議会の重層的な仕組み



令和6年度 草津市自立支援協議会の取組(実績)

1 全体会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
93回	5/21	149	75	100人	1. 自立支援協議会の設置要綱、設置要領、機能、構成図、構成機関 2. 令和5年度の活動の報告と令和6年度の事業方針及び内容 草津市障害児(者)自立支援協議会、基幹相談支援センター事業 虐待防止事業、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、 孤立化防止対策事業、障害児者相談支援事業(一般相談) 相談支援部会、子ども支援部会、相談支援体制検討プロジェクト、 課題別懇談会 その他(施設連絡協議会) 3. その他相談支援事業等 草津市発達支援センター、働き・暮らし応援センターりらく 4. その他 ・事業所・活動報告(パンフレット・チラシ配布に替えた) ・湖南圏域障害児(者)自立支援協議会報告 5. 活動報告 「ピカッと草津」 ～在宅生活を進める地域づくり 誰もが住みやすい街づくりの推進～ 草津市社会福祉協議会の取り組み報告

2 定例会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
94回	7/22	149	57	67人	1. 活動報告 草津市障害児(者)自立支援協議会全体会(5/21)報告 各部会の報告(4～6月分) 2. 湖南圏域の自立支援協議会の報告 進路部会 湖南地域行動障害支援ネット 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム 就労選択支援プロジェクト 3. トピックス テーマ『能登支援に係る活動報告と 障害児(者)支援の災害時における課題を考える』 報告者 草津市総合政策部 危機管理課 橋本 啓嗣氏 草津市基幹相談支援センター 中村 宗寛氏 ほっとココ 相談支援専門員 大井 美夏子氏 ＊質問・意見交換 4. 新規事業所紹介・構成団体や機関の活動予定
95回	9/19	149	58	71人	1. 活動報告 草津市障害児(者)自立支援協議会全体会(7/22)報告 各部会の報告(7～8月分) 2. 湖南圏域の自立支援協議会の報告 湖南地域行動障害支援ネット 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム 地域生活支援拠点整備事業 就労選択支援プロジェクト 『就労選択支援事業について』報告者 あすこみっと 統括センター長 河尻 朋和氏 3. トピックス テーマ「こども(障害児)の支援について」 『早期からの支援を活かす連携の重要性』 報告者① 草津市子ども未来部発達支援センター掛田みちる氏 「教育・福祉をつなぐ」 ～発達支援センターにおける連携の実際～ 報告者② 相談支援事業所 おひさまはうす 中村順子氏 「障害児相談支援の役割」 報告者③ 草津市子ども未来部発達支援センター 倉田朋良氏 ⇒ 掛田みちる氏が代理で報告 ＊質問・意見交換

96回	11/14	150	57	69人	<p>1.活動報告 草津市障害児(者)自立支援協議会定例会(9/19)報告 各部会の報告(9~10月分)</p> <p>2.湖南圏域の自立支援協議会の報告 湖南地域行動障害支援ネット 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム 地域生活支援拠点整備事業 就労選択支援プロジェクト 施設整備検討チーム 滋賀県立リハビリテーションセンターの地域支援事業紹介と広報</p> <p>3.トピックス テーマ「精神障害者のリカバリーを支援する」 報告者① 地域生活支援センター 風 高橋朋之氏 「風の活動について」 報告者② 草津市立障害者福祉センター 小枝氏、大道氏 「活動紹介」</p>
98回	3/21	150	57	61人	<p>1.活動報告 草津市障害児(者)自立支援協議会定例会(11/14)報告 草津市障害児(者)自立支援協議会研修会(1/24)報告 各部会の報告(11~2月分) 課題別懇談会報告 協議会からの提言および要望の報告</p> <p>2.湖南圏域の自立支援協議会の報告 進路部会 湖南地域行動障害支援ネット 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム 就労選択支援プロジェクト</p> <p>3.R7年度に向けた動き 湖南圏域の地域生活支援拠点等整備事業について 障害者差別解消法の改正と地域協議会について</p>

3 研修会開催

開催回	開催日	参加者	議題		
97回	1/24	150	57	75人	<p>研修会 第1部 テーマ『障害のある人への合理的配慮ってどんなこと?』 講師 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 瀬戸野 喜雄様</p> <p>第2部 テーマ『障害者の困りごとを体験してみる』 草津市出前講座「合理的配慮の提供について」 知的・発達障がい擬似体験啓発キャラバン隊 びわこ☆めだか隊</p> <p>第3部 グループ討議</p>

3 協議会の構成機関に対して案内をした研修会開催

開催回	開催日	参加者	議題
	令和6年 9月11日	110人	<p>虐待防止研修 障害者の人権擁護的視点からの提案 『意思決定支援から虐待防止への行動』 【講師】 特定非営利活動法人成年後見センターもだま 所長 竹村直人氏</p>
	令和6年 10月8日	21人	<p>相談支援員スキルアップ研修 第1回 「思いやニーズにたどり着くための面接技術」 【講師】 甲賀市・湖南市基幹相談支援センター 菅沼 敏之氏</p>
	令和6年 11月21日	24人	<p>相談支援員スキルアップ研修 第2回 「基礎方学ぶファシリテーション」 【講師】 甲賀市・湖南市基幹相談支援センター 菅沼 敏之氏</p>

4 部会・検討会議・学習会等開催

名称	開催日	参加者	議題
○相談支援部会	令和6年 4月17日	15人	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業事業所紹介等 ・参加事業所の現状報告 ・部会長交代（新・旧部会長挨拶） ・相談支援部会の進め方の検討 ・個別事例からの地域課題の共有 ・情報共有
	6月19日	26人	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 各事業所の近況報告 障害福祉課からの報告 発達支援センターからの説明 基幹相談支援センターからの報告（巡回訪問） ・事例検討会 ほっとココ 相談員H氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会
	8月28日	17人	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所の報告と情報共有等 ・市内相談支援事業所の相談員の連携強化・人材育成について ・地域課題からの地域づくりに向けた取り組み検討 ・事例検討会 相談支援事業所 大地の相談員S氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会
	10月23日	21人	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所近況報告 ・障害福祉課からの報告 ・基幹相談支援センターからの報告 ・事例検討会 相談支援事業所はたらこっと 相談員I氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会
	12月20日	17人	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所近況報告 ・障害福祉課からの報告 ・基幹相談支援センターからの報告 ・事例検討会 相談支援事業所ビバーク 相談員F氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会
	令和7年 2月12日	17人	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所近況報告 ・障害福祉課からの報告 ・基幹相談支援センターからの報告 ・事例検討会 相談支援事業所おひさまはうす 相談員N氏の事例 *事例を用いた効果的なサービス利用計画書 及びモニタリング表運用の検討会

名称	開催日	参加者	議題	
子ども支援部会	令和7年 2月4日	10人	障害児支援の関係会議 各小部会の報告、課題の共有、協議 (1) 医療的ケア児等支援推進協議会 (2) 児童発達支援・放課後等デイサービス連絡会 (3) 障害児相談支援事業所連絡会	
(I)	*医療的ケア児等 支援推進協議会	令和6年 12月13日	17人	医療的ケア児等コーディネーターの令和5年度の活動報告 医療的ケア児等とその家族に対する支援ガイドブック(案)周知
		令和7年 3月26日	15人	

	*医療的ケア児の実務者会議	令和7年 2月10日	9人	Iさんの事例に関わり、福祉用具や障害福祉サービスの申請について、また兄弟児のサポートについて協議を行った
(2)	*草津市放課後等 デイサービス連絡会 (情報交換交流会)	令和6年 4月26日・6月5日・ 9月18日・11月12日		・令和6年度報酬改定の対応、新規相談支援事業所の紹介等 ・放課後等デイサービス事業所説明会の打合せ
	*草津市放課後等デ イサービス事業所 (研修会)	第1回 令和6年 6月27日	12事業 所 20人	3つのテーマに応じてグループワークで研修 ①日々の過ごし方の工夫 おやつ、送迎、宿題など、日々の取り組みについて意見交換 ②強度行動障害児支援加算の支援計画シートの作成 強度行動障害児支援研修の教材や他市のシートを参考に 草津市版について協議 ③利用者支援：発語のない子どもへの対応 基幹相談支援センターに依頼し、ピカジップを用いた事例検討
		第2回 令和6年 9月27日	15事業 所 25人	長期休暇の過ごし方についてグループに分かれて意見交換を行う。
	*デイサービス連絡会 (事業所説明会)	令和6年 10月3日	60人	市民を対象に制度説明や事業所とサービスの内容について、質疑応答の機会を設け、サービスに係る情報提供の機会とする。
	*草津市児童発達支援 事業所連絡会	令和6年7月 18日他 複 数回開催	18人	・事業所見学(発達支援センター湖の子園)の施設や療育の様子を見学 湖の子園から療育や事業の概要を説明する。 今後の研修会や他事業所見学について協議
(3)	*障害児相談支援 事業所連絡会	令和6年8月 29日	9人	障害児の相談支援での課題の共有、改善に向けた意見の交換、要望等 ・相談支援の現状や課題について協議 ・特別支援コーディネーターの各学校の担当共有の名簿の公開の要望 発達支援センターへの要望 ・ケース支援の体制・SV機能の充実 ・要対協のケースの対応 ・学校との連携 ・事務の簡略化 等
	*障害児相談支援 事業所連絡会	令和6年12 月24日	12人	障害児の相談支援での課題の共有、改善に向けた意見の交換、要望等 ・相談支援の現状や課題について協議 ・相談支援事業所閉所に伴うケースの移行(者の事業所にも移行調整) 発達支援センターへの要望 ・ケース支援の体制 ・要対協のケースの対応 ・学校との連携 ・事務の簡略化 等

懇談会

○障害の課題別懇談会	開催日	概要
重症心身障害児・者の 入浴実態調査に関する 懇談会	令和6年11月21日	○懇談会の目的 草津市在住の医療的ケア児者を含む重度心身障害児・者が、入浴の機会が少ない現状がある。また、看護師のサポートを受けての入浴となり、看護師やヘルパーの調整が必要である。本人や家族の望む入浴のより良い環境の整備において、アンケートと懇談会にて広く意見交換を行った。 提言書の提出へ準備中 (参加機関) 障害福祉課、父母の会、草津養護学校、ピアーズ、むれやま荘、山寺作業所、草津市立障害者福祉センター、デイサービス、発達支援センター、ディフェンス、ほっとココ、基幹相談支援センター

<p>強度行動障害児者の支援 を検討する懇談会</p>	<p>令和6年12月5日 令和7年1月20日</p>	<p>○1回目（17名参加） 支援事例の実践報告（きらら北山田：生活介護）と意見交換（行動障害のある方への作業所での実践報告） 『構造化によるっ過ごしやすい毎日へ』報告者</p> <p>○2回目（16名参加） 実践現場の見学と支援者交流会（きらら北山田） 支援者共有のための手順書や本人との共有のための教材などの説明</p>
<p>精神障害者並びに発達障害者の生活の不自由さに関する支援の検討のための懇談会</p>	<p>令和6年10月4日 令和6年12月16日</p>	<p>にも包括に係る取り組み検討 ・草津市（障害福祉課）草津保健所・地域相談支援センター風・草津市基幹相談支援センターにて進め方の協議実施 ・草津市障害福祉課・基幹相談支援センターにて相談支援事業所へのアンケート調査（精神障害者対象）実施にあたり、アンケート内容の検討</p>
<p>グループホーム設置事業者懇談会</p>	<p>令和7年1月23日</p>	<p>草津市内の障害者グループホーム事業所の懇談会（13事業所15人） 各事業所の現状報告と課題の提示、検討協議等</p>
<p>地域生活支援拠点整備事業推進のための懇談会 ⇒ 草津市・守山市・栗東市 野洲市障害福祉課と 湖南圏域3か所の基幹相談支援センターにて協議</p>	<p>令和6年12月24日 令和7年2月5日 令和7年3月27日</p>	<p>地域生活支援拠点等プロジェクト会議について ・登録事業所の開示について ・プロジェクトメンバーの選定 ・プロジェクト会議の開催について 地域生活支援拠点等整備事業ガイドライン（案）について 4市・3基幹で協議継続中 ○3月27日 プロジェクト会議開催</p>

令和6年度 守山市障害者自立支援協議会の取り組み

1 定例会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
06-1	5/28	119	54	68	<p>【挨拶】 市障害福祉課、相談支援センターみらいく</p> <p>【話題】 自立支援協議会とは、参画機関自己紹介</p> <p>【報告】 *市障害福祉課 「もりやま障害福祉プラン2024」、 「就職支援事業」、 新規事業所紹介 *市通所施設連絡協議会 *事務局：令和5年度の振り返り *市発達支援課： 「小中学校から始めよう”じ・り・つ”講座」 *市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等</p>
06-2	7/23	118	40	47	<p>【連絡】 *市障害福祉課：夏季休暇余暇活動支援事業 *市通所施設連絡協議会 *支援センター風：「風フェス」案内 *働き・暮らし応援センターりらく： 就労支援事業合同説明会 *事務局：ホームページの開設</p> <p>【テーマ】「令和6年度報酬改定について」 市障害福祉課から情報提供、グループワーク</p> <p>【報告】 市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等</p>
06-3	9/24	118	36	40	<p>【連絡】 *市障害福祉課： 「重症心身障害児・医療的ケア児等と家族の暮らしを考えるシンポジウム」、「障害者就職フェア」「もりやま地域共生大会」 *市通所施設連絡協議会：「きょうされん全国大会」 「手をつなぐ育成会から」 *滋賀県立リハビリテーションセンター： 多職種連携学会講演会「誰一人取り残さない防災」</p> <p>【テーマ】「放課後等デイサービスの取り組み」</p> <p>【報告】 市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等</p>
06-4	11/26	118	38	42	<p>【連絡】*障害福祉課より：もりやま地域共生大会、障害者週間、 医療的ケア児コーディネーター設置委託業務 *市通所施設連絡協議会</p> <p>【テーマ】「災害支援2024」 *危機管理課、健康福祉政策課より話題提供 *避難行動要支援者名簿の対象者は9532名。 その内身障1級～3級は1118名でその内同意が 得られているのは841名。</p> <p>【報告】市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等</p>
06-5	1/28	118	34	38	<p>【連絡】*障害福祉課より： 市役所開庁時間の変更、新規事業所、守山市重症心身障害児者・医療的ケア児等支援者のための研修会について *市通所施設連絡協議会</p> <p>【テーマ】「就労選択支援事業について」 報告者：働き暮らし応援センターりらく相馬氏</p> <p>【報告】市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等</p>
06-6	3/25	118	34	37	<p>【連絡】*障害福祉課より 市役所駐車場について、開庁時間の変更、市内事業所の情報</p> <p>【テーマ】「地域生活支援拠点等の整備について」 「医療的ケア児等コーディネーターの役割について」 報告者：守山市障害福祉課 齊藤氏 中川氏 医療的ケア児等コーディネーター 吉田氏</p> <p>【報告】市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等</p>

2 全体会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題

3 部会・検討会議・学習会等開催

名称	開催日	議題
発達支援部会	令和6年 12月17日(火)	講義 演題:こども家庭センター・要保護児童対策地域協議会について 講師:こども家庭相談課・子育て応援室 参事 平 将法氏 事例検討: 事例を通じてできる支援、地域の課題・あったらよいサービスを考える
相談支援部会	令和6年 6月25日(火) 12月24日(火)	情報共有、事例検討 等 6月:*市障害福祉課から情報提供 「相談支援専門員の就職支援事業補助金」 「相談支援給付特別加算費」「セルフプラン率」 *モニタリング検証 12月*新規事業所紹介 ゆいの里様 OASIS GARDEN様 *障害福祉課からの情報提供 *ワールドカフェ形式のグループワーク 『今年ががんばったなあと自分をほめたいケース対応』から見える地域課題やモヤモヤ
守山市・栗東市 合同相談支援部会	令和6年 5月22日(水) 8月27日(火) 11月27日(水) 令和7年 2月25日(火)	令和6年度の取り組み *情報共有・意見交換・交流 *3つの地域課題(テーマ)で意見交換、整理をおこなう 「余暇支援」 人材も場所も資源は不足。余暇支援では、当事者の視点を大切に、支援者が主体的に情報収集し選択肢を広げることが重要。 相談員同士の連携や学び合いの場づくりも今後の課題。 「住まいの場」 住まい探しの課題と、住み始めてからの課題がある。保証人不在や物件審査の壁、既存GHとのミスマッチなど住まい確保が困難で、生活面でも支援不足や孤立が課題。 体験機会の提供や相談窓口の周知、地域全体での支援体制づくりが求められている。 「緊急時対応」 強度行動障害や医療的ケアの対応先不足、緊急時の調整困難などが課題となっており、相談支援体制や地域資源の整備、人材育成が求められている。 安心して利用できる緊急時の仕組みを整えるため、地域・支援者間の連携や情報共有が必要である。 *研修会 講義『障害者虐待を防ぐために』 講師:滋賀県社会福祉士会 伊関 信博氏 グループワーク 事例に沿って意見交換をする。 不適切なことをそのままほっておかず、誰かに相談する。 虐待ではなかったとしても、すぐに相談(内部で確かめてから等)せず、行政にも相談することが大事。

※中止、延期のある場合は、開催予定日の下に中止・延期と記入ください。

令和6年度 栗東市障がい者自立支援協議会の取り組み

1 定例会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
第1回	令和6年 4月24日 (水)	82	47	54	【挨拶】 市障がい福祉課、相談支援センターみらいく 【話題】 参画機関自己紹介 【報告】 *市事業所連絡協議会 *事務局:令和4年度の振り返り *市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等
第2回	6月26日 (水)	83	35	44 +2	【連絡】 *市事業所連絡協議会 *働き・暮らし応援センターりらく 「就労支援事業所合同説明会」 【テーマ】「じゅうそうの支援ってなに？」 講師:市社会福祉課 意見交換 【報告】 市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等
第3回	8月28日 (水)	84	35	43 +3	【連絡】 *市障がい福祉課:新規事業所紹介 *市事業所連絡協議会 *事務局:ホームページの開設 *支援センター風:「風フェス」 *県立リハビリテーションセンター: 多職種連携学会講演会「誰一人取り残さない防災」 【テーマ】「災害時支援2024」 講師:市危機管理課、市社会福祉課 質疑応答、意見交換 【報告】 市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等
第4回	10月23日 (水)	84	27	34 +2	【連絡】 市事業所連絡協議会 【テーマ】「支援者のメンタルヘルス」 研修動画視聴、グループで意見交換 【報告】 市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等
第5回	12月25日 (水)	86	29	36	【連絡】市事業所連絡協議会 【テーマ】「就労選択支援事業について」 講師:湖南地域働き暮らし応援センターりらく 質疑応答、意見交換 【報告】市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等
第6回	令和7年 2月26日 (水)	87	29	33 +2	【連絡】市事業所連絡協議会 【テーマ】「地域生活支援拠点等整備事業、 障がい福祉計画・障がい児福祉計画、 人材確保について」 講師:障がい福祉課 グループで意見交換 【報告】市・圏域自立支援協議会 連携会議、部会等

2 全体会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題

3 部会・検討会議・学習会等開催

名称	開催頻度	議題
発達支援部会	令和7年 1月23日(木)	<p>話題提供「大学生期の支援～自己理解と合理的配慮～」 講師:滋賀県立大学障がい学生支援室 河合智子氏 グループ討議</p> <p>総括: *就労や自立においてはハードスキル(学力や成績)よりもソフトスキル(生活スキル)が大切。 *自己理解は周りから配慮されていることに気づくことから始まる。 *自身のことを自ら考え、主張し、選び取る権利(セルフアドボカシー)が合理的配慮を考えるうえで大切である。自ら主張していくために、幼児期から大学までの支援は、それ以降、社会で主体的に支援を受けるための練習でもある。</p>
相談支援部会	令和6年 7月24日(水) 令和7年 1月22日(水)	<p>情報共有、事例検討 等 7月:モニタリング検証 1月: *市障がい福祉課から情報提供 障害児相談事業所の不足。 栗東市社協の居宅・同行援護の休止。 *トークタイム「普段聞けないあんなこと、 今更聞けないこんなこと」</p>
守山市・栗東市 合同相談支援部会	令和6年 5月22日(水) 8月27日(火) 11月27日(水) 令和7年 2月25日(火)	<p>令和6年度の取り組み *情報共有・意見交換・交流 *3つの地域課題(テーマ)で意見交換、整理をおこなう 「余暇支援」 人材も場所も資源は不足。余暇支援では、当事者の視点を大切に、支援者が主体的に情報収集し選択肢を広げることが重要。 相談員同士の連携や学び合いの場づくりも今後の課題。 「住まいの場」 住まい探しの課題と、住み始めてからの課題がある。保証人不在や物件審査の壁、既存GHとのミスマッチなど住まい確保が困難で、生活面でも支援不足や孤立が課題。 体験機会の提供や相談窓口の周知、地域全体での支援体制づくりが求められている。 「緊急時対応」 強度行動障害や医療的ケアの対応先不足、緊急時の調整困難などが課題となっており、相談支援体制や地域資源の整備、人材育成が求められている。 安心して利用できる緊急時の仕組みを整えるため、地域・支援者間の連携や情報共有が必要である。 *研修会 講義『障害者虐待を防ぐために』 講師:滋賀県社会福祉士会 伊関 信博氏 グループワーク 事例に沿って意見交換をする。 不適切なことをそのままほっておかず、誰かに相談する。 虐待ではなかったとしても、すぐに相談(内部で確かめてから等にせず)、行政にも相談することが大事。</p>
就労部会	令和6年 ①5月16日(木) ②7月18日(木) ③9月19日(木) ④11月21日(木) 令和7年 ⑤1月16日(木) ⑥3月13日(木)	<p>就労支援機関同士の関係構築、地域課題の共有、就労支援サービスの質の向上を図り、就労や地域生活の充実、社会参加の促進をめざす。 今年度の取り組み:ケース検討、企業の視察、研修会等 5月: *自己紹介 *情報共有「障害者就労関係トピックス」「就労選択支援」 7月:事業所(企業)見学 「呉羽テック事業所」 9月: *ケース検討 栗東市商工観光労政課 *よりよい就労選択支援事業をめざす啓発活動 *巡回相談 11月: *就労選択支援事業について 話題提供:働き・暮らし応援センターりらく 河尻 1月:中止 3月:中止</p>

令和6年度 野州市障がい者自立支援協議会の取組

1 定例会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
06-1	6/11	75	32	44	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度自立支援協議会の活動実績の報告 湖南地域の自立支援協議会の活動報告 報酬改定に関する研修 県障害者自立支援協議会 大平氏 市、事業所からの報告
06-2	10/8	76	19	31	<ul style="list-style-type: none"> 湖南地域の自立支援協議会の活動報告 各部会からの活動報告 市、事業所からの報告 移動支援事業に係る意見交換会について 日中一時支援事業の見直しについて 保護者向け福祉サービスなんでも相談会について be smile week(障がい者週間イベント)について など
06-3	12/10	75	26	36	<ul style="list-style-type: none"> 市自立支援協議会 各部会からの活動報告 湖南地域の自立支援協議会の活動報告 「就労選択支援事業について」研修 あすこみっと 河尻氏
06-4	3/11	75	21	29	<ul style="list-style-type: none"> 市自立支援協議会 各部会からの活動報告 湖南地域の自立支援協議会の活動報告 相談支援事業所からの事例報告 野州市社協障がい者相談支援センター 久野氏 「BCP策定と運用について」研修 びわこ学園医療福祉センター野洲 野村氏

2 全体会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
06-1					
06-2					

3 運営会議開催

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
06-1	4/16	11	9	14	(議題) <ul style="list-style-type: none"> 第1回定例会議の内容等 ・年間テーマ 住まいの場について ・基幹相談支援センターについての説明 地域生活支援拠点についての説明 ・令和6年度報酬改定 市の職員体制
06-2	5/14	11	8	12	(議題) <ul style="list-style-type: none"> 第1回定例会議の内容等 年間テーマ 基幹相談支援センターについての説明 情報共有
06-3	7/9	11	8	12	(議題) <ul style="list-style-type: none"> 第1回定例会議の振り返り 令和6年度住まいの場研修会 令和6年度定例会議研修内容等 人材育成と若手職員のつながりづくりの場 運営会議への参加(新規事業所) 情報共有 自立支援協議会について

06-4	9/10	12	8	9	(議題) ・市障がい者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・湖南地域障害児者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・発達支援部会について ・住まいの場研修会 ・第2回定例会議の内容等
06-5	10/1	12	7	11	(議題) ・市障がい者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・湖南地域障害児者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・日中一時支援の見直しについて ・第2回定例会議の内容等 ・各関係機関からの事例報告
06-6	11/12	12	10	14	(議題) ・新しい構成機関について 2事業所 ・市障がい者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・湖南地域障害児者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・第3回定例会議・第4回定例会議内容等 ・各関係機関からの事例報告
06-7	1/21	12	9	10	(議題) ・市障がい者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・湖南地域障害児者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・第4回定例会議内容等 ・令和7年度スケジュールについて ・令和7年度研修等取り組み内容について ・各関係機関からの事例報告
06-8	2/18	12	8	11	(議題) ・市障がい者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・湖南地域障害児者自立支援協議会 各分会・プロジェクトからの報告 ・第4回定例会議内容等 ・令和7年度スケジュールについて ・令和7年度研修等取り組み内容について ・各関係機関からの事例報告

3 部会・検討会議・学習会等開催

名称	開催日	議題
相談部会	5/15(水)	・県障害者自立支援協議会 大平氏 報酬改定について ・相談事業所同士の情報共有、意見交換、事例検証
	9/11(水)	・相談事業所同士の情報共有、意見交換、事例検証 ・基幹相談支援センターからの報告と情報共有
	2/19(水)	・相談事業所同士の情報共有、意見交換、事例検証 ・基幹相談支援センターからの報告と情報共有・相談支援事業所への助言等について

名称	開催日	議題
就労部会	5/9(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所同士の情報共有、意見交換 ・制度や報酬改定について ・障がい者就労関係の諸課題についての共有
	7/11(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所同士の情報共有、意見交換 ・制度や報酬改定について ・障がい者就労関係の諸課題についての共有
	9/12(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所同士の情報共有、意見交換 ・地域共生社会、精神保健医療福祉など各検討会について ・就労選択支援事業について
	11/14(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所同士の情報共有、意見交換 ・障害者就労支援人材育成について ・障がい者就労関係の諸課題についての共有
	1/9(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所同士の情報共有、意見交換 ・就労継続A型の雇用問題について ・障がい者就労関係の諸課題についての共有
	3/13(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所同士の情報共有、意見交換 ・制度や報酬改定について ・障がい者就労関係の諸課題についての共有
名称	開催日	議題
余暇支援検討会	4/17(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度の振り返り ・居場所作りプロジェクトについて(大人食堂など) ・地域生活支援事業の見直しについて(移動支援事業・日中一時支援事業)
	9/4(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業に係る現状把握や課題解決に向けて ・日中一時支援事業の見直しについて ・福祉サービス相談会について など
	10/2(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業に係る現状把握や課題解決に向けて ・日中一時支援事業の見直しについて ・保護者向け福祉サービス相談会について ・第1回夕食交流会について
	2/19(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス相談会について ・夕食交流会について
名称	開催日	議題
住まいに関する 情報交換の場	9/27(金)	<ul style="list-style-type: none"> 9/27 研修会 ・住倉グループホーム久保氏 事例および支援報告 ・入居支援センター尾畑氏 事例および支援報告 ・野洲市社協本田氏 住まいの調整とサービス利用について ・地域生活支援センター風 住まいの調整とサービス利用について ・質疑応答 ・アンケート回収
	2/27(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・9/27研修会の振り返り(アンケート内容・住まいの調査) ・グループホームからの報告 えまい 島崎氏 ・住まいについての話題提供 びわりん 金澤氏 ・グループワーク「障がい者の“住まい”について思うこと」 ・全体共有と意見交換 ・アンケート回収

名称	開催日	議題
障がい福祉計画部会	3/18(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲市内の障がい者数の推移 ・第2次野洲市障がい者基本計画における目標施策の実施状況 ・障害福祉サービスの利用状況
発達支援部会	休会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度より再開予定
意見交換会等	開催日	議題
移動支援事業等に係る現状把握や課題解決に向けての意見交換	5/23(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業についての確認 ・野洲市から情報共有(事業の課題、厚労省資料説明、事業所アンケートについての説明)
	6/3(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業の現状について
	6/27(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・市障がい福祉課から 身体介護を伴う・伴わないの基準についての説明 ・計画相談事業所より、移動支援事業の利用ケースの報告
	7/17(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(計画相談事業所・移動支援事業所からの聴き取り)
	8/23(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換(計画相談事業所・移動支援事業所からの聴き取り)
	9/26(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見集約 提案の整理
移動支援事業意見交換会	3/6(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業等に係る意見交換の場について(振り返りと課題の説明) ・野洲市障害者等移動支援事業について 障がい福祉課より ・居宅介護(通院等介助)について 障がい福祉課より ・質疑応答
人材育成とつながりづくり やす福プロジェクト 第1回アドバイザー会議	2/14(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・やす福プロジェクトの概要説明 ・開催内容について ・意見交換(人材育成・人材確保等についての情報共有)

※中止、延期のある場合は、開催予定日の下に中止・延期と記入ください。

令和6年度湖南地域障害児・者自立支援協議会 進路部会の報告

第1回進路部会報告

第1回(6月)開催分

報告者: 石田 (野洲養護学校進路指導部)

開催日	令和6年6月28日(金)	開催場所	南部合同庁舎 別館3階
構成機関数	131機関	出席機関 (内Web出席)	出席者 (内Web出席)
		51機関 (11機関)	56名 (11名)

今回の定例会議における重点報告事項

- ① 2023年度 卒業生の進路状況について
2024年度 卒業予定者(高3生)の進路希望状況について
- ② 障害者福祉サービス事業所の状況について
- ③ その他

重点報告の内容について

報告	報告の内容	特記事項など
①	<p>特別支援学校・教育・訓練機関等からの卒業生数・・・83名</p> <p>【決定状況】</p> <p>生活介護／通園タイプ・・・1名 生活介護／創作タイプ・・・13名 就労継続支援B型・・・20名 自立訓練・・・9名 就労移行支援・・・4名 就労継続支援A型・・・5名 企業就労・・・25名 進学・・・5名 訓練校・・・0名 未定・・・1名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度の卒業生(高等学校・特別支援学校等教育機関)の進路状況を報告。80名台になり、卒業生は大幅に増加している。 ・各機関より各々順調な様子であることの報告があった。一方で、すでに離職をしたとの報告もあった。 ・生活介護の併用利用、就労継続B型の併用利用が近年増えてきている傾向がある。 ・卒業後のGH利用者も多くなってきている。 ・進路先未定者をはじめ、在学中から家庭支援が必要な者、ケース会議を行っている者については、卒業後も在住の行政担当者、計画相談員、学校など卒業後も連携しながら関わっていくケースが増えている。
	<p>新高3生の進路希望状況・・・91名</p> <p>【進路希望状況】</p> <p>生活介護／通園タイプ・・・8名 生活介護／創作タイプ・・・6名 就労継続支援B型・・・38名 自立訓練・・・1名 就労移行支援・・・5名 就労継続支援A型・・・4名 企業就労・・・22名 進学・・・4名 訓練校・・・0名 未定・・・4名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、卒業・卒園予定者の進路希望状況を各教育機関から報告を行った。昨年度卒業生より大幅に増加しており、90名台になった。 ・別紙の【進路希望・実習先】については、現段階での希望である。今後、各学校や教育訓練機関において実習を行う予定である。また、異なる事業形態でも実習を重ねている。進路決定に至るまで、様々なことを考えながら自己決定できるように取り組んでいる。 ・不登校生徒に対する関わり方、支援方法などで困難なケースが見られる。また、家庭状況により、卒業後すぐにGHを希望するケースも増えている。引き続き関係機関と連携しながら進めることが求められる。 ・児童福祉施設と学校に籍がある生徒で、施設入所先を検討している。日中活動の場と住まいの場を同時に必要とする例も増えている。 ・高等学校にも特別な支援が必要な生徒が在籍しており、卒業後の進路を考える上で福祉分野を考える生徒も見られるようになってきた。
②		<ul style="list-style-type: none"> ・参加事業所(オンラインを含む)より、配布資料の順番に基づき報告を行った。各事業所より現時点での事業内容や定員などについて説明を行った(詳細は会議資料参照)
③		<ul style="list-style-type: none"> ・りらくより、今年も8月17日(土)に圏域内の就労移行支援事業所合同説明会を開催予定。 ・今後の進路部会の調査日程と開催日について周知を行った。

令和6年度湖南地域障害児・者自立支援協議会 進路部会の報告

第2回進路部会報告

第2回(10月)開催分

報告者：石田(野洲養護学校進路指導部)

開催日	令和6年10月4日(金)	開催場所	南部合同庁舎 別館3階
構成機関数	131機関	出席機関 (内Web出席)	出席者 (内Web出席)
		47機関 (9機関)	54名 (9名)

今回の定例会議における重点報告事項

- ① 前回、「第1回目進路部会」の報告
- ② 2024年度 卒業予定者(高3生)の進路希望状況について
- ③ 障害者福祉サービス事業所の状況について
- ④ 作業部会からの調査報告について【今回はなし】報告書が出来次第各自立支援協議会等で報告
- ⑤ その他

重点報告の内容について

報告	報告の内容	特記事項など
①	別紙参照 『第1回進路部会報告』 6月28日(金)開催	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度卒業生の進路状況を各校より報告。 ・2024年度卒業生予定者(現3年生)の進路状況。 ・障害者福祉サービス事業所の状況について。
②	<p>新高3生の進路希望状況・91名</p> <p>【進路希望状況】</p> <p>生活介護／通園タイプ・・・8名 生活介護／創作タイプ・・・7名 (6→7)</p> <p>就労継続支援B型・・・34名 (38→34)</p> <p>自立訓練・・・1名 就労移行支援・・・5名 就労継続支援A型・・・7名 (4→7)</p> <p>企業就労・・・23名 (22→23)</p> <p>進学・・・4名 訓練校・・・0名 未定・・・2名 (4→2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育機関、事業所より報告を行った。その中で、人数的には、生活介護、就労継続A型B型、企業、未定者で前回6月以降の人数に変化が見られた。左の報告内容を参照。 ◎各校進路担当より、現3年生の進路状況、課題も含めて報告を行った。 ・各校で進路状況の進捗状況は異なる。高等養護学校からは、企業に進む生徒が多い中、進路が決定に至る報告もあった。その他にもこれから最終の実習を通して、進路決定に向けて取り組んでいるとの報告が多くみられた。 ・各校からの課題として、進路決定が難しい生徒については、不登校の生徒、行動障害がある生徒の進路状況に難しさが見られること、生活介護の創作系の受け入れが難しい状況であること。また、家庭支援が必要なケースがあること、スマホ依存になっている生徒も多いことが挙げられた。 ・進学を考えている生徒もいる中で、今後受験していくが、可否に関わり、福祉の方へ進路変更する生徒も出てくるかもしれない。 ・GHを希望する生徒の進め方について質問があった。基本的には、在住する行政、障害福祉課が関わるケースが多く、学校と連携しながら進めていくケースが多い。 ・盲学校、聾学校からは、学校の特徴や生徒たちの障害特性、今後の生徒状況についても報告があった。 ・生活介護の創作系タイプにあたる強度行動障害がある生徒について、圏域内で受け入れや課題を検討する所はあるのかどうかとの質問が出た。大津などでは、部会などで話しているケースもあるが湖南圏域ではない。行動障害ネットという部会では、強度行動障害がある方の支援方法や関わり方などを学ぶ機会はあるが、受け入れや課題について話すところはないのが現状である。
③		<ul style="list-style-type: none"> ・参加事業所(オンラインを含む)より、席順に沿って順番に報告を行った。各事業所より現時点での事業内容や定員などについて説明を行った。(詳細は会議資料参照) ・また、各事業所から近況の仕事内容も含めて報告があり、他の事業所の様子も分かった。
④		<ul style="list-style-type: none"> ・例年10月の第2回進路部会で作業部会の報告を行うが、報告資料に誤りがあったことから再検討することになったことで、今回の部会での報告はなくなった。今後は、報告資料ができてから、各市の自立支援協議会での報告となる。
⑤		<ul style="list-style-type: none"> ・りらくより3点。 ・今年も8月17日(土)に圏域内の就労移行支援事業所合同説明会の報告。 ・就労支援の相談の案内。 ・就労選択支援事業について出前講座の案内。 ・今後の進路部会の調査日程と開催日についての案内。

令和6年度湖南地域障害児・者自立支援協議会 進路部会の報告

第3回進路部会報告

第3回（2月）開催分

取扱注意資料

報告者：石田（野洲養護学校進路指導部）

開催日	令和7年2月7日（金）		開催場所	南部合同庁舎 別館3階
構成機関数	131機関	出席機関 (内 Web 出席)	47機関 (3機関)	出席者 (内 Web 出席)
				53名 (3名)

◇今回の定例会議における重点報告事項

- ① 前回、「第2回進路部会」の報告
- ② 2024年度 卒業予定者（高3生）の進路希望状況について
- ③ 2025年度 卒業予定者（高2生）の進路希望状況について
- ④ 障害者福祉サービス事業所の状況について
- ⑤ 作業部会からの調査報告について
- ⑥ その他

◇重点報告の内容について

報告	報告の内容	特記事項など
①	第2回進路部会報告 (10月4日(金)開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年度卒業生予定者（現高3年生）の進路状況。 ・障害者福祉サービス事業所の状況について。 ・不登校の生徒の対応。関わり方について。
②	高3生の進路希望状況・ 91名 【進路希望状況】 生活介護／通園タイプ・・・8名 生活介護／創作タイプ・・・7名 就労継続支援B型・・・30名 自立訓練・・・3名 就労移行支援・・・6名 就労継続支援A型・・・8名 企業就労・・・22名 進学・・・4名 訓練校・・・0名 未定・・・3名	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育機関、事業所より報告を行った。その中で人数的には、生活介護、就労継続A型B型、企業、未定者で前回10月以降の人数に変化が見られた。左の報告内容を参照。 ・各校進路担当より、現3年生の進路状況、課題も含めて報告を行った。傾向としては、当初B型を希望していた生徒が、自立訓練、就労移行、A型へ進路変更している様子が調査を通して分かる。 ・各校からの課題として、引き続き進路決定が難しい生徒については、不登校の生徒、行動障害がある生徒の進路状況に難しさが見られること。自身の障害受容というところも大きな課題である。また、生活介護の創作系の受け入れが難しい状況は変わっていない。 ・一般高校に在籍している生徒の中にも特別な支援が必要な生徒は在籍している。その中で企業就労する生徒たちが支援者と関わることができるのかどうか。一りらくが関わっている。
③	高2生の進路希望状況・ 92名 【進路希望状況】 生活介護／通園タイプ・・・9名 生活介護／創作タイプ・・・16名 就労継続支援B型・・・35名 自立訓練・・・7名 就労移行支援・・・8名 就労継続支援A型・・・1名 企業就労・・・16名 進学・・・0名 訓練校・・・0名 未定・・・0名	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度と比べ全体的には1名増であるが、生活介護（創作）と就労継続B型を希望する生徒が大幅に増えている。 ・進路希望・実習先については、記載されているがこれまで行った所であり確定ではない。これから新3年生になり、どの生徒も実習を積み重ねながら進路決定に至る予定。 ・一校に医療的ケア生が7名と非常に多い学年である。 ・各学校からの課題欄には、不登校傾向がある生徒、知的障害と聴覚障害の重複する生徒、情緒の不安定な生徒も多いとのこと。 ・家庭支援が必要なケース。ケース会議を開いているケースなど関係者の連携が必要なケースが多く見られる。
④		<ul style="list-style-type: none"> ・参加事業所（オンラインを含む）より、席順に沿って資料を基に順番に報告を行った。各事業所より現時点での事業内容や定員などについて説明を行った。（詳細は会議資料参照）特に調査の備考欄を中心に詳細説明があった。また、4月から受け入れ予定している事業所からの報告もあった。 ・来年の調査に関わる所で、週に1、2日だと受け入れが可能などの事業所もある中で、定員を1日0.2として報告してもらうのはどうかと事務局で話していること。次年度の調査前に調査方法を明記できればと考えていることを報告。 →基本は週5日で受け止めたいと考えている事業所にとっては、調査報告する際受け入れ可能数を1にするか0にするかで事業所内で会議を持ち検討している。正確な調査にはつながるが、基本は週5日で受け入れたいと考えている事業所もあることを明記してもらう必要もある。再度事務局で検討してもらいたいとの意見をもらった。
⑤		<ul style="list-style-type: none"> ・昨年10月以降、各市の自立支援協議で報告がされているが、進路部会では行うことができていなかったため報告を行った。（障害者相談支援センターあんずより）資料を基に「調査から把握したこと」を丁寧に報告がされた。その中で6年後の生活介護事業所の通園と創作系で事業所が不足することが改めて調査で明らかになった。 ・強度行動障害がある生徒の中で生活介護の受け入れが難しい状況の中、湖南圏域として話していく場所はどこなのか。各市町の行政は把握しているのか。今後の進路部会の在り方についての意見も出た。
⑥		<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所への調査に関わり、たくさんの事業所があるが、それぞれどんな特色があるのかタイプ別に調査しても良いのか。そのことで選択肢の幅も広がるのではないかと意見をもらった。

令和6年度 重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム

■重症心身障害児者医療的ケア児等支援推進チーム会議の開催

事務局会議3回 チーム全体会議3回

目的：住みなれた地域で健やかに成長発達できるための取り組みの検討と支援体制充実

内容：R5年度の実態調査結果に基づく取り組みの検討とシンポジウム開催に向けての協議

■湖南圏域重症心身障害児者医療的ケア児等に関するシンポジウムの開催

開催日：令和6年9月29日（日）13:30～15:30

会場：草津市立市民交流プラザ 大会議室（フェリエ南草津5階）

○zoomによるハイブリッド方式にて開催

内容：R5年度湖南圏域での実態調査結果の報告
調査結果に関するパネルディスカッション



令和7年度の方角性

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム会議を開催し、圏域の課題検討と支援体制充実を図る。

湖南地域行動障害支援ネット 第61回定例会議 報告

日時：2024（令和6）年6月20日（木）16：00～17：45

場所：南部合同庁舎 別館3階大会議室

参加者：27 機関 31 名

1. 行動障害支援ネットについて（太田氏より）

湖南地域障害児（者）自立支援協議会の部会として、今年度で16年目を迎える。地域の障害福祉サービス事業所、学校、専門機関や行政と連携をして障害の理解を深め、有効な支援方法を探ったり、地域づくりにも取り組んでいく。

偶数月に定例会を年5回、2月には学習会を開催している。

2. 湖南地域行動障害支援ネット 学習会 11 振り返り（日野氏より）

3. 自己紹介

4. グループワーク

統一したテーマを決めずに、グループごとに情報・意見交換を行った。

〈意見交換〉

- ・学校教育の重要性。小学部の教員が高等部卒業後のことを知ることで支援に連続性を持たせる。
- ・本人が何に興味があるのか本人にとって支援がどうなのか客観的にモニタリングすることが大切。
- ・本人と関わる事業所等が協力、ネットワークを作ることでよりよい支援につながっていく。
- ・本人の気持ちの波が大きい。原因の探りにくさがある。
- ・見通しを持てるように支援することで落ち着かれた例もある。
- ・強度行動障害を呈する方の利用できる GH が少ない。
- ・構造化をどこまでするのか。
- ・本人を知るための工夫をどうするのか。
- ・家族への伝え方に苦慮することがある。
- ・本人と関わる事業所等が協力、ネットワークを作ることでより良い支援につながる。
- ・職員体制の厳しさがある。職員の高齢化、人員不足もあり、人材育成も難しい。
- ・研修に参加しづらい環境である。
- ・行政として事業所の特徴や内容等の情報を持っていないため、正確に伝えられないことがある。情報共有の機会の必要性を感じる。

5. 次回の日程

第62回定例会議の案内

2024（令和6）年8月22日（木）16：00～ 実践報告と意見交換

作成者：障害者相談支援センターあんず 木原 圭子

日 時:2024(令和6)年8月22日(木)16:00~18:15

場 所:南部健康福祉事務所 3 階大会議室

参加者:25 機関 28 名

1. 湖南地域行動障害支援ネット第 61 回定例会議振り返り
2. 実践報告

「日ごろの実践の中で見えてくるもの」

滋賀県立野洲養護学校 進路指導部 山本 晃弘先生

内容①野洲養護学校の紹介

②日ごろの実践の中で見えてくるもの

③まとめ

質問・感想

○通所作業所より

*職員同士が話し合える場が必要かと思うが、その時間をどのようにとっているか。

⇒放課後等に取り替えているが、様々な勤務体系の職員がいるので、一緒に支援に入っている時に情報共有をしたり、日ごろのコミュニケーションを大切にしている。

*生徒を実習に送り出す時に学校側が事業所に望むことはあるか。

⇒実習を受けてもらえることはありがたい。生徒のことを知ってもらえればと思っている。

*実習の時に先生が細かく支援されているのに驚いた。

⇒丁寧に支援しているが、やりすぎていないかも日ごろ気にしている。見極めが大事。

○入所事業所

*チームで支援する中での連携の重要性について再確認できた。本人の得意なことに目を向けて、信頼、安心につながる支援を重ねることが利用者さんの対人的な力を育むことにつながると感じた。

○相談支援

*生徒との関わりの中で嬉しかったことは？またストレスマネジメントはどうされているか。

⇒生徒との関係がうまく作れた時に嬉しさを感じる。ストレスマネジメントは冗談を言っている。ストレスをためて接していると相手に伝わっていると思っている。

*連携について大切にしていることは？作業所から学校に求められていることはあるか？

⇒卒業して終わりではなく、支援するチームの一員であり続けることが大切だと感じている。

放課後等デイサービスから学校への要望も増えており、学校へ見学に来てくれる事業所もある。作業所からは学齢期にできる楽しいことをしてあげてください、社会に出た後のことを考えて支援してほしいと言われている。

○専門機関

* 保護者との関わり方はどうされているか？

⇒まず保護者の思いを聞く。生徒の学校での姿を丁寧に伝えながら、少しずつでも学校に気持ちを向けてもらえるようにしている。親としての思いを尊重しながら本人のことを伝え積み重ねていく。

* スタッフ間で共通した対応を取ることの難しさ、支援における「しか」を作らない良い連携で支援することの重要性を再確認した。

○県発達 宇野先生より

* 滋賀県内の養護学校の生徒数の増加は、県外からの転入者が増えた。生徒一人当たりの教員数が全国トップクラスであったことも要因の一つ。

* 養護学校の支援体制について

マンツーマンでの支援は学校卒業後に継続することは不可能。社会に出ることを見据えて、複数の生徒を支援するスキルが教員に求められる。

* 放課後等デイサービスと学校との連携は両者にとって必須。本人のためかどうかを考えて支援してほしい。

○びわこ学園野洲 石井先生より

* 環境の変化による行動の変化のあらわれについて、予測建てに基づいた活動内容や環境調整などの支援の組み立てをすることが重要。

* 支援における「しか」「でも」について

本人にとっては『この人「しか」だめ』から『この人「でも」大丈夫』になることは、対人関係における力がつくということ。特に重度の方にとって複数の人からの支援を受けて生活できるということは、大きく言うと「自立」とも言える。他者に委ねることができれば家族は手を引くことができ、本人も親離れできる。支援者にとっては、自分の支援を客観視することが重要。職人技に陥らないためには支援を言語化して共有することが必要。支援の根っこの部分を許攸していないといけない。

【次回 第63回定例会議の案内】

10月17日(木)16:00～ 南部健康福祉事務所3階大会議室にて

草津市の事業所からの実践報告

報告者:障害者相談支援センター あんず 木原 圭子

湖南地域行動障害支援ネット第63回定例会議 報告

日 時:2024(令和 6)年 10 月 17 日(木)16:00~17:55

場 所:南部健康福祉事務所 3 階 大会議室

参加者:24 機関 29 名

1. 湖南地域行動障害支援ネット第 62 回定例会議 報告

2. 実践報告

『構造化による過ごしやすい毎日へ』

ワークパートナーきらら北山田 発表者:保坂 祥子さん、新延 達也さん

* 担当相談員(計画相談)より概要説明

* 資料に沿って発表

・今後の課題の中で上げていることについて助言等いただけるとありがたい。

《質問・感想》

○通所事業所・訪問事業所

* 支援の統一化に困難さを感じている。

* 特定の職員が対応せざるを得ないことが多々ある。対応する職員を限定しないようにしていきたいがうまくいかないことがある。

* 日々の情報共有が大切だと感じた。

* 本人の強みをどう支援に活かしていくかを職員同士でよく話している。

* 急な予定変更にはどのように対応されているのか。⇒静かな環境を提供する。毎日安心して過ごしてもらって家に帰ることを意識していた。整ってくると急な予定変更に対応できるように自然となってきた。

* 本人に何人の支援員が関わっているのか。⇒男性1名、女性2名で対応している。女性職員が主で対応している。

* A さんが事業所の利用前にアセスメントはあったのか。⇒学校からのアセスメントの引継ぎがなかったと思われる。見立てがなく、当時はどうしてよいのかわからなかった。

○教育機関・専門機関

* 「本人の強みを正しく知りたい」ということがとても大事だと思った。

* 支援の見通し期間はどのくらいで設定しているのか。⇒学校を基準にして1年単位のスケジュールリングをしている。

* コミュニケーション手段を見つける取組だと思った。

○相談支援

* 支援が同じベクトルに向くようになった工夫は。⇒本人の過ごしを職員が楽しみ、共有することをお願いしている。

* 環境設定の仕方が素晴らしいと感じた。

* ご家族の希望はサービスを増やしてほしいだったが、本人の実態から短期入所の利用は難しいだろうと思われていた。構造化の取組により、本人が落ち着いて過ごせている変化が生まれ、短期入所利用の動きとなった。

* 予定外に突発的なことが起こった場合の対処方法は？⇒職員には常に予期せぬことが起こることを伝えている。所外に出たら見守る、離れない。どの職員も常に気に掛けるようにしている。

○行政機関

* 同じ支援を行うことが大切だと感じた。

* 本人の持っている力を引き出す支援をされている。構造化の程度(声の大きさの統一等)をどうしているのか。

⇒きっちり過ぎると職員に負担がかかるので、本人が安心して過ごせる程度と思っている。声の大きさは実際に声を出して示している。

《総評》

○びわこ学園医療福祉センター野洲

養護学校を卒業してからの移行期には必要な期間がある。

人に依存しなくても安心して過ごせる環境設定ができたことが有効であった。

学校での取り組みを事業所に引継ぎができていれば環境の変化に対しての混乱が少なくて済む。

事業所は実践の中で本人の力を理解することが出来ている。本人の持っている力から支援の方法を検討することが必要なこと。

○滋賀県発達障害者支援センター

* 支援の大きなポイントは「本人を正しく知りたい」。正しく知ることを丁寧にすることが支援の方法に大きく影響する。

* 構造化が目的になってしまうのではなく、構造化はあくまで手段である。

* きらら北山田さんにコンサルテーションで訪問しているが、直接支援に関わっている職員だけでなく、他の職員も本人支援について学ぼうという姿勢がある。

* 予定変更については、本人に予定は変わるものと理解してもらうところからが支援となる。まずは予定変更の際、好きなものに変える。予定の伝え方を学んでもらう。

3.次回の案内

日時:2024(令和6)年12月19日(木)16:00～

場所:南部健康福祉事務所 3階 大会議室

内容:野風草から実践報告の予定

(報告者:障害者相談支援センターあんず 木原 圭子)

日 時：2024（令和 6）年 12 月 19 日（木）16：00～18：00

場 所：南部健康福祉事務所 3 階大会議室

参加者：23 機関 28 名

1. 湖南地域行動障害支援ネット第 63 回定例会議報告

2. 実践報告

生活介護事業所 野風草 奥村 蓮さんより発表

* 資料に沿って発表

《質問・感想》

○教育機関・専門機関

* 併用利用のメリット、デメリットがあれば教えてほしい。

⇒メリットとしてはメリハリができています。野風草ではオフの時間、他事業所では作業をする。また本人の様子が 2 か所でわかる。

デメリットはオフをどこに持ってきたらいいのか。金曜日にして土日へとつなぐのがいいのか。週を通して考えたい。連絡帳で情報共有をして、現在は落ち着いているとの評価。

* 併用利用、少ない。今後の進路の参考にしたい。

* 班で小回りが利くのは良いと思った。いつ頃から班分けをしているのか。

⇒段階的に始めていって 3 年前から本格的に班分けをしている。課題が見えやすい。

○通所事業所・訪問事業所

* 実践報告を聞いて、相手の立場にたって状況を整理されたり情報共有されている結果かなと思った。参考になることがたくさんあった。

* 事業所に併用利用されている利用者が 1/3 いる。週 5 日の通所（変化が少ない）がよいのかなと思っている。学齢期から複数の放デイ利用等、併用利用の流れになってきているのかな。以前班分けをしていたが、うまくいなくてやめた経過がある。

* 構造化や対応方法はどのようにされているのか。

⇒視覚的刺激を減らす。必要最小限の伝え方をする。

* クラブ活動やミュージックケアについて教えてほしい。

⇒ミュージックケア：講師に来てもらっている。手遊び、音楽を少人数で楽しんでいる。

クラブ活動：4 つある。ロング散歩、短い散歩、カラオケ、レクリエーション

* 災害時緊急一時シェルター、市民ギャラリーと地域との関わりを積極的にされている。

* 自分の気持ちを受け入れてもらえる経験が積み重なって自分の思いをどんどん伝えられるようになったのかな。

○行政・専門機関

* 職員の配置を教えてください。

⇒ だいたい1.5対1で対応している。

* 落ち着いているときによいよ取りがあったのではないか

⇒ おやつ作り、おやつを買いに行く、楽しい活動の場を増やすように意識する。なるべく好きな関わりができるようにしている。

* 行動障害の方の対応は難しい。利用者・家族にとって安心して行ける場所が大切。難しい人を受け入れてもらってありがたい。

* 支援の仕方についてよくわかった。①土日の家での過ごしやサービスの利用はあるか。②就学時・学校の様子からどのように変わっていったのか。③言葉での意思表示、コミュニケーションの方法は？

⇒ ①お出かけが好き。ドライブ、ショッピングモールへお買い物、月1回ヘルパー利用②卒業してからの生活の変化が分かりづらいこともあり、パニックになっていた経過がある。③言葉をたくさん知っている。自分から発信できる人。

○相談支援事業所

* ケース会議の重要性について実感している。

* 同じような併用利用をしている方がいる。なぜAさんは落ち着かれたのかと思っていたが、県発達障害者支援センターから助言をもらい、不穏な時は個室に移動するなど本人が心地よいところを探している。

* 落ち着いてきたところでケース会議が開催していないのか。課題はないのか。

⇒ 食事中にえずく。嘔吐することもある。母から「食事をストップしてください」と言われているが、どうすればいいのか。どの程度でケース会議を開けばいいのか悩んでいる。

《総評》

○びわこ学園医療福祉センター野洲

・ えずきの原因について：感覚的なものか？医療的なところを調べて検討する。感覚的なものなら問題行動化する可能性もある。

・ 移行支援：週5日このプログラムでいけるのかという見通し。卒業時の移行、丁寧さが求められる。

・ 併用利用について：併用せざるを得ないケースがある。行くところがなく致し方なしの併用利用になることもあるが、ピンチはチャンスで併用のメリットはたくさんある。

一か所の事業所では抱えきれない。だが、プランは必要。本人にとってベターな生活を考える。支援チームが切れてしまうとの場しのぎになってしまい併用のデメリットになる。柔軟な考え方もいる。相談員がどれだけ関わっているかが大きな意味を持つ。

・ 集団の作り方：集団をを集団でみるのが基本。ほどよい仲間関係を経験してほしい。歩調、リズムを合わせて行う「散歩」は有効。設定次第でたくさんの課題が盛り込める活動である。

職員集団：1対1になると、この人のことだけしかわからないになってしまう。複数の目で利用者を見ることは大事である。複数の関係が結べるような関わりを持つことが大事。1対1にできるだけ戻らない。

・ 服薬について：親御さんの服薬についての不安は①副作用②依存になるのでは③おとなしくさせるた

めの服薬（事業所での対応がうまくいかないので服薬させるのか）がある。

薬を使う目的や本人が楽（不安やイライラ感をなくす）になるために飲むと言ったことを第三者が入って同意を取ることが大事である。薬の効果について家族も事業所も同じ視点で評価できる。薬の服用と環境調整は両輪。

○滋賀県発達障害者支援センター

・服薬について：「服用して落ち着いたからよかったね」で終わらせてはいけない。こういう生活、活動のために服薬をする。誰のためにしているのかを考える必要がある。

・「本人がわかりづらい」このことを考えることが支援のスタート。本人にいかにわかりやすく伝えるか。

・前回（第63回）の発表でその人が分かり易くするために伝える人を限定していた。これは会議で情報共有をしているという前提がある。

・ミュージックケアについて：音楽療法のひとつ。1時間～1時間半のストーリーを持って。一人ひとりの状態を見ている。感情を刺激する。興味があれば紹介します。（ミュージックケア協会）

○発表者から

色々思い返すことができた。情報不足だったと感じた。もう少し詳しい資料があれば実践報告作成をもっと工夫できたかなと思う。質問等事業所に持ち帰り、よりよい支援ができるようにしていきたい。

3. 学習会について

諸般の事情により延期。来年度春以降に開催予定。

報告者：障害者相談支援センターあんず 木原 圭子

湖南地域障害児・者サービス調整会議「作業部会」調査報告 2024年度

<調査目的>

湖南地域における日中活動の場（障害福祉サービス等）の現状を把握し、今後必要とする数値目標と資源整備へ導く。

各市の障害福祉計画が地域のサービス事業所や法人と協働し推進されるよう、具体策を提案する。

<調査内容>

調査日：2024年7月1日

調査対象：湖南地域に暮らす障害のある方、湖南地域にある障害福祉サービス事業所

① 学齢期等の実態（状況）と今後の想定進路の数

（学齢期等の数：586名…特別支援学校小学部1年生～高等部3年生、児童入所施設、テクノカレッジ草津、一部地域の高等学校も含む）

② 在宅者等の実態（状況）と今後の通所先希望予想の数

（在宅者等：375名…日中活動等所属のない方）

③ サービス事業所の実態（空定員）と今後の受入可能数

グラフ化

上記①②対象者（961名）をA・B・Cに分類。そのうち、

- ①（学齢期調査）学齢期等の高等部の方（相当年齢の方含む）と、②（在宅者等調査）の分類Aに該当する（『緊急度未定』を除く）方あわせて316名の、通所サービス別の希望数と事業所の受入可能数のバランスをグラフに示した。

分類A：本人が日中活動の場を希望している。しかし、資源が足りないために利用できない。
分類B：本人が日中活動の場を希望している。しかし、体調や家庭の事情で利用できない。
分類C：本人が日中活動の場を希望していない。

<調査から把握したこと>

- ① 調査対象者は昨年度から15名減少し、961名だった。学齢期等586名（前年度比▲25）、在宅者等375名（▼40）。
- ② 在宅者等375名のうち、分類A該当者は57名（▼25）。分類Bは165名（▲1）、分類Cは153名（▼16）。体調や家庭の事情で日中活動の場を利用できない方が多い。
- ③ 2～3年未満（1年未満も含む）で最も多い希望の通所先は、就労継続支援B型100名。次いで企業就労70名、生活介護（創作系タイプ）48名、生活介護（通園タイプ）23名。
- ④ 受入可能数は、すべての事業で前年度より増加した。就労継続支援B型281名（前年度比▲71）、就労継続支援A型が128名（▲42）、自立訓練が26名（▲10）。就労移行支援が59名（▲7）、生活介護（通園タイプ）32名（▲5）。生活介護（創作系タイプ）71名（▲1）
- ⑤ 障害福祉サービス事業所の受入可能数と、利用希望者のバランス（今後の充足度）は、2、3年未満で、すべてプラス値であった。数値的に特に充足しているのは、就労継続支援B型▲181、就労継続支援A型▲108。
- ⑥ 生活介護については6年後までのデータを集めた。（分類B、Cも含む）。創作系タイプは、受入可能数71名に対して、2、3年後までの希望者は53名で充足度▲18だが、6年後には希望者96名となる見込みで、不足する。通園タイプも6年後には▼17と不足する見込み。（*次ページの14*補足資料③参照）
- ⑦ 生活介護希望者のうち、強度行動障害を呈する方は6年後までに14名把握した。（*補足資料③参照）

- ⑧ 在宅者375名の内訳は20代が96名と多く、障害種別では精神障害の方が最も多く225名。（*補足資料①参照）

<その他注目したい点、留意点>

【調査①について】 補足資料②参照。

1. 滋賀県教育委員会の統計では県内の特別支援学校に通う児童、生徒数の増加傾向は令和10年ごろまでは続く見通し。また、この調査対象になっていないが、地域の通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒や、特別支援学級在籍者は右肩上がりに増加している。
2. 支援の必要な地域の高等学校生や、大学生の進路希望についても、この調査では把握しきれない。今後対象者が多いようなら別の調査が必要。
3. 学年によって、特定の市の児童生徒が多い年があり、圏域全体では充足度がプラス値でも、卒業時に近隣の事業所の受入が困難になる可能性がある。

【調査②について】 補足資料①参照。

4. 分類A、B、C併せて日中活動の希望は、「就労継続支援B型」が98名。次いで「デイサービス・サロンなど」と「その他」が95名。「企業就労」が90名。現在医療機関入院中や自宅からの外出が困難（ひきこもり等）な方、障害者手帳を取得していない方については、障害福祉サービス以外の資源や支援のニーズが高い。
5. 60代以上の在宅者27名を把握した。そのうち10名が日中活動の場を希望。高齢分野との連携も今後さらに求められる。共生型サービスも立ち上がっているが、高齢の方の日中活動の場については、また別の議論の場が必要。
6. 10代の方12名を把握した。内7名は企業就労や、就労継続支援A型を希望されている。単位制高校や大学に進学後通えなくなり、中退された

ケースや、卒業後本人に合った進路先がなく、ひきこもり傾向になっているケースがある。

【調査①②共通】

7. 今回の調査の対象にはならないが、在宅者の調査では、地域の中学校や高等学校に在籍はしているが、不登校やひきこもり傾向などで、卒業後の進路先が不透明な方も多数把握をした。
8. 本調査ではサービス事業「療養介護」の選択肢を設けていない。（療養介護を希望される場合は）第二希望のサービス事業の選択がされている。重症心身障害者の「療養介護」の希望は多く、この課題は重度障害者部会等でニーズを把握していく。

【調査③について】

9. この1年は11事業所が立ち上がった。（就労継続支援B型事業所6か所増、就労継続支援A型事業所4か所増、就労移行支援事業所1か所増）。閉所は3か所（就労継続支援B型2か所、自立訓練1か所）。
10. 通所事業所「就労移行支援事業所」「自立訓練」の受入可能数は、利用期限に伴い利用者は流動的で、充足度は年毎に変動する。
11. 受入可能数が「要相談」や「2～3」となっていると数値としてカウントされない。正確なデータを出すため、できる限り実数の記入を依頼している。さらに「要相談」は1として、「□～×」は小さい方(□)を数値としてデータに反映させている。
12. 受入可能数に余裕があっても、そのまま利用可能数と捉えられない実態（利用のミスマッチ）がある。背景として、事業所が利用の対象とする障害種別を限定している場合や、特性に応じるための工夫や空間の課題（車いす対応の車やトイレがない）等がある。人材（支援員）確保や定着が厳しい現状もあり、「支援度の高い行動障害のある方は受けられない」「週2日

なら可能」という場合もある。事業所の運営方針や実情も考慮したい。

13. 通所事業所を併用するケースは増えている。事業所によっては受けられる曜日が限られており、やむを得ず併用利用になるケースもあるが、事業所ごとの活動内容に応じて利用者自ら併用利用を希望されるケースもある。在学中の放課後等デイサービスの利用では、複数事業所を併用されることが多く、卒業後の通所先においても、積極的な併用利用を選択される傾向にある。
14. 生活介護(通園タイプ)は、令和8年までに卒業見込みの方を想定した定員設定となっているため、受入可能数としてはプラス値であるが、職員不足の現状では定員分の受け入れは困難と予想されている。人材確保が大きな課題となる。
15. 希望する作業や活動をしている事業所が遠方のため事業所の送迎が利用できず、通所ができないことがある。ご家族の送迎で通所されていても、ご家族の高齢化で通所が難しくなるケースもある。圏域全体での資源と考えると送迎の課題も検討できるとよい。

【調査①②③共通】

16. 調査対象者の減少は、日中サービス支援型グループホームが増えて、入居されることで対象から外れられたケースや、就労系事業所の在宅支援の取り組みの充実という理由も考えられる。
17. 補足資料③は、生活介護希望者について6年後までの見通しを出した。中学部1年生から高等部2年生の希望先の把握は主に担任や進路担当の見立てで希望者数を割り出していることもあり、この資料は生活介護利用希望者数の大まかな今後の傾向を把握するために活用したい。
18. 通所事業所「生活介護」を『創作系タイプ』『通園タイプ』に分けたが、これは想定進路(通所希望)先を具体的に把握するために便宜上設けたもので、法的に示されたサービス体系ではない。重症心身障害者や医療的ケアが必要な方などが中心に利用される事業所を『通園タイプ』としている。

19. 希望の通所先の変動に留意したい。たとえば「就労継続支援B型」「生活介護」の各通所事業所の支援内容は多様で幅広いため、事業体系にこだわった選択が難しい現状である。体験実習や評価を重ね、個別調整の過程での想定や希望の変動が予想される。
20. 学齢期や在宅者ともに今後の利用希望者の数に見合わないサービス事業所の受入(不足)の実態について、各部会や4市自立支援協議会等で情報の発信、背景の把握をおこない、数値目標と資源整備にむけた具体策の検討をしていくこととする。
21. 湖南圏域4市の市別データの整理を行ったが、4市内に留まらず、圏域外との進路、通所先の調整がある。

<2024年度作業チーム>

- (草津養護学校) 西川
(野洲養護学校) 山本
(草津市障害福祉課) 藤原
(守山市障害福祉課) 城内・中川
(栗東市障がい福祉課) 永久
(野洲市障がい者自立支援課) 舟木
(南部健康福祉事務所) 松村
(野洲市基幹相談支援センター) 中塚
(精神障害者地域生活支援センター風) 藤
(びわこ学園障害者支援センター) 増野
(草津市基幹相談支援センター) 中村
(働き・暮らし応援センターりらく) 相馬・村澤
(身体障害者相談支援センターやじろべえ) 西野
(障害者相談支援センターあんず) 藤木・日野

<作業部会活動経過>

平成23年 9月30日 2011年度報告書作成・提出

以降、年1回報告書作成・提出

～今年度～

令和 6年 6月 7日 [第30回作業部会]

7月 1日 ～調査・集計

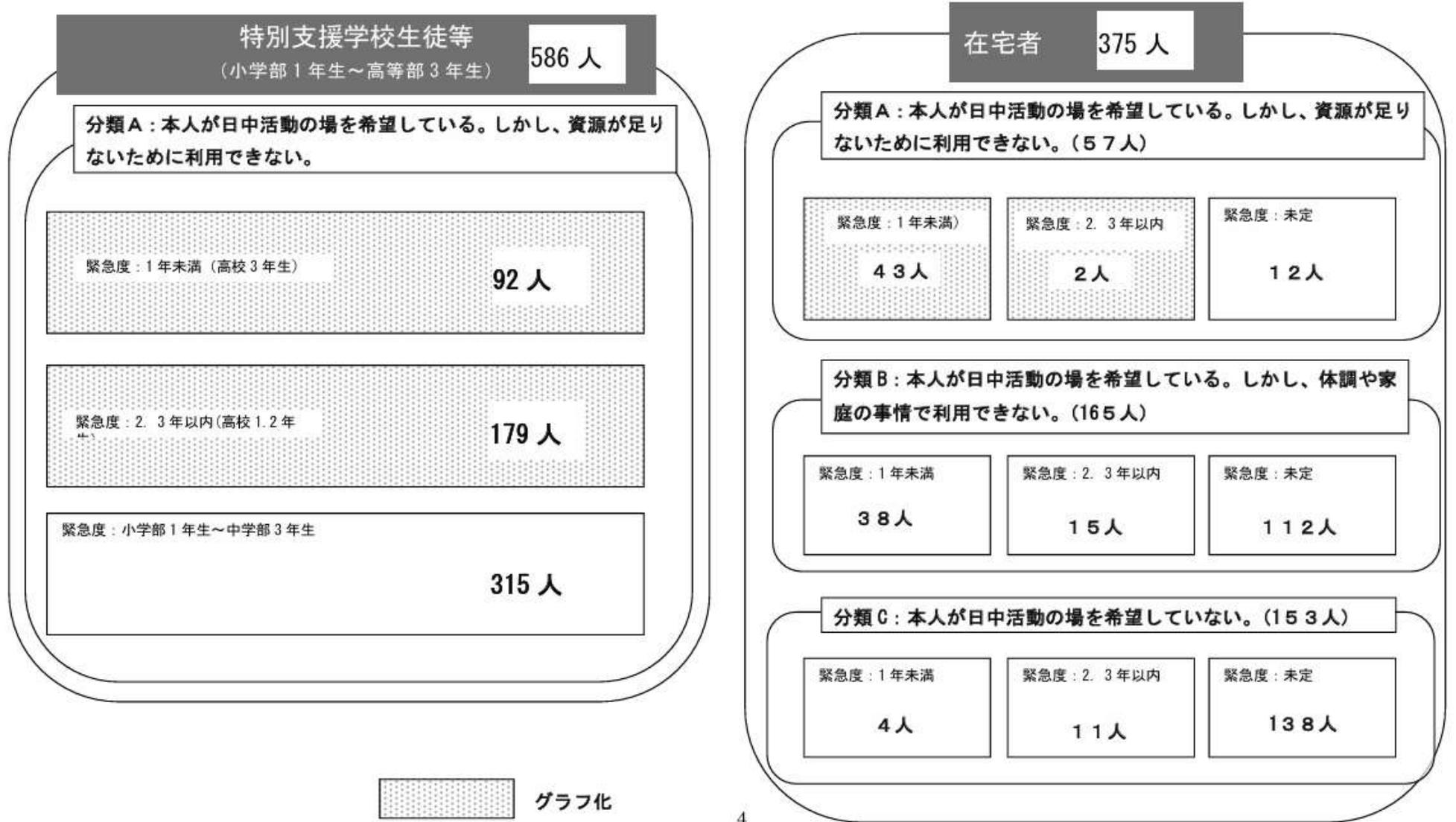
9月 6日 [第31回作業部会]報告書案確認

11月 15日 [4市自立支援協議会連携会議]

2024年度報告書完成・提出

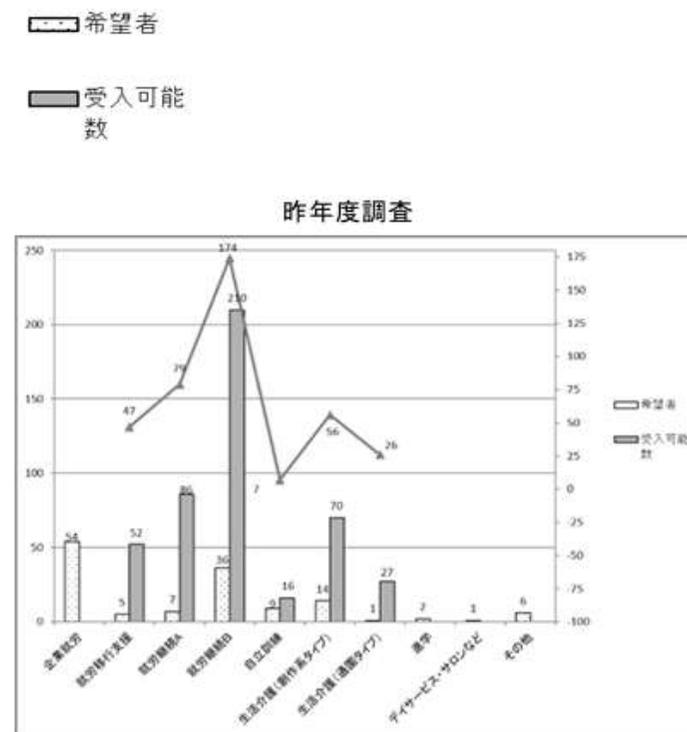
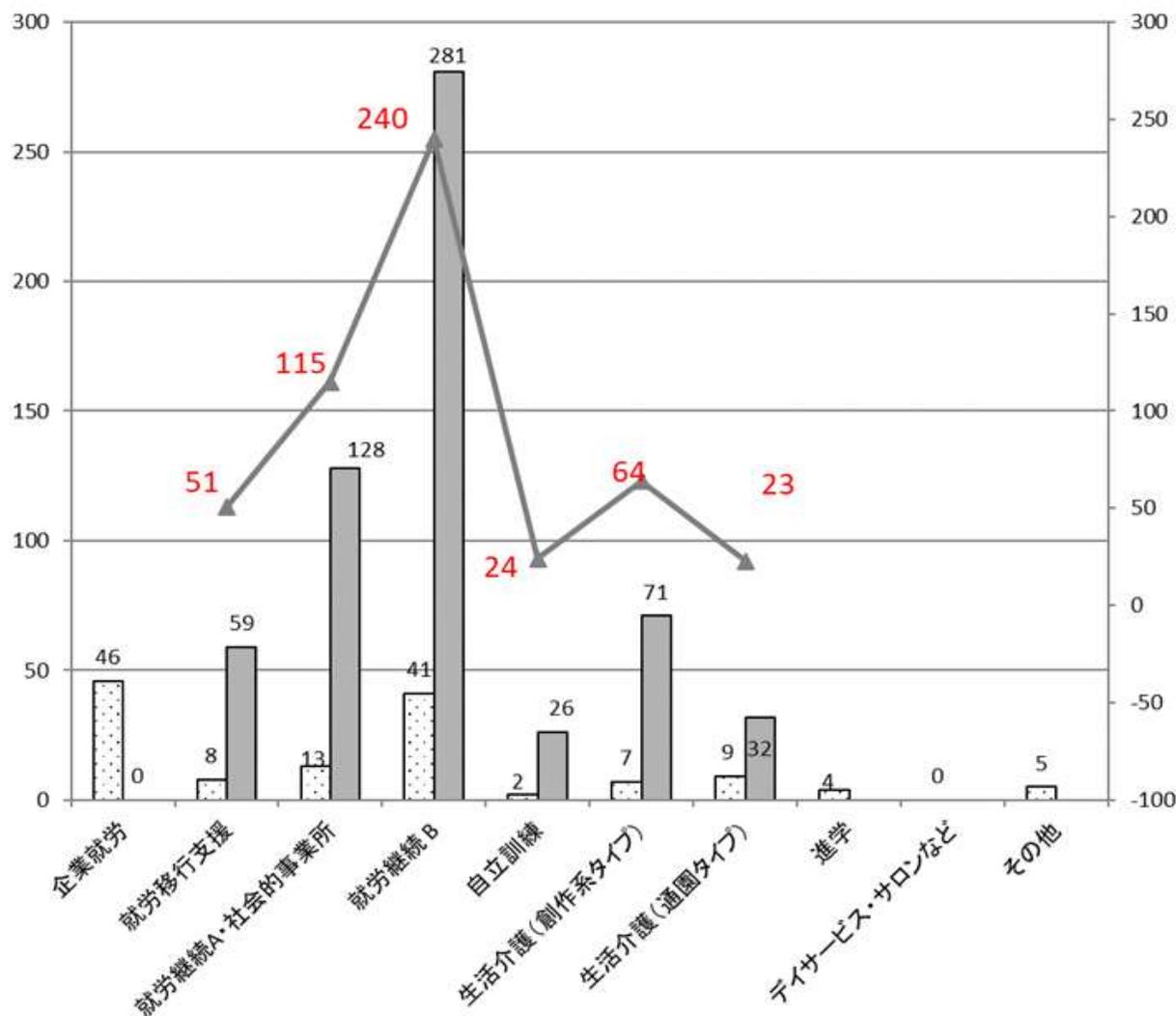
令和 7年 1月 17日 [第32回作業部会]

調査対象者範囲とグラフ化した対象者範囲



4

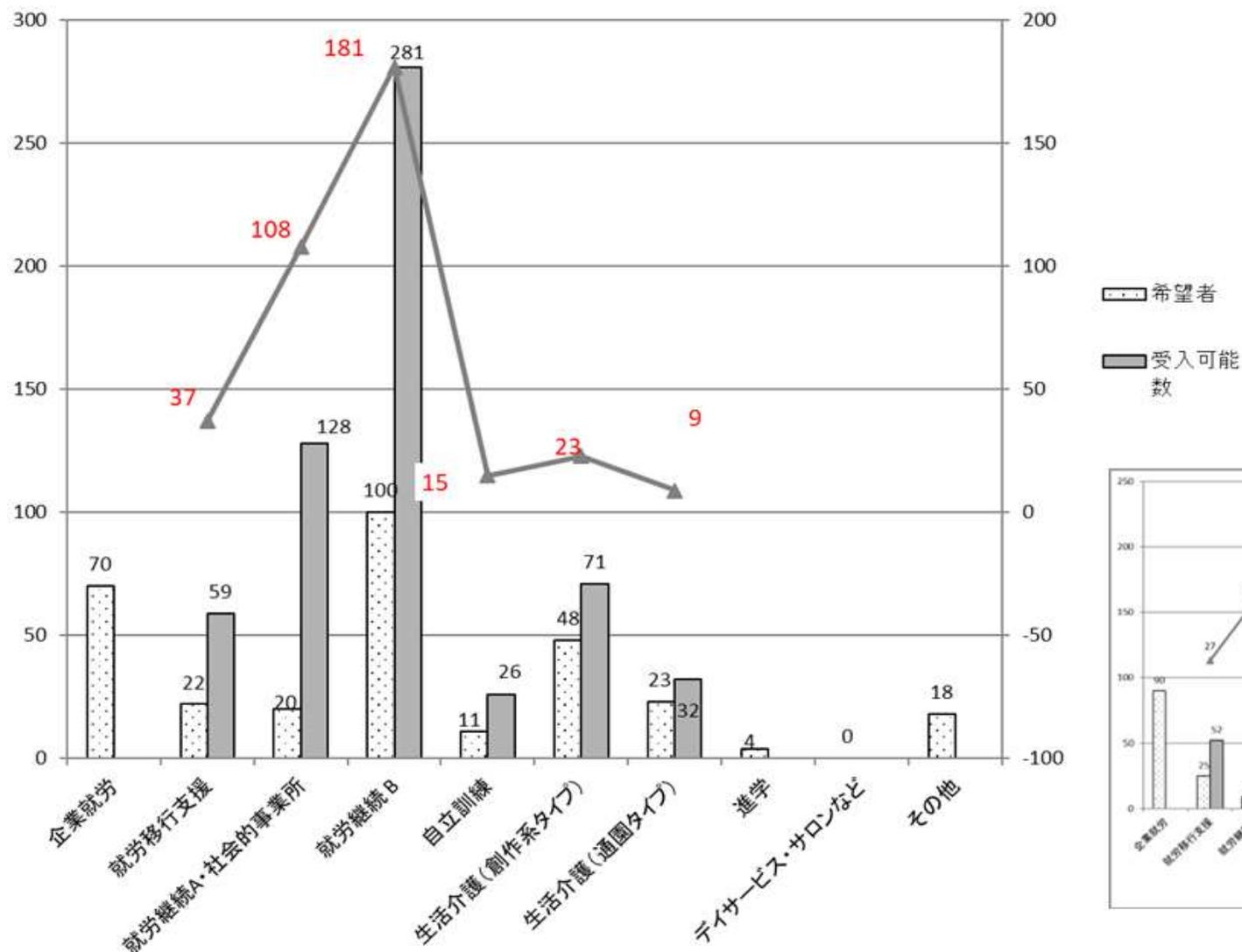
1年未満にサービスを求めている人（サービス内容ごと）



※「企業就労」、「就業訓練関係」、「進学」、「その他」については、調査未実施のため受け入れ可能数は不明。

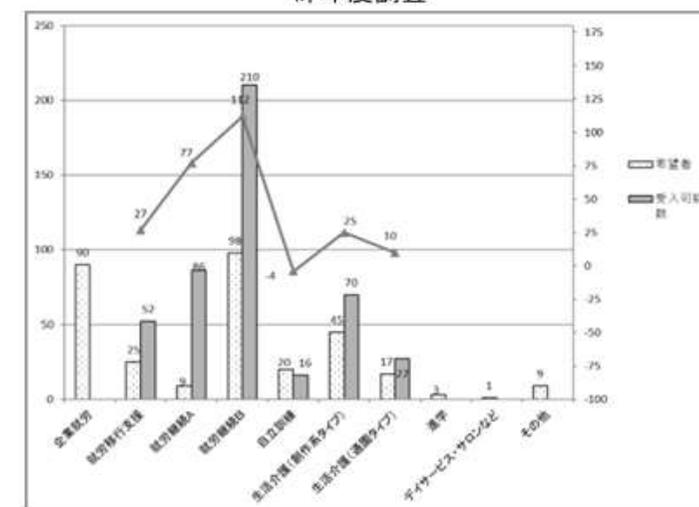
※受入可能数について：要相談・数名の場合は1人で計上。1人～2人などのように受け入れ可能数に幅がある場合は、少ない方の人数を計上。

2.3 年未満（1年未満も含め）にサービスを求めている人（サービス内容ごと）



希望者
受入可能数

昨年度調査

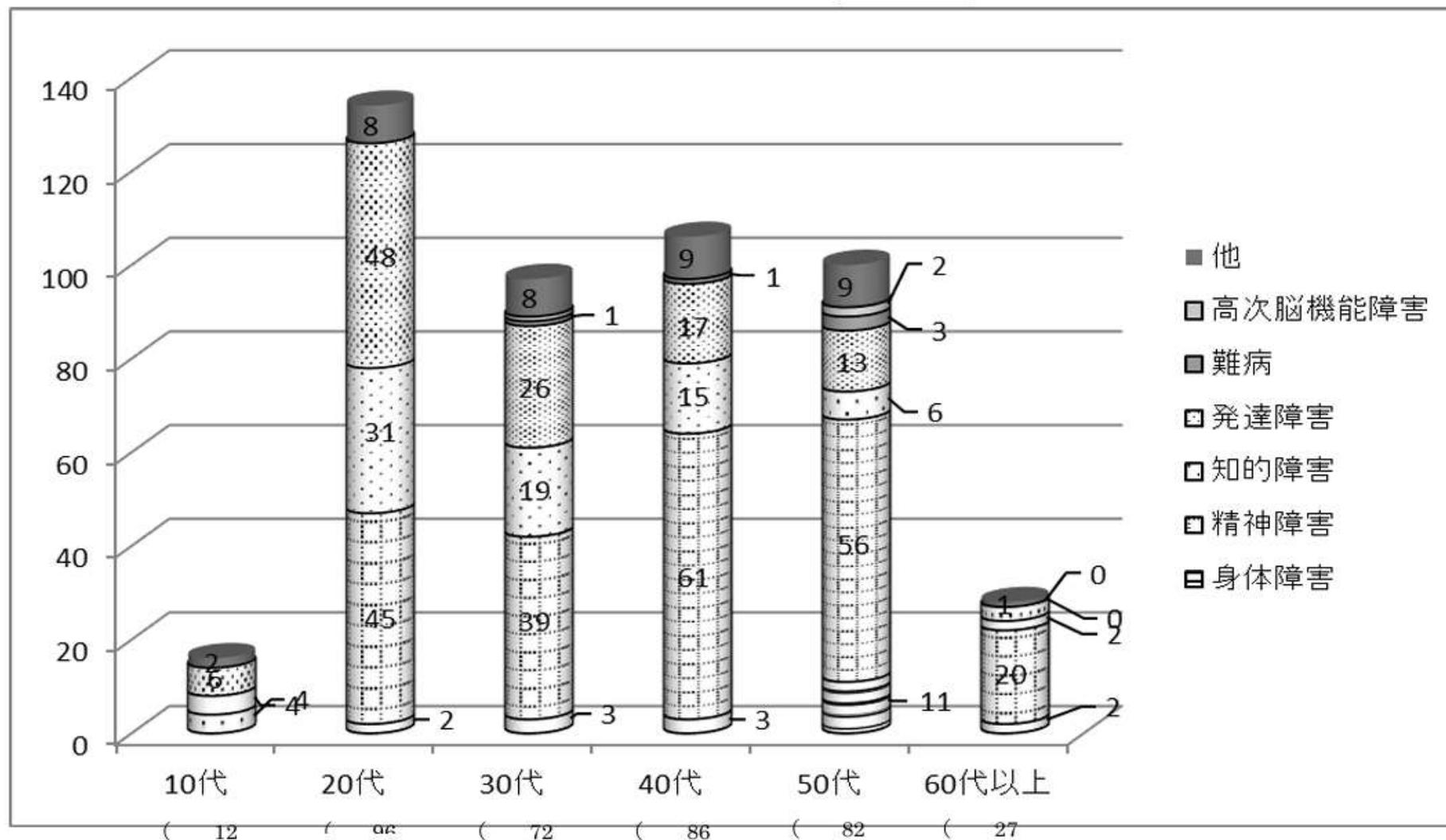


※「企業就労」、「就業訓練関係」、「進学」、「その他」については、調査未実施のため受け入れ可能数は不明。

※受入可能数について：要相談・数名の場合は1人で計上。1人～2人などのように受け入れ可能数に幅がある場合は、少ない方の人数を計上。

補足資料①（在宅者調査より）

調査②『在宅者等の今後の通所先希望予想の数』からあがってきた在宅者等 375名 の年齢層及び障害種別について



※重複障害については、それぞれに計上。

※（名）内に実数を表記。

名)

名)

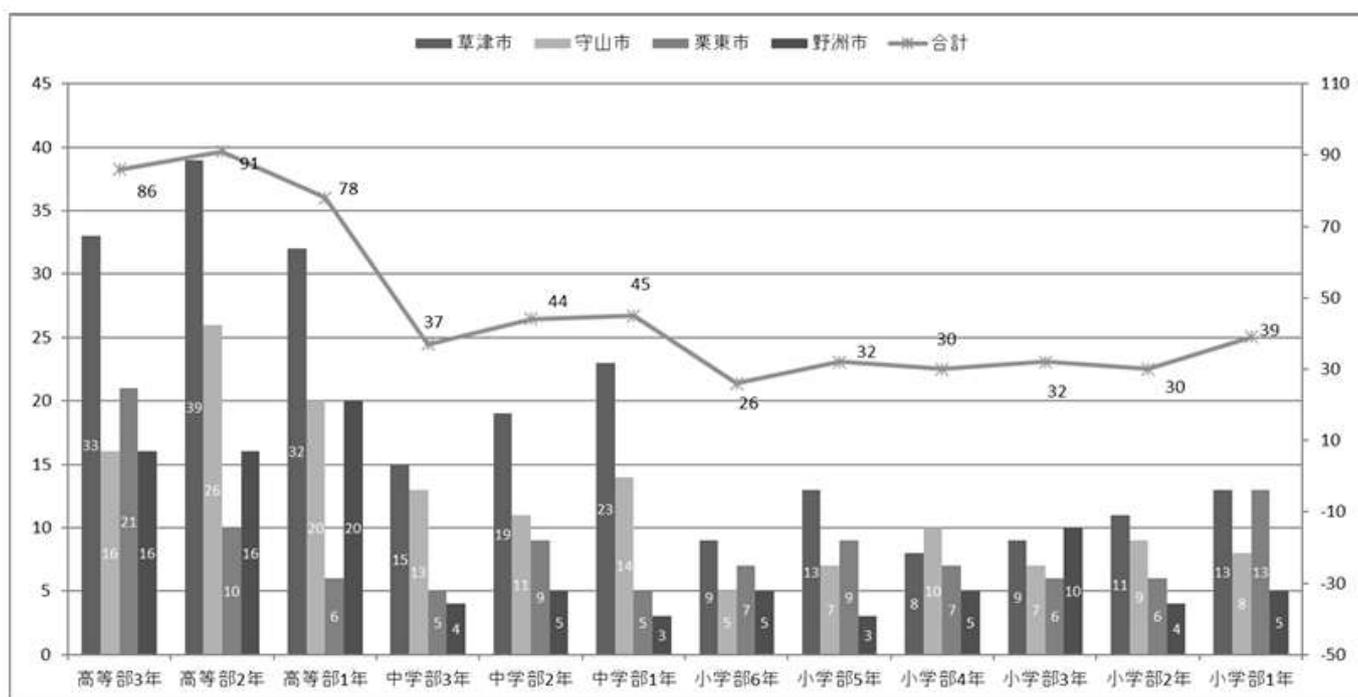
名)

名)

特別支援学校に通う生徒は どれくらいいるの？



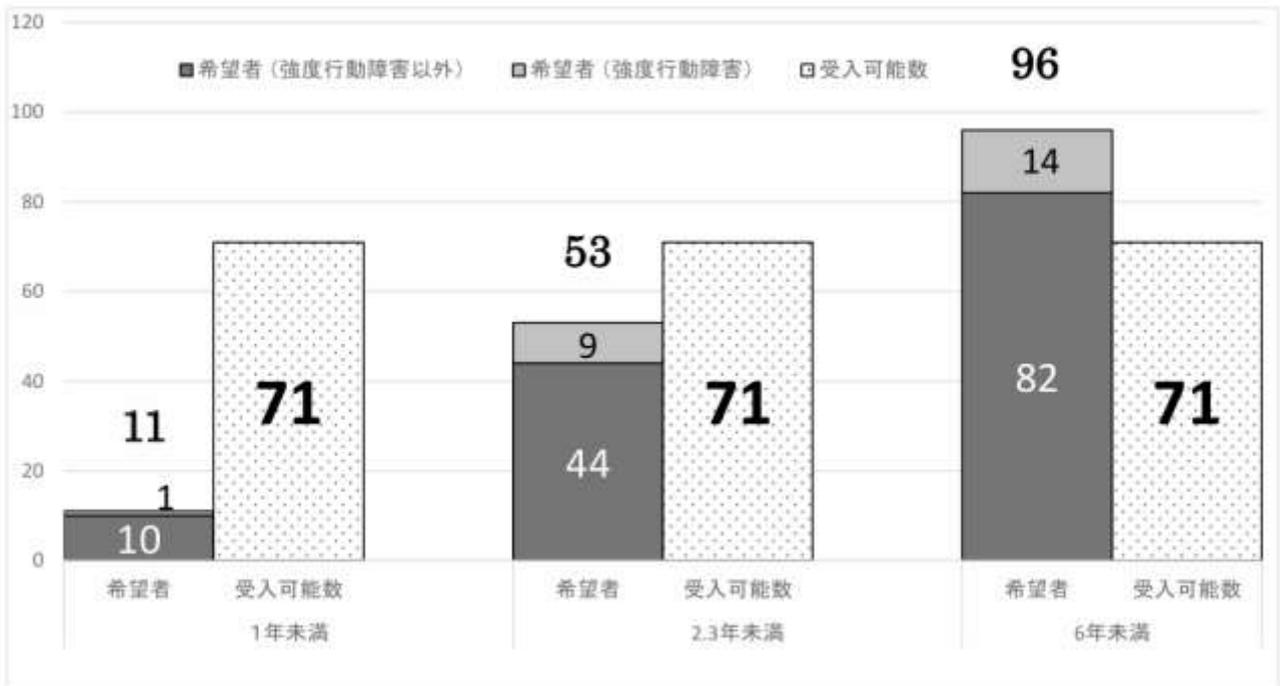
高等部（270人）	3年生（92人）	草津：35、守山：18、栗東：22、野洲：17
	2年生（95人）	草津：40、守山：27、栗東：11、野洲：17
	1年生（83人）	草津：35、守山：22、栗東：6、野洲：20
中学部（126人）	3年生（37人）	草津：15、守山：13、栗東：5、野洲：4
	2年生（44人）	草津：19、守山：11、栗東：9、野洲：5
	1年生（45人）	草津：23、守山：14、栗東：5、野洲：3
小学部（189人）	6年生（26人）	草津：9、守山：5、栗東：7、野洲：5
	5年生（32人）	草津：13、守山：7、栗東：9、野洲：3
	4年生（30人）	草津：8、守山：10、栗東：7、野洲：5
	3年生（32人）	草津：9、守山：7、栗東：6、野洲：10
	2年生（30人）	草津：11、守山：9、栗東：6、野洲：4
	1年生（39人）	草津：13、守山：8、栗東：13、野洲：5



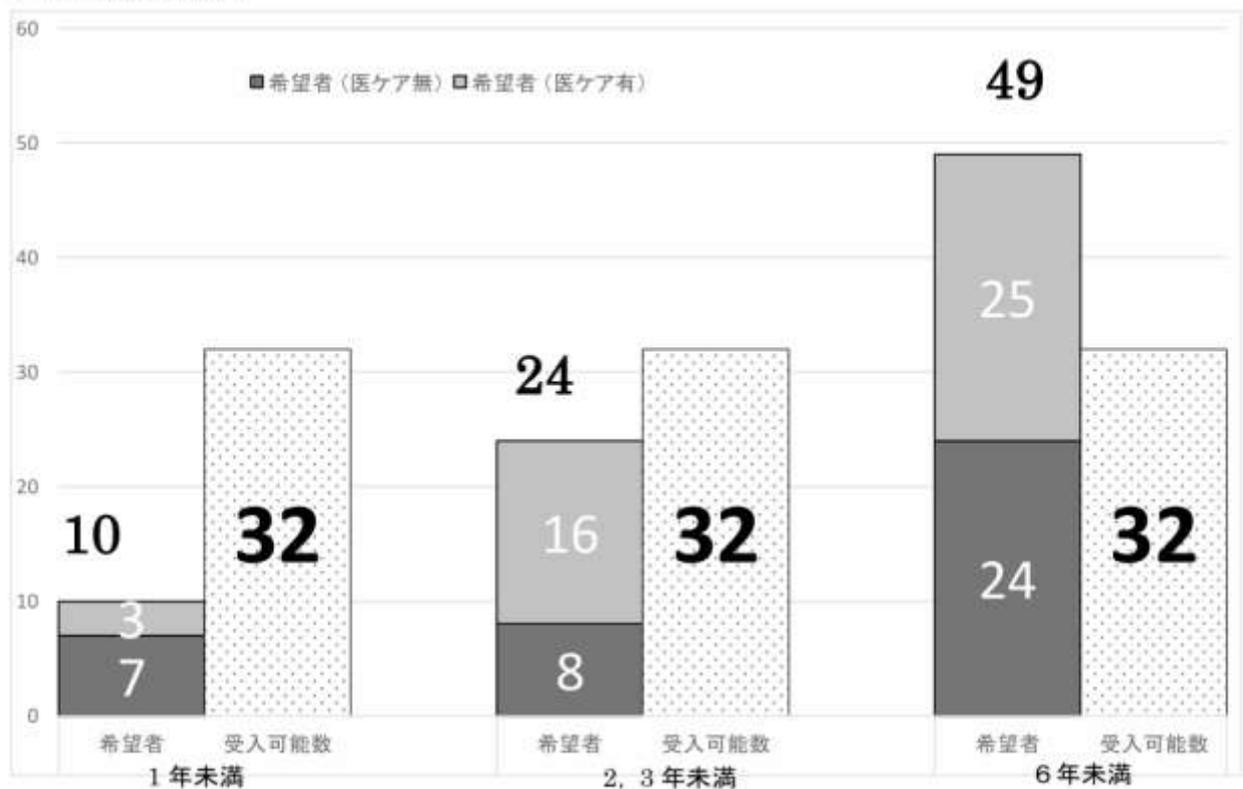
※信楽学園、近江学園、テクノカレッジ草津（総合実務科）利用者、地域の高等学校は含まない。

補足資料③（生活介護事業所長期版）

●生活介護事業所創作系



●生活介護事業所通園



運営規程（例）

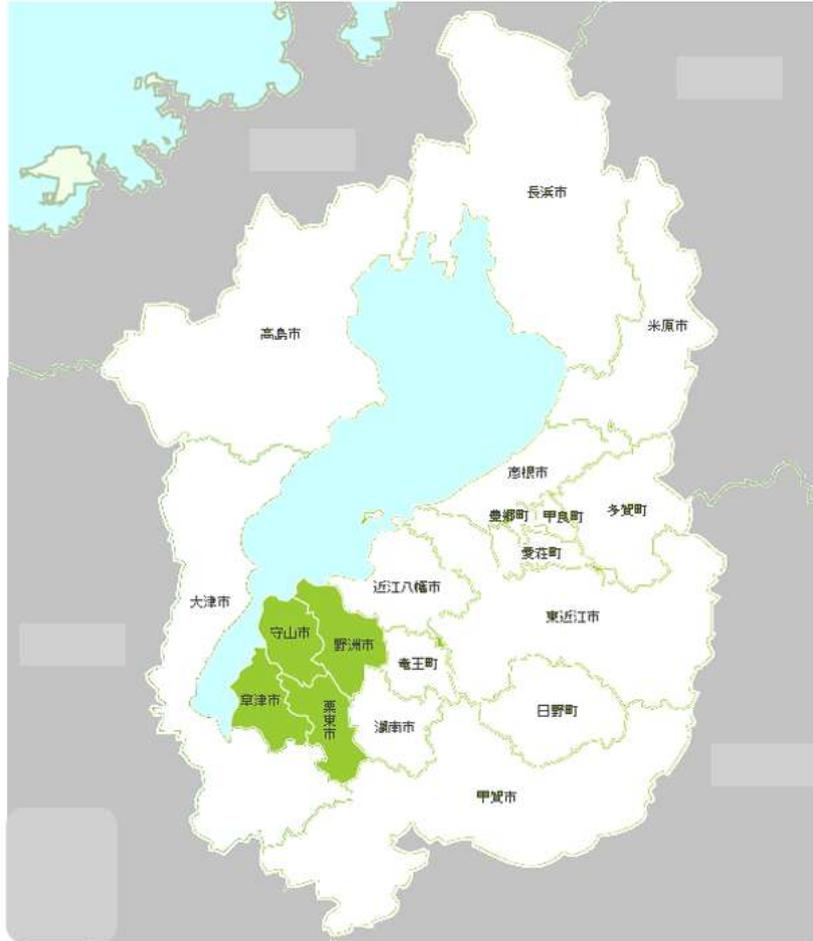
地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の 運営規程の追加項目について

運営規程の記載例	作成にかかる留意事項等
<p>その他運営規程に関する重要事項 (地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第 2 の 3」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。</p> <p>(1) 相談 緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握して登録し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。</p> <p>(2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、事故、急病等による介護者の不在、障害者等の障害の特性に起因する状態変化等の際の緊急時の障害者等の受け入れ（受入れを行う日前 2 日以内に要請を受け、かつ、原則として 7 日間を限度として受け入れるものに限る。）、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>(3) 体験の機会・場 障害者等が親元からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能。</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能。</p> <p>(5) 地域の体制づくり 障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能。</p>	<p>(1)から(5)の機能についての記載は例示であり、各事業所の実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p> <p>(1)は、圏域の市から相談支援事業の委託を受けた特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）が対象となります。</p> <p>(2)は、短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉ホーム、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を行う事業所、地域定着支援を行う相談支援事業所や圏域の市から相談支援事業の委託を受けた特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）が対象となります。</p> <p>(3)は、地域移行支援を行う相談支援事業所や施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉ホーム、生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型を行う事業所が対象となります。</p> <p>(4)は、該当する全ての事業所が対象となります。</p> <p>(5)は、該当する全ての事業所が対象となります。</p>

(注意) 地域生活支援拠点等の役割を担う事業所として届出を行う際の項目の記載例です。それぞれの事業所のサービス内容に適合した内容に加筆・変更ください。

改定版

地域生活支援拠点等整備事業ガイドライン



湖南地域障害児（者）自立支援協議会
(湖南圏域地域生活支援拠点等整備プロジェクト)

令和7年3月時点 改定案

<目 次>

1. はじめに	- 1 -
2. 地域生活支援拠点等整備事業とは	- 1 -
3. 地域生活支援拠点等整備事業の型式	- 2 -
4. 地域生活支援拠点等整備事業を担う事業所手続きの流れ	- 3 -
○湖南地域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録手順について	
＜その1＞ 県による指定障害福祉サービス事業所	- 3 -
＜その2＞ 市による指定障害福祉サービス事業所	- 4 -
5. 地域生活支援拠点等整備事業の機能について	- 4 -
1) 相談	- 4 -
2) 緊急時の受け入れ・対応	- 7 -
3) 体験の機会・場	- 12 -
4) 専門的人材の確保・養成	- 14 -
5) 地域の体制づくり	- 14 -

【注意】 このガイドラインにおいて、相談支援事業については、特に断りがない限り下記のとおりとします。

- ・ 指定特定相談支援 ⇒ 特定相談支援
- ・ 指定障害児相談支援 ⇒ 障害児相談支援
- ・ 一般相談 ⇒ 各市委託の一般相談支援事業所

1. はじめに

平成26年に国は、障害児・者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えて、住み慣れた地域で暮らし続けることを支える仕組みとして、「地域生活支援拠点等整備事業」の創設に向けて検討を始め、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられました。

湖南4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）においては、名神高速道路や国道1号、JR琵琶湖線等が通る交通の要衝であり平野部も多いため開発が進み、通勤・通学圏としても京阪神との繋がりが強く、特に草津市、守山市、栗東市の3市は2015年～2045年の推計人口指数が105を超える高水準を維持しています。それに比例して障害のある人も年々増加傾向にあり、それぞれの市だけでは障害のある人やそのご家族のニーズを充足できる社会資源が十分にあるとは言えません。

そこで湖南4市では、これまで24時間セーフティネット事業や緊急時一時保護事業、地域活動支援センターI型事業など、広域で協力して事業運営をしてきた経緯から、湖南地域障害児・者サービス調整会議（令和6年4月から湖南地域障害児（者）自立支援協議会に名称変更）に地域生活支援拠点等の整備にかかるプロジェクトを立ち上げて検討してきたところです。

このガイドラインは、湖南地域で障害のある人とその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、その仕組みについて皆さまに説明するために作成しました。

2. 地域生活支援拠点等整備事業とは

障害児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人とその家族が住み慣れた地域全体で安心して暮らしていけるよう地域で支えるしくみを創設する事業で、その必要な機能として以下の5つの機能を柱として掲げています。

機能	具体的な内容
① 相談	緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握・登録したうえで、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ・対応	短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場	障害者が養護者等からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能
⑤ 地域の体制づくり	障害者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

3. 地域生活支援拠点等整備事業の型式

国が示す『多機能拠点整備型』（必要な機能を特定の施設に集約）と『面的整備型』（複数の機関が分担して機能を担う）の2種類のうち、湖南圏域では、圏域内にある社会資源の状況を鑑みて『面的整備型』を採用し、既存のあらゆる社会資源のネットワークを強化し、それぞれの機関が担う役割を整備します。

なお、地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）の機能を担う事業所については、それぞれの事業所の運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記するとともに当該市に届け出を行い、市が該当事業所として認めることを要します。

※湖南4市の地域生活支援拠点等整備事業のイメージ図



【拠点コーディネーターの役割について】

○各市、基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立支援協議会や複数法人で拠点機能を担う場合の連絡体制や伝達体制の整理等地域における連絡体制の構築

○緊急時や地域移行に関するニーズの把握や相談、動機付け支援等

※拠点コーディネーターは個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。

原則、個別給付に係る業務は行わない。

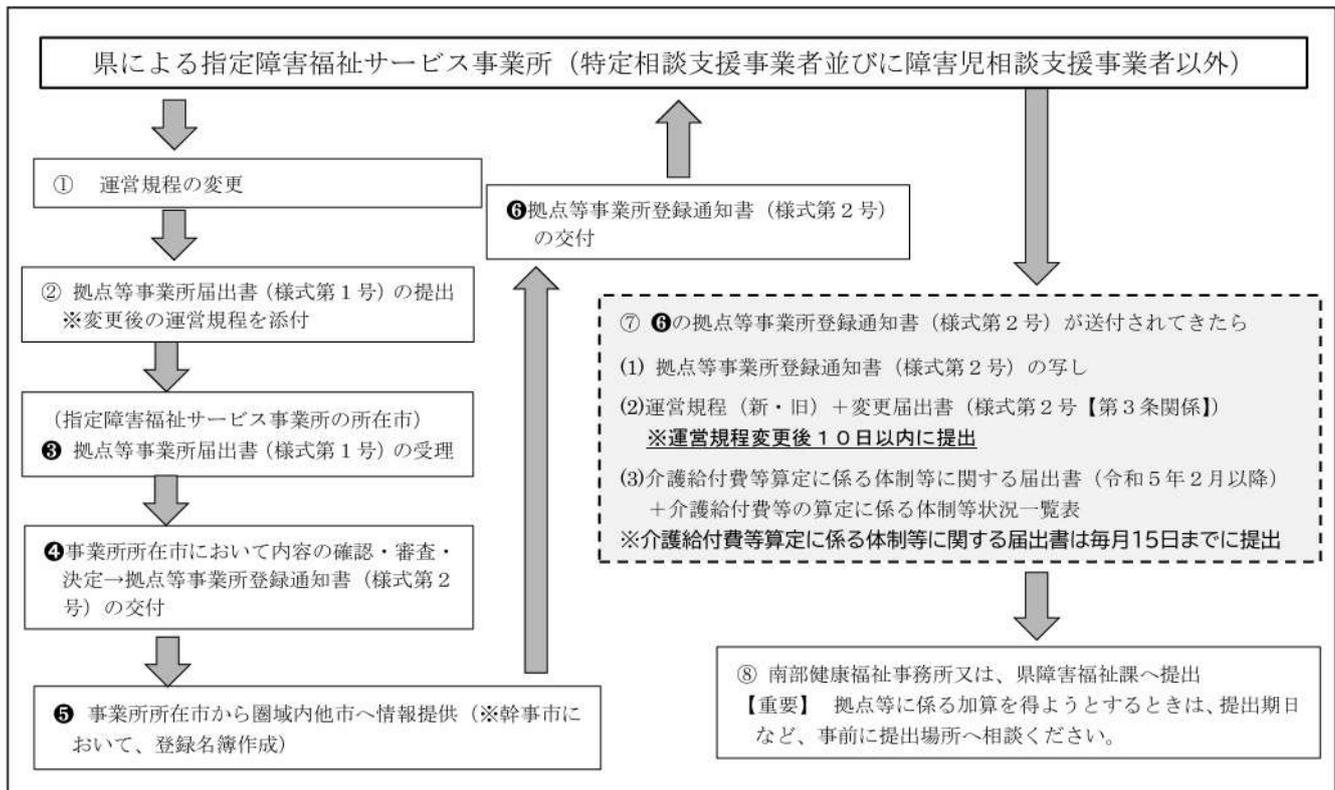
なお、湖南圏域地域生活支援拠点等整備事業において、拠点コーディネーターが設置できるまでの間については、各市の基幹相談支援センターがその役割を担うこととする。

4. 地域生活支援拠点等整備事業を担う事業所の手続きの流れ

事業所は運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各機能を実施することを明記し、拠点等の機能を担う事業所としての届出書（様式第1号）を事業所が所在する市へ提出します。

○湖南地域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録手順について <その1>

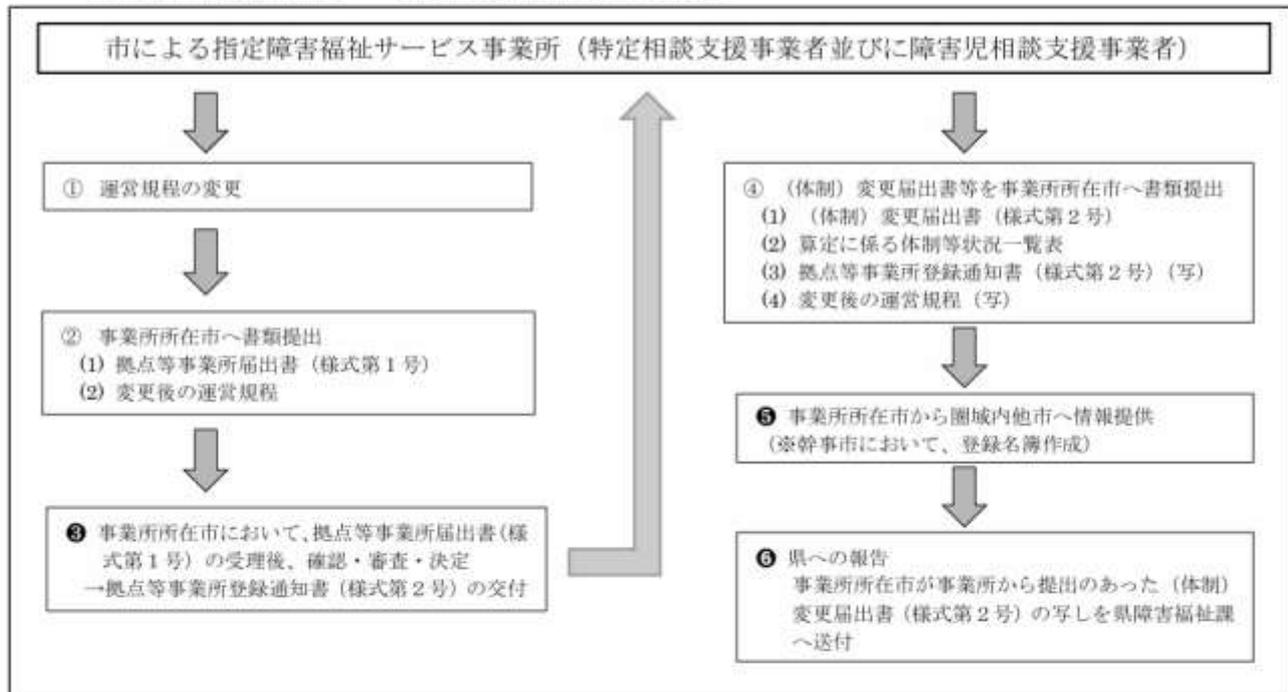
- 県・南部健康福祉事務所 → 指定障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護）事業所の場合
（※居宅介護事業所の対象サービスは、身体介護、身体介護を伴う通院等介助のみ）
- 県・障害福祉課（企画・指導係）→ 特定相談支援並びに障害児相談支援を除く、上記以外の指定障害福祉サービス



【注意】 ①、②、⑦、⑧は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、④、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

○湖南地域における地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録手順について <その2>

○各市障害福祉支援所管理 → 特定相談支援並びに障害児相談支援



【注意】 ①、②、④は、サービス提供事業所による手続き、処理する事柄です。また、③、⑤、⑥は、事業所所在地の市による手続き、処理する事柄です。

5. 地域生活支援拠点等整備事業の機能について

1) 相談

緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行います。

1. 事業概要

目的	親なき後や緊急時を見据えて、予防的に支援体制を整える
機能を担う機関	基幹相談支援センター、特定相談支援、障害児相談支援、一般相談 等
緊急時の対応窓口	緊急時の対応については、上記の機能を担う機関のいずれかに連絡する。 ただし、各支援機関は、必ずしも24時間対応が可能ではないため、時間外は、原則対応が難しいので、緊急時の支援リスクが高い方は、必ず事前に各支援機関と協議を行うこと。 また、各支援機関からも支援リスクの高い世帯と積極的に事前協議を行うなど、緊急時の対応に備えること。

緊急時の支援が見込めない世帯の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる介護者（家族）の死亡や急病等により本人を支援する者が不在、または、他の支援者の協力が得られない等の理由により、一時的に在宅での生活の維持が困難と判断される世帯 ・介護者がいても、障害児者の行動上の特性などにより、一時的に在宅での生活を維持することが困難な状態になることが見込まれる世帯 ・その他の事情により、対象者本人の安全の確保が困難なため、施設等のサービス利用が必要と判断される場合
想定される事例	<ul style="list-style-type: none"> ・急病等による介護者の不在 ・冠婚葬祭 ・常時行っている生活の継続が見込めない場合 ・福祉サービスが何らかの理由で利用継続ができなくなった場合 ・本人・家族の状態が急変し、現状の生活維持が困難な場合 ・その他突発的な事情で居住地を喪失、もしくは安定した在宅生活が困難な場合
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・利用予定者及びその主たる介護者等は、各支援機関と調整を図り、緊急時の受け入れ先となる事業所を事前に利用する。なお、各支援機関は、日頃から緊急時に備えた体制を整備することを意識しながら支援を行う。 ・医療的ケア児者については、医療機関（かかりつけ医、訪問看護等）との連携を日頃から行い、緊急時に対応してもらいやすくなる体制を整備しておく。

2. 実施内容

(1) 各機関の役割

対応機関	運用内容
基幹相談支援センター	<p>障害福祉サービスを利用していない障害児者に対して、本人の意向を踏まえつつ、緊急時に備え、適切なサービスが利用できるよう支援を行う。</p> <p>また、特定相談支援事業所等から緊急時対応における相談があった場合は、後方支援等を行う。</p>
一般相談事業所	<p>障害福祉サービスを利用していない障害児者に対して、本人の意向を踏まえつつ、緊急時に備え、適切なサービスができるよう支援を行う。</p>
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<p>サービス等利用計画（障害児支援利用計画）について、緊急時にどのような対応ができるかなどの視点を持って作成する。</p> <p>また、緊急時にスムーズに対応ができるよう、日頃から短期入所等の体験利用を障害児者やその家族に対して促す。</p>
地域定着支援事業所 自立生活支援事業所	<p>地域定着支援または自立生活援助の利用者に対して、平時及び緊急時の相談に応じる。</p>

(2) 相談機能の運用

実施機関	支援対象者	予防的な取組の実施	業務時間外の体制確保
特定相談 支援	計画相談利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に備え、短期入所等の利用を提案し、ニーズに応じて調整する。 ・緊急事態が発生した際の連絡手段、連絡系統を準備する。 ・モニタリング頻度を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・即時の対応が難しいため、支援リスクが高い方は想定される状況を整理し、事前に関係支援者間で協議をしておくこと。 ・法や医療に関わるケースは、必要な関係機関（警察、医療機関等）に連絡するよう伝えることも念頭に置いておくこと。
基幹相談 一般相談	計画相談未利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じて、特定相談支援事業所を紹介し、短期入所等の利用を提案する。 ・特定相談支援事業所等の利用に至らなかった場合は、緊急時に情報提供できるよう、基幹相談支援センター、または一般相談事業所が情報を整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外の連絡窓口等の対応を一律にすることはしないが、拠点登録をしている事業所であることの意識は高くしておくこと。

3. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

地域生活支援拠点等相談強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 700単位/月4回

(ア) 内容

地域生活支援拠点等である事業所において、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の相談支援専門員が緊急の事態が生じた利用者等に対し、その要請に基づき、速やかに短期入所事業所に対して必要な情報を提供及び利用に関する調査を行った場合、利用者1人につき、1月に4回を限度に700単位を算定できる。

(イ) 対象サービス

特定相談支援、障害児相談支援

(ウ) 基準

- ・利用者等からの要請に基づき速やかに情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること
- ・対象となる連絡・調整を行った場合には、要請のあった時間、内容等を記録し、5年間保存すること

地域生活支援拠点等機能強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 500単位/月

(ア) 内容

地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所に単独または共同で配置した場合、コーディネーター1人当たり100回/月を上限に、500単位/月を算定できる。ただし、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。(拠点機能強化事業所)

① 単独型

特定相談支援及び障害児相談支援(機能強化型基本報酬(I)又は(II)を算定する場合に限る。)

と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援を同一の事業所で一体的に運営している場合、当該相談支援事業所等の特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算できる。

② 共同型

特定相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援を複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されている場合、それぞれの事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う当該サービス費に加算できる。

(イ) 対象サービス

地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、特定相談支援、障害児相談支援

(ウ) 基準

- ・拠点コーディネーターは、原則、地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事すること
- ・拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、地域生活支援拠点等の機能の整備状況や地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化等を推進するために必要な事項を協議すること
- ・当該協議内容は、書面の提出等の方法により、各市と共有すること。

2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

1. 事業概要

目的	緊急時に、居宅での生活継続の調整及び短期入所事業所等での受け入れを行う。
機能を担う機関	基幹相談支援センター、特定相談支援事業所、短期入所、訪問系事業所 等
利用日数	原則1週間以内。ただし、障害の状態、程度によって受け入れ日数は変更できる。
事業所選定	<ul style="list-style-type: none"> ・湖南圏域地域生活支援拠点等の機能を担う事業所登録リスト（以下、事業所リストという。）にある障害種別や対応地域に基づき事業所を選定する。ただし、契約事業所がある場合は、当該事業所を優先して選定する。 ・重度障害者で介護負担が大きい方は、複数事業所において連携して対応することを検討する。 ・契約事業所及び事業所リストにある事業所で受入れが困難な場合は、湖南地域24時間対応型利用制度支援事業（セーフティネット事業）を活用する。
緊急時対応窓口	市及び拠点関係機関等との連携及び調整に従事するもの（以下、連携担当者という。）を中心に事業所内において連絡体制の明確化を図ること。
サービス未利用者	まずは各市に相談し、市及び基幹相談支援センターが中心となり福祉サービス利用検討及び調整を行う。

2. 実施内容

(1) 各機関の役割

対応機関	運用内容
基幹相談支援センター	特定相談事業所等から緊急時対応における相談があった場合は、利用できる社会資源等を紹介する。また、支援内容によっては、直接、緊急時の受け入れ先へ利用調整を行う。
一般相談事業所	障害福祉サービスを利用していない障害児者に対して、本人の意向を踏まえつつ、緊急時に備え、適切なサービスができるよう支援を行う。
特定相談支援事業所	必要に応じて短期入所事業所等の緊急時の受け入れ先へ利用調整を行う。 また、緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害児者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応する等、適切な対応に努める。
訪問系事業所 短期入所事業所 日中活動系事業所	特定相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の相談があった場合、できる限り協力する。
地域定着支援事業所 自立生活支援事業所	地域定着支援または自立生活援助の利用者等から連絡があった場合、電話及び訪問により必要な支援を行う。
セーフティネット事業所	各市障害(がい)福祉課または特定相談支援事業所等から緊急の受け入れ・対応の相談があった場合は協力する。

(2) 緊急時の対応

ア. 日中・時間外の対応機関

区分	時間帯	対応機関
特定相談支援・障害児相談支援利用者	事業所等業務時間内	特定相談支援事業所等
	上記以外	基幹相談支援センター、一般相談事業所、各市、親族、サービス提供事業所、その他必要な支援機関等と事前に緊急時対応のフローを決定しておく
特定相談支援・障害児相談支援未利用者	一般相談事業所等業務時間内	基幹相談支援センター、一般相談事業所、各市
	上記以外	各市、親族、その他必要な支援機関等と事前に緊急時対応のフローを決定しておく

イ. 居宅生活継続に向けた判断・調整

- ①障害児者のニーズを把握し、引き続き居宅で生活できるか判断
- ②障害福祉サービスを利用すれば引き続き居宅での生活が可能であると判断した場合は、その利用調整
- ③障害支援区分の認定を受けているものの、利用する予定の障害福祉サービスの支給決定を受けていない場合は、速やかに各市障害(がい)福祉課に連絡
- ④当該障害(がい)福祉課は緊急時であることに鑑み、障害福祉サービスの利用開始日等について特段の

配慮のうえ支給決定

⑤障害支援区分の認定を受けていない場合は、速やかに各市障害(がい)福祉課に連絡

ウ. 居宅での生活が困難な場合の対応

- ① 居宅での生活継続は困難であると判断
- ② 短期入所等での受け入れを調整

※以下の表を参考にして短期入所等での受け入れを調整する

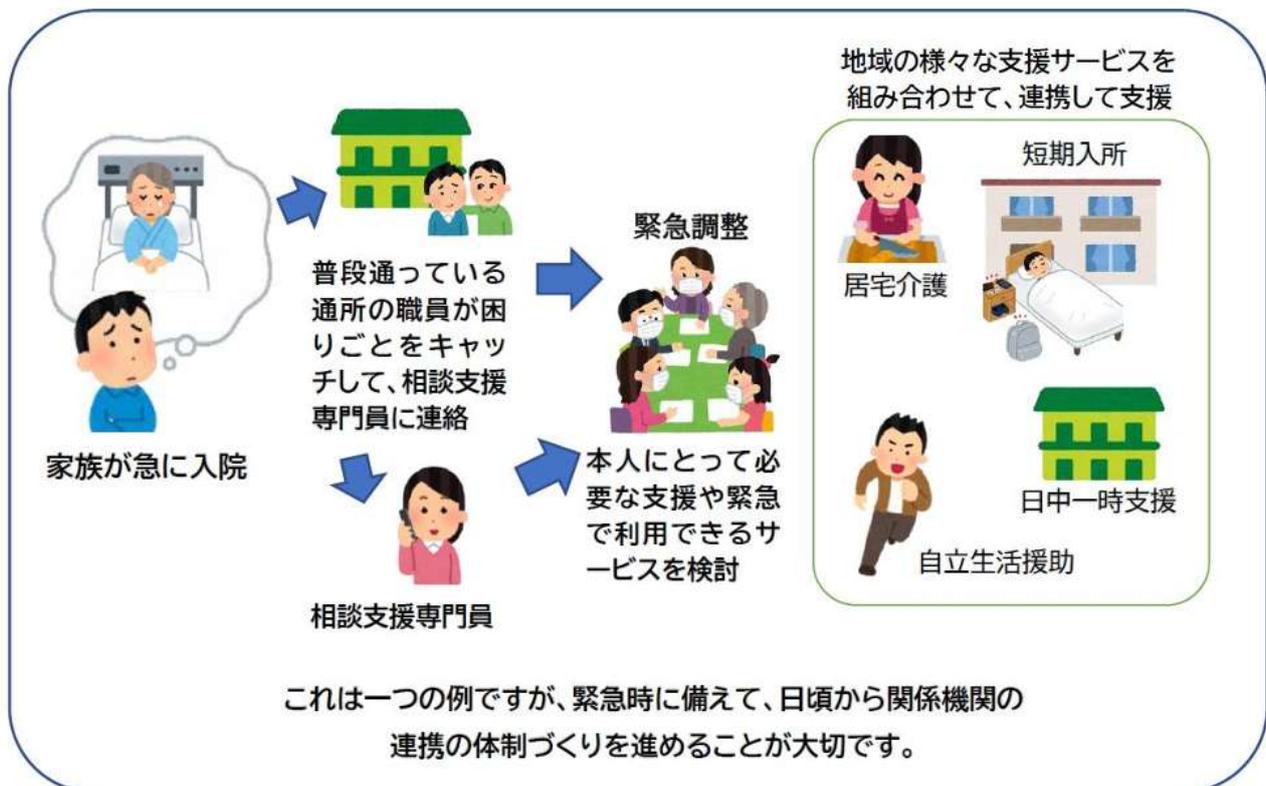
短期入所	利用状況等	調整する相手方
支給決定あり	利用実績あり	利用実績のある短期入所
	利用実績なし	拠点登録短期入所事業所
支給決定なし	障害支援区分あり	拠点登録短期入所事業所 各市障害(がい)福祉課 (速やかに支給決定を行う)
	障害支援区分なし	各市障害(がい)福祉課 (セーフティーネット事業所を中心に状況に応じて対応)

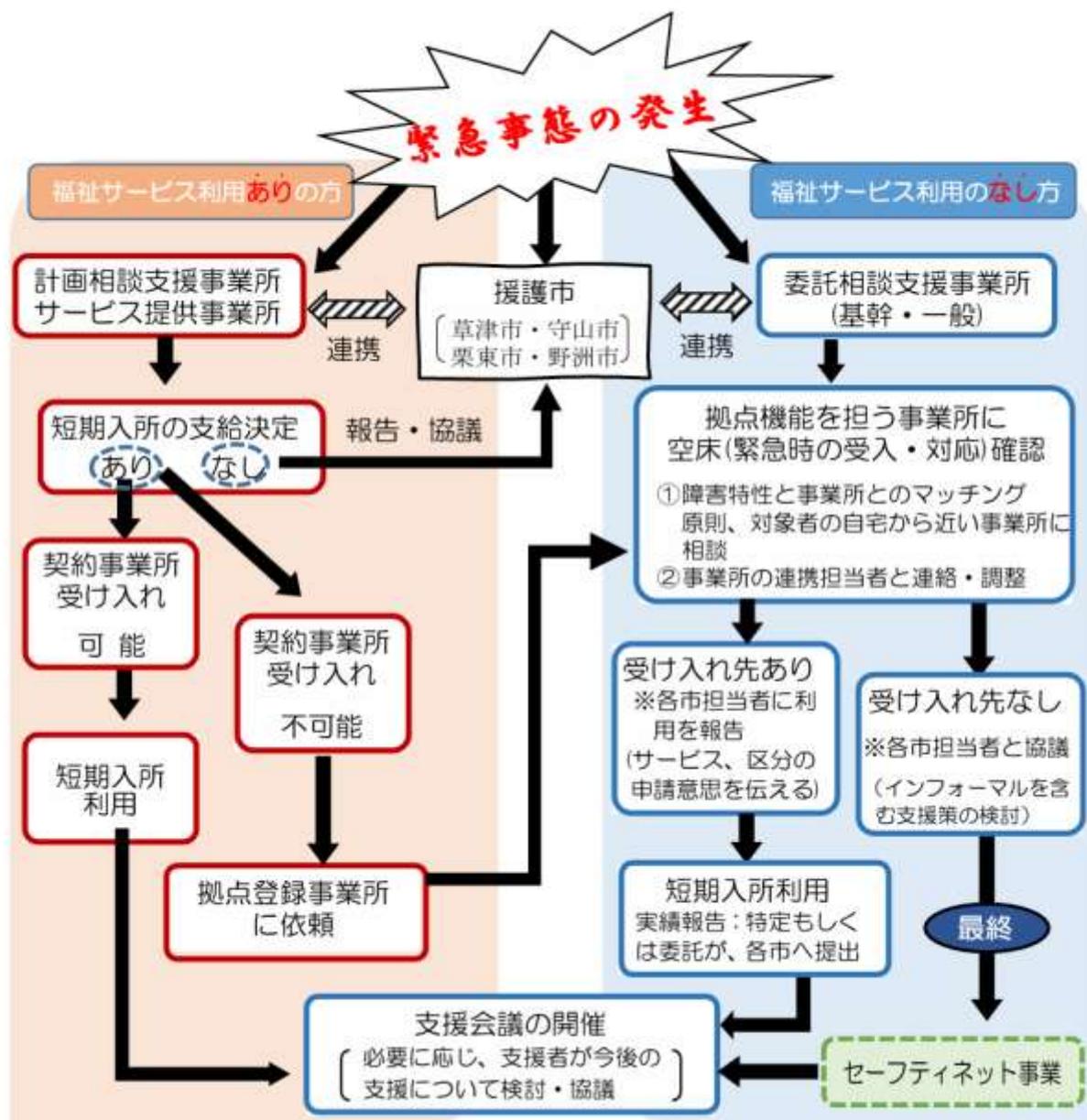
エ. 在宅復帰に向けた調整

拠点利用については、原則7日以内の利用とします。特定相談支援事業所等は、緊急受け入れ後、速やかに、在宅復帰に向けた調整を行う。

なお、再利用の際は、緊急時を理由に定期的なサービス利用にならないよう十分留意すること。(ただし、重度障害者のうち介護負担が大きい方で、複数事業所において連携して対応する場合の再利用は除く) また、再利用については、各市と十分に協議のうえ検討すること。

～ 緊急時の受け入れ体制づくりのイメージ ～





3. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

1. 緊急時対応加算【拠点等の場合プラス】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50単位/回

(ア) 内容

利用者等からの要請に基づき、居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、計画にはない介護等を24時間以内に行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度に100単位を算定できる。また、拠点等の場合には、さらに50単位を上乗せできる。

(イ) 対象サービス

居宅介護サービス（身体介護、身体介護を伴う通院等介助、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

(ウ) 基準

- ・利用者等からの要請を受けてから概ね24時間以内に支援できる体制にあること
- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること

II. 緊急時支援加算（I）【拠点等の場合プラス】・・・・・・・・・・・・・・・・・・50単位/回

（ア）内容

障害の特性等に起因して生じた緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合、1日につき緊急時支援加算（I）または緊急時支援加算（II）することができる。また、緊急時支援加算（I）を算定した場合、拠点等の場合には、さらに50単位を上乗せできる。

（イ）対象サービス

自立生活援助、地域定着支援

（ウ）基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること

III. 短期入所事業所拠点登録加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・100単位/日・200単位/日

（ア）内容

地域生活支援拠点等として位置づけられた短期入所施設が、利用者を受け入れた場合、緊急時に限らず利用開始日について、1日につき定める単位数に100単位/日を加算できる。また、医療的ケアが必要な障害児者、重症心身障害児者または強度行動障害児者を受け入れた場合は、さらに200単位/日を上乗せできる。

（イ）対象サービス

短期入所

（ウ）基準

- ・利用の枠に空きがあれば、当日の相談であっても支援できる体制にあること
- ・利用実績のない利用者に対してもできる限り支援できる体制にあること（強度行動障害や医療的ケア等は要相談としても差し支えない）
- ・土日・祝日もできる限り受入可能な体制にあること
- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること
- ・地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること

IV. 緊急時受入加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・100単位/日

（ア）内容

地域生活支援拠点等として位置づけられ、通所系サービス事業所において、利用者の障害特性等に起因して生じた緊急事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、日中に引き続き夜間に支援を行った場合に限り、1日につき100単位を算定できる。

（イ）対象サービス

通所系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））

(ウ) 基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること
- ・当該事業所に滞在に必要な就寝設備を有し、夜間の時間帯を通して1人以上の職員を配置すること
- ・地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること

3) 体験の機会・場

障害者等が親元からの自立や、病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場の提供を行います。

1. 事業概要

目的	本人のニーズに合った体験の機会・場を確保し、提供する
機能を担う機関	基幹相談支援センター、特定相談支援、地域移行支援、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、地域移行支援）提供事業所 等
想定利用対象者	・家族等と同居している者で、今後一人暮らしが見込まれる（希望している）障害者 ・長期入院または入所者等で、地域生活の経験の不足等により社会性を身に着ける必要がある者

2. 実施内容

対応機関	運用内容
基幹相談支援センター	病院・施設からの地域への移行や、親元から自立したい旨の相談があった場合、利用できる社会資源等を紹介する。
一般相談事業所	障害福祉サービスを利用していない障害児者に対して、本人の意向を踏まえつつ、体験の機会や場の提供など、適切なサービスができるよう支援を行う。
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 地域移行支援事業所	病院・施設からの地域への移行や、親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じて共同生活援助等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。
日中活動系サービス事業所	体験利用の相談があった場合、利用者の状況に合わせて、できる限り協力する。
共同生活援助事業所 短期入所事業所 施設入所支援事業所	体験利用の相談があった場合、利用者の状況に合わせて、できる限り協力する。
各市障害(がい)福祉課	・障害福祉サービスの体験利用は、支給決定後とする。 ・サービス利用者は、計画案やセルフプランに体験の機会の必要性について、追記記載したものを各市障害(がい)福祉課に提出し、支給決定を受ける。 ・サービス未利用者は、認定調査を受ける必要があるため、速やかに各市のサービス給付担当者と調整を行い、併せて可能な限り計画相談にかかる支援者を繋げるよう促す。

3. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

I. 体験利用支援加算（Ⅰ）・（Ⅱ）【拠点等の場合プラス】・・・・・・・・・・ 50単位/回

（ア）内容

一人暮らしに向けた体験的な利用支援を行った場合、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を加算できる。また、拠点等の場合、さらに50単位を上乗せできる。

（イ）対象

日中系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、地域移行支援）

（ウ）基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること
- ・地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること

II. 体験宿泊加算（Ⅰ）・（Ⅱ）【拠点等の場合プラス】・・・・・・・・・・ 50単位/回

（ア）内容

独り暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合、15日以内に限り1日につき体験利用支援加算（Ⅰ）＜体験的な宿泊（一時的な滞在を含む）を支援した場合＞または、体験利用支援加算（Ⅱ）＜体験的な宿泊を支援し、夜間及び深夜の時間帯を通じ必要な見守り支援した場合＞に加算できる。また、拠点等の場合、さらに50単位を上乗せできる。

（イ）対象

地域移行支援

（ウ）基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること
- ・地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること
- ・平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること

III. 地域移行促進加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 120単位/日・60単位/日

（ア）内容

施設利用者が地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合及び宿泊体験を伴わない施設利用者の見学や食事体験等において、施設従事者が地域移行支援事業所との連絡調整その他の相談援助を行った場合、地域移行促進加算（Ⅰ）120単位/日が加算できる。また、宿泊を伴わないグループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加の支援などを行った場合、1月に3回を限度として地域移行促進加算（Ⅱ）60単位/日が加算できる。

（イ）対象

施設入所支援

（ウ）基準

- ・連携担当者を1名以上配置していること

- ・ 平時から、拠点コーディネーター等との情報連携や自立支援協議会等へ積極的に参画すること
- ・ 地域生活支援拠点に位置づけられたことを積極的に周知すること
- ・ 拠点等の届け出が無くても算定可能

4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障害者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成します。

1. 事業概要

目的	支援者の育成・スキルアップを図る
機能を担う機関	基幹相談支援センター、自立支援協議会、地域生活支援拠点等整備事業プロジェクト等
運用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターによる人材育成研修等により地域の相談支援事業者のスキルアップを図る。 ・ 自立支援協議会や当協議会の各専門部会等において研修等を実施し、支援者のスキル向上を目指すとともに、事業所同士の連携を深めていく。 ・ 県等が主催する研修の受講を勧奨するなど、医療的ケアが必要な方や強度行動障害がある方等に対して専門的知識の獲得や対応が行える人材の養成を検討する。

2. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

なし

5) 地域の体制づくり

相談支援事業所が把握した利用者の個別の課題から地域の課題を抽出し、自立支援協議会等に参画したうえで、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を進めます。

1. 事業概要

目的	地域にある様々な社会資源のネットワークを構築する
機能を担う機関	基幹相談支援センター、相談支援事業所、自立支援協議会 等
運用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹相談支援センターが各支援機関と連携しながら、地域の社会資源に関する情報を集約したうえで、特定相談支援事業所等に情報を提供することを通じて、障害者等が地域の社会資源を円滑に利用できるよう支援する。 ・ 支援困難事例等について課題検討を通じ情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。また、必要に応じて自立支援協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

2. 地域生活支援拠点等整備事業に関連する加算

Ⅲ. 地域体制強化共同支援加算 ・ ・ ・ ・ ・ 2, 0 0 0 単位/回

(ア) 内容

特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の相談支援専門員が支援対象障害者等の同意を得て、当該障害者等に対して、福祉サービス等事業者3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行ったうえで、課題を整理して自立支援協議会等に対して文書により内容等を報告した場合に、相談支援事業所において、当該障害者1人につき1月に1回を限度に2, 0 0 0単位が算定できる。

(イ) 対象サービス

特定相談支援、障害児相談支援

(ウ) 基準

- ・利用者等からの要請に基づき、速やかに情報の提供及びサービス利用の調整を行う体制にあること
- ・拠点関係機関と連携体制を確保するとともに協議会に定期的に参画していること
- ・地域体制強化共同支援記録書を作成し5年間保するとともに、市から求めがあった場合については提出すること

【お問合せ先】

	平日・日中	夜間／土・日・祝日
滋賀県南部健康福祉事務所	077-562-3527	
草津市障害福祉課	077-561-2363	077-563-1234
	shogaifukushi@city.kusatsu.lg.jp	
守山市障害福祉課	077-582-1168	077-583-2525
	shogaifukushi@city.moriyama.lg.jp	
栗東市障がい福祉課	077-551-0304	077-553-1234
	shogai@city.ritto.lg.jp	
野洲市障がい福祉課	077-587-6087	077-587-1121
	shougaiifukushi@city.yasu.lg.jp	

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。(別紙参照)

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 **500単位/月** *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 **100単位/日**

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所(加算) **100単位/日** *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算) **200単位/日** *連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。(訪問系サービス等)

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

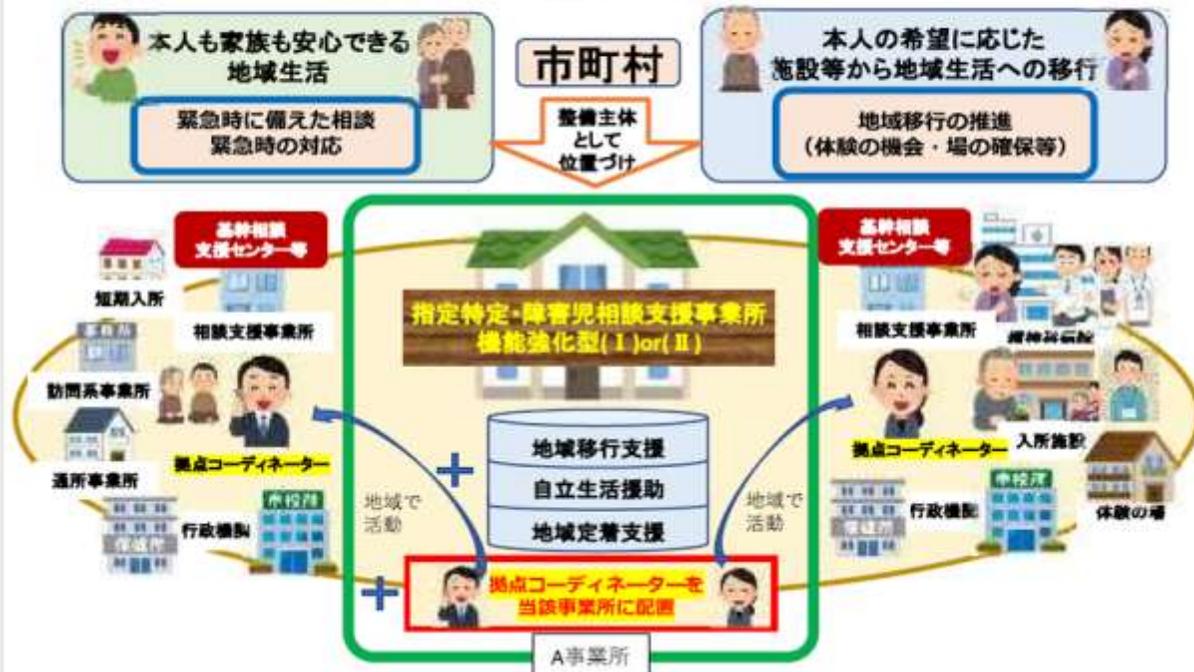
- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) **60単位/日**

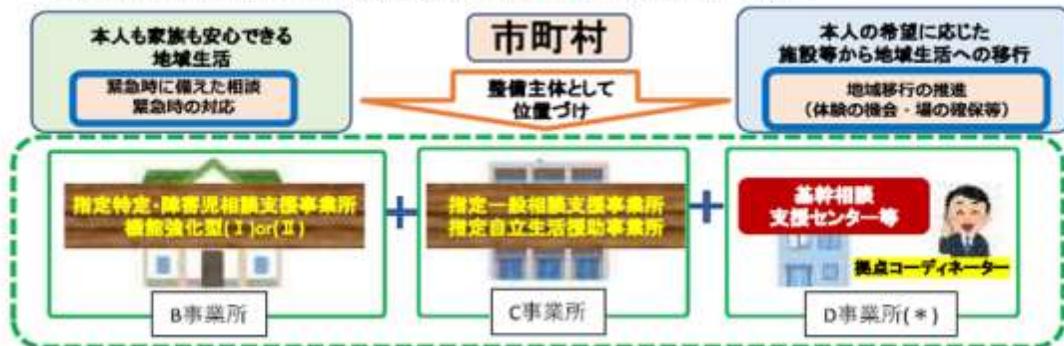


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

○ 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。

② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。

* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
- 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

湖南地域障害児(者)自立支援協議会

就労選択支援事業に向けた検討会 R6年度活動報告



就労選択支援事業に向けた検討会って？

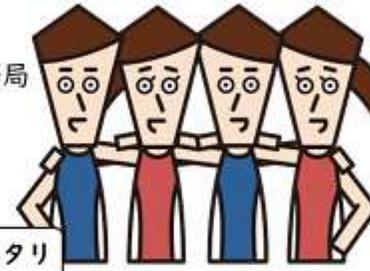
検討会

令和6年7月からスタート

令和7年10月より新たに始まる新サービス『就労選択支援事業』。国の示す事業の方向性を関係機関において共有し、湖南福祉圏域のこれまでの経過・実態を踏まえながら、今後どういったことに取り組む必要があるかを検討、新サービス開始に向けて体制整備を図っていく場

<構成機関>

4市障害福祉課(草津市・守山市・栗東市・野洲市)・4市基幹相談支援センター・4市委託相談支援事業所・特別支援学校・ハローワーク・就労移行支援事業所(現行の就労アセスメント実施事業所)・南部健康福祉事務所・湖南地域障害者就業・生活支援センター(働き暮らし応援センター)
オブザーバー: 滋賀県障害福祉課
滋賀県障害者自立支援協議会事務局



<<検討会の進め方>>



第1回目 R6/7/18

↓ 新制度の概要共有・今後の検討会について

第2回目 R6/9/18

↓ 学生就労アセスメント振り返り

第3回目 R6/11/7

↓ 成人就労アセスメント振り返り

第4回目 R7/1/29

↓ 今後の進め方について(WG発足)

第5回目 R7/4/23

↓ 制度情報共有・WG進捗共有

第6回目 R7/7/15

ワーキンググループ

令和7年1月からスタート

湖南福祉圏域において統一したサービスの提供を目指し2つのワーキンググループを発足、各グループごとにサービスのあり方について具体的な検討を図っていく

ワーキンググループ①

アセスメント手法構築

メンバー 就労アセス実施事業所(7事業所)、特別支援学校、働き暮らし応援センター

検討内容
①情報提供ツールの作成②共通アセスメントキットの作成③共通アセスメントシートの作成④アセスメント手法(4体系の構築)

(開催状況)

第1回目(R7/1/16)

第2回目(R7/2/19)

第3回目(R7/3/27)

第4回目(R7/4/25)

第5回目(R7/5/21)

第6回目(R7/6/20)

ワーキンググループ②

プロセス構築

メンバー 4市行政、4市基幹・委託相談、特別支援学校、働き暮らし応援センター

検討内容
①就労選択の在り方②プロセスの統一化③対象者の統一化④セルフプランへの対応⑤制度周知について⑥事業指定評価についてなど

(開催状況)

第1回目(R7/1/21)

第2回目(R7/3/4)

第3回目(R7/3/26)

第4回目(R7/4/30)

第5回目(R7/5/28)

第6回目(R7/6/23)

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト

『第1回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2024年7月18日 午前10~12時

場所:草津市役所 502 会議室

1. 構成機関紹介

22 機関 28 名出席 ※構成機関は 24 機関

2. 検討会発足経緯共有

3. 情報共有

(1) 就労選択支援事業概要について(滋賀県障害福祉課 社会活動担当奥田氏より)

令和7年度10月から施行予定の就労選択支援事業について、事業化されることになった経緯や事業目的について説明。現行制度においても就労アセスメントという形で取り組まれているが、本来目的から逸れて「B型にくための手続き」的なものになっている課題が全国的にみられる。県としては各圏域に対して就労選択支援事業の概要を周知し、圏域ごとに本来目的を踏まえ仕組みづくりをしていてもらいたいと思っている。

(2) モデル事業実践報告(雇用支援センターきらっと 新谷氏より)

昨年度実施されたモデル事業について取り組み内容を共有。

(3) 湖南圏域の実態について(働き・暮らし応援センターりらく 河尻氏より)

就労移行支援事業所による就労アセスメント実施状況および4市就労系サービス支給決定者数実績などについての調査結果共有

4. 意見交換・検討

(各市行政)

- ・人材や組織の変化等にも対応できるよう、圏域として一定程度統一された枠組みがあると良い。
- ・現状、成人の方は、利用したいサービス事業所を決めてから窓口相談に来られる方が多い。支給決定に伴う手続きの影響で、サービスを利用したいタイミングで就労アセスメントを受けられないケースも出てくるのではないかな。

(特別支援学校)

- ・学校は教育活動の場としての役割が中心となっており、就労アセスメントの実施については、基本的に学校外で実施する形が好ましい。

(相談)

- ・本人、保護者、サービス事業所(B型・A型)に対して就労選択支援事業の目的や必要性を理解していただく為の説明が重要。相談支援専門員自身が本制度について学びを深める機会があると良い。
- ・圏域で相談支援事業所が不足する中、本事業利用にあたって計画相談の調整の遅れが発生するのではないかな。

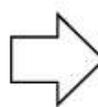
(就労移行)

- ・作業能力の評価だけでなく、将来のステップアップの可能性も含めて働き方の選択肢があることについて、しっかりと情報保障することが重要だと思う。
- ・ひきこもりや精神障害者など、自宅以外の場所で活動することが難しい方に対するアセスメントをどう実施するかについての検討が必要ではないかな。

5. 今後の検討会について

代表的な意見

- ・構成機関間での継続的な情報共有の場が必要
- ・地域の様々な機関への周知が必要
- ・就労アセスメントの事例を通じて現状を共有したい
- ・想定される数の把握が必要
- ・4市共通のシステムづくり



4市自立支援協議会連携会議へ報告、今後どのように取り組んでいくかを検討したうえで案内する

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト

『第2回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2024年9月18日 午後13~15時

場所:南部健康福祉事務所

1. 参加者

20 機関 25 名出席 ※構成機関は 24 機関

2. 学生アセスメントの実施状況について意見交換・検討

特別支援学校等の学生に対する就労アセスメントの実施実態について各関係機関から提供された事例や事象を基に、課題点等の共有及び意見交換を行った。

(各市行政)

- ・学校や保護者から「B型事業所を利用したい」と直接問い合わせがあり、混乱が生じた事例があった。
- ・者みなし認定、認定調査等、事務手続きに時間が掛かる。また、者みなし時の支給決定に関する対応に悩む部分がある(見サービス併用時等)。
- ・進路先がほぼ確定している段階で就労アセスメントを実施していると感じることがある。

(特別支援学校)

- ・不登校児にとっては、短期間のB型事業所での出張アセスメントであっても心身の負担が大きい。
- ・関係機関との連絡調整、日程調整に非常に時間と手間が掛かる。

(相談)

- ・スケジュールに余裕がなく、サービス等利用計画の作成における時間の確保が難しい。
- ・就労アセスメントや福祉サービス利用に関する手続きが複雑。また説明を行う機関が明確に決まっておらず、本人や保護者に混乱が生じることがある。

(就労アセスメント実施事業所)

- ・出張アセスメント先事業所の理解不足。
- ・共通のアセスメントシートの項目をすべて観察・評価しきれない場合がある。
- ・アセスメントシートの作成やフィードバックの仕方に悩むことがある。

学生アセスメントにおける課題

【目的について】

- ・本人、保護者、出張先事業所等への制度及び目的の周知不足

【プロセスや制度設計について】

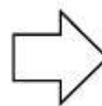
- ・事務手続きに時間が掛かる
- ・連絡調整や制度説明の役割分担が不十分

【アセスメント手法】

- ・従来のアセスメント手法(通所・出張)では実施が難しい方への対応

【資源・その他】

- ・相談支援事業所の不足
- ・支援者のスキルアップ、モニタリングの機会の確保



次回検討する成人における就労アセスメントの課題と併せ、今後のプロジェクトの取り組みを検討していく

3. 次回会議開催について

開催日:2024年11月7日(木)13:00~15:00 (今後検討会は隔月開催予定)

場所:南部健康福祉事務所3階会議室

内容:成人の就労アセスメントの実態と課題に関する意見・情報交換

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト 『第3回 就労選択支援事業に向けた検討会』 報告書

日時:2024年11月7日 午後13~15時

場所:南部健康福祉事務所

1. 参加者

29名(構成機関:28名 23/24機関 オブザーバー:1名 1/2機関)

2. 成人アセスメントの実施状況について意見交換・検討

成人の就労アセスメントの実施実態について、各関係機関から提供された事例や事象を基に、課題点等の共有及び意見交換を行った。

(各市行政)

- ・利用したいB型事業所が決まってから就労アセスメントを実施するケースが多く、最近では、B型事業所の在宅訓練を希望して申請される方も増えている。
- ・B型事業所利用希望者について、守山・栗東・野洲では、過去に短期間でも就労経験がある場合、就労アセスメントの実施は不要としているが、不要とする根拠の基準が曖昧な為、判断に迷うケースも多い。
- ・草津市では、ひきこもりや入院されているケース等、通常のアセスメントでの対応が難しい場合、相談支援事業所等が本人への聞き取りや過去の就労に関する情報等を整理することで、就労アセスメントの代用と認める「簡易アセスメント」という独自システムがある。しかし、この簡易アセスメントでは本人の就労能力の適切な判断が難しい部分がある。

(相談)

- ・就労アセスメントの目的や流れについて、本人や家族に理解してもらうことが難しい場合がある。
- ・近隣に就労アセスメントを実施している事業所がなく、就労アセスメント実施場所までの送迎を相談支援専門員が行ったケースがあった。
- ・支給決定に関する手続きやスケジュール調整に時間が掛かり、タイムリーに就労アセスメントを実施できないことがある。

(就労アセスメント実施事業所)

- ・本人や家族に納得・安心していただけるフィードバックができないことがある。
- ・市によって就労アセスメントの実施対象者の要件が異なる(就労経験等の定義)。
- ・ひきこもりの方など、自宅から一歩出ることが目標の方が利用できる福祉サービス事業所(資源)が少ないため、B型事業所を選択せざるを得ない実態がある。

成人アセスメントにおける課題

【目的について】

・就労アセスメントの形骸化(B型に行くための手続き)

・本人や家族への適切な制度説明

【プロセスや制度設計について】

・市による就労アセスメントの実施要件の整理

・支給決定等に関する手続きの煩雑さ

【アセスメント手法】

・利用者の納得感あるサービスの構築

【資源・その他】

・居場所機能を担う社会資源の充実

① プロジェクト内に「アセスメントの手法構築」と「就労選択支援のプロセス構築」、2つのワーキングチームを立ち上げ、具体的な検討を進めていく

② 4市障害福祉課を中心に、過去の就労系サービス利用者数の調査を実施。今後の就労選択支援事業の利用想定者数を把握する

3. 次回会議開催について

開催日:2025年1月29日(木)13:00~15:00

場所:南部健康福祉事務所3階会議室

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト

『第4回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2025年1月29日 午後1~3時

場所:南部健康福祉事務所

1. 参加者

24名(構成機関:23名 20/24機関 オブザーバー:1名 1/2機関)

2. 湖南福祉圏域(4市)就労選択支援対象者数想定調査の結果について

4市障害福祉課を中心に、過去の就労系サービス利用者数等の調査を実施。過去の就労系サービス支給決定者数を踏まえ、国が原則利用としている対象者が1年間でどれくらいいるかの想定者数の共有を行った。

3. 2つのWG(ワーキンググループ)の開催状況の共有

ワーキンググループ① アセスメント手法を検討するチーム

【開催日時】1月16日(木)

【参加機関】7機関 11名

【今後の検討事項】

- ・作業プログラム・アイテムの統一化
 - ・アセスメントシートの統一化
 - ・情報保障ツールの統一化
- 5~6月頃を目途に統一した内容をまとめていく

ワーキンググループ② 就労選択のプロセスを構築するチーム

【開催日時】1月21日(金)

【参加機関】12機関 15名

【今後の検討事項】

- ・支給決定要件の統一化
 - ・就労選択支援事業対象者範囲の整理
 - ・本人、家族、関係機関等への周知方法の検討
 - ・就労選択に関する説明の統一化
- 5~6月頃を目途に一定の形を整理する

(ワーキンググループに関する意見)

- ・働く力があるにもかかわらず、就労系サービスに滞留している利用者が多数いるのは大きな課題。サービス更新時には必ず相談支援専門員やサービス提供事業所が就労選択支援事業を提案し、ステップアップや他の働き方について情報提供する体制にはどうか?
- ・主に生活介護を検討している生徒の中には、B型利用の可能性を探る生徒もいる。そのような生徒への対応を統一して欲しい

4. (提案&検討)就労選択支援サービスに係るマニュアル(湖南地域版)の作成

今後、2つのWGで検討された内容を基に「湖南地域版 就労選択支援事業についてのマニュアル」の作成を目指していくこととする。国のモデル事業で作成中のマニュアルとの整合性も図りながら、4月以降作成に着手する予定。マニュアル作成にかかる費用等をどのように確保するかは今後継続検討。

5. 次回会議開催について

今後、具体的な検討は2つの各ワーキンググループにて協議を行う。検討会(本会議)としては継続して2か月に1回の頻度で開催、両ワーキンググループの進捗等を全体で把握していくこととなった。次回会議は、3~4月頃を目途に実施。後日日程調整を行う。

湖南地域自立支援協議会日程

	湖南地域								草津市				守山市				栗東市				野洲市										
	連携会議	進路部会	重度障害者事務局	重度障害者チーム会議	行動障害支援ネット事務局	行動障害支援ネット定例会議	作業部会	地域生活支援拠点等の整備にかかわるプロジェクト	就労選択支援検討会	運営会議	定例会議	相談支援部会	子ども支援部会	事務局	定例会議	相談支援部会	発達支援部会	運営会議	定例会議	相談支援部会	発達支援部会	運営会議	定例会議	相談部会	就労部会	発達支援部会	障がい福祉計画部会	余暇支援検討会議	住まいの場	人材育成プロジェクト	
4月					17 AM	25 AM		23 PM	14 PM		16 PM		8 PM				9 AM	23 AM			15 AM										
5月	16 AM		7 AM	21 AM						14 AM			13 PM	27 PM			14 AM				13 AM		14 AM	8 PM							
6月		27 AM			5 AM	19 PM			12 PM		18 PM	年 2 回 開 催	10 PM		24 PM	年 1 回 程 度 開 催	11 AM	25 AM	24 PM	年 1 回 開 催 予 定		10 PM									
7月								15 PM		18 AM			8 PM	22 PM				9 AM					8 AM			10 PM					
8月			6 AM	20 AM					7 PM		20 PM		12 PM				6 AM	20 AM			5 AM										
9月						5 AM		2ヶ月に1回程度随時開催		19 AM			9 PM	30 PM	24 AM		10 AM		24 AM			9 PM	10 AM	11 PM							
10月		3 AM			2 AM	学習会未定				2 PM		15 PM		14 PM				1 AM	15 AM			14 AM									
11月	21 AM		5 AM	19 AM						14 AM			11 PM	25 PM			12 AM				11 AM				13 PM						
12月					4 AM	18 PM			4 PM		17 PM		9 PM		23 PM		10 AM	24 AM	23 PM			16 PM									
1月						16 AM	開催予定			29 AM			13 PM	27 PM			14 AM				13 AM			8 PM							
2月	20 AM	6 AM	4 AM	18 AM	5 AM					5 PM		18 PM		10 PM				4 AM	25 AM			10 AM		18 AM							
3月										19 AM			10 PM	24 PM	25 AM		11 AM		25 AM			10 PM		12 PM							

年度内に2回〜4回程度実施予定。

※守山市・栗東市の相談支援部会は合同開催

役割分担の整理(令和7年度)

会議の名称		事務局体制 □ は 日程・内容調整 進捗管理	会議案内 事前(資料等)準備	会議当日の 議事進行・記録	連携会議へ報告/ 連携会議の情報周知
4市自立支援協議会 連携会議		みらいく 風 りらく 南部健康福祉事務所 4市障害福祉関係課 4市自立支援協事務局 部会・プロジェクト代表	みらいく 資料印刷: 南部	みらいく 補助: 草津基幹 野洲基幹	
草津市障害児(者)自立支援協議会		草津市障害福祉課 基幹相談支援センター 障害者福祉センター 発達支援センター 部会代表 特定相談支援事業所代表 風 りらく	基幹相談支援センター 部会: 部会長	基幹相談支援センター 部会: 部会長	基幹相談支援センター
守山市障害者自立支援協議会		守山市障害福祉課 みらいく 市発達支援課 風 りらく 事業所連絡協議会	みらいく 部会: 部会長	みらいく 部会: 部会長	みらいく
栗東市障がい児・者自立支援協議会		栗東市障がい福祉課 みらいく 市発達支援課 風 りらく 事業所連絡協議会	みらいく 部会は部会長	みらいく 部会は部会長	みらいく
野洲市障がい者自立支援協議会		野洲市障がい福祉課 基幹相談支援センター 発達支援センター 健康推進課 部会代表 特定相談支援事業所代表 風 りらく びわりん	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター	基幹相談支援センター
進路部会		野洲養護学校 野洲市障がい福祉課	野洲養護学校 野洲市障がい福祉課	野洲養護学校 野洲市障がい福祉課	野洲養護学校 野洲市障がい福祉課
重度 障害者 部会	施設整備検討チーム	栗東市障がい福祉課			
	重症心身障害児者・医療的 ケア児等支援推進チーム	南部健康福祉事務所 4市障害福祉関係課 びわりん	南部健康福祉事務所	南部健康福祉事務所	南部健康福祉事務所
行動障害支援ネット		みらいく 草津基幹相談支援センター 野洲市基幹相談 支援センター 草津養護学校 蛭の里 県発達障害者支 援センター 南部健康福祉事務所 4市障害福祉関係課	みらいく 資料印刷: 南部	みらいく 事務局メンバー	みらいく
作業部会		野洲市障がい福祉課 みらいく びわこ学園	野洲市障がい福祉課 みらいく びわこ学園	野洲市障がい福祉課 みらいく びわこ学園	野洲市障がい福祉課 みらいく びわこ学園
地域生活支援拠点プロジェクト		栗東市障がい福祉課			
就労選択支援事業に向けての検討会		りらく	りらく	りらく	りらく

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の協議の場の設置等について

下記の目的と根拠に基づいて令和6年度も湖南地域障害児(者)自立支援協議会連携会議にて情報共有を行いません。
各事業所様、報告書の作成と提出をお願いいたします。

報告書：別添シートにご記入ください。(2025年1月1日現在)

提出期日：2025年2月7日(金)

提出先：障害者相談支援センターあんず konan-soudan@citrus.ocn.ne.jp

連携会議：2025年2月21日(金) 10:00~11:00 南部健康福祉事務所3階大会議室

連携会議のメンバー：4市障害福祉課、委託相談支援事業所、南部健康福祉事務所、部会長

記

目的：協議の場によって、日中サービス支援型共同生活援助事業所が、地域の関係者の意見を聞き、地域に開かれた質の高いサービスの提供を行っていくため。

根拠：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第213条の10および解釈通知

「協議会等に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上）日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。なお、当都道府県知事が必要と認める場合には、事業の申請にあたり、施行規則第34条の19第1項18号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。（解釈通知を一部抜粋）」

以上

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) 抜粋

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

自立支援協議会と障害者差別解消支援地域協議会

令和3年に障害者差別解消法が改正され令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました。

草津市の従来の取組といたしましては、草津市障害児（者）自立支援協議会において、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づく、「地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）」を推薦いただき、滋賀県で設置いただいている障害者差別解消相談員にと連携いただきながら、事案の解決を図っていただいておりますが、内閣府の運営する障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」を経由した、障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談などが増加しているところであります。

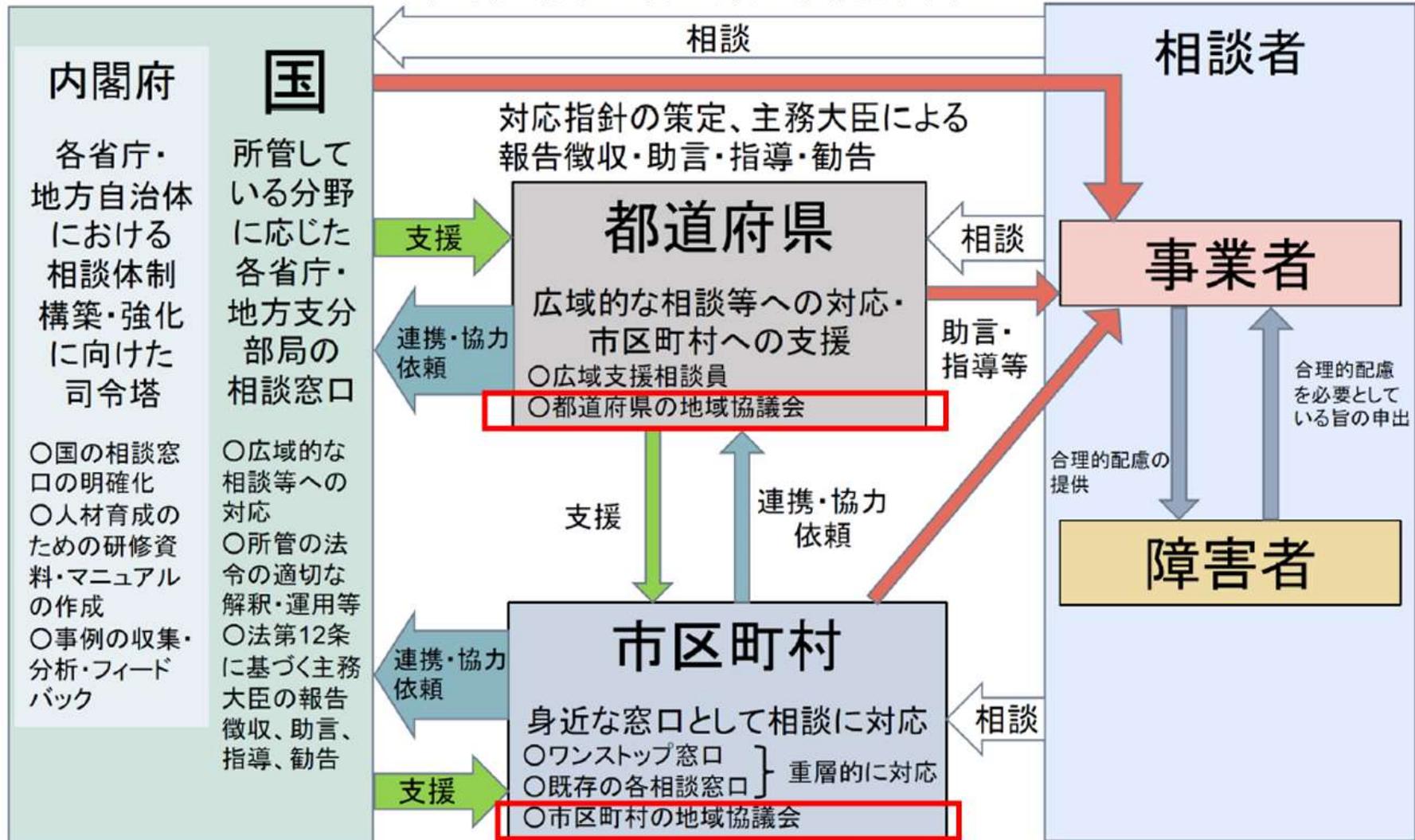
「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（改定版）」においても、（自立支援）協議会の活動を通じて、地域社会に参加する人々が「どのようなことが差別になるのか」、「『合理的配慮の提供』とは何か」について理解が深まるよう、具体的でわかりやすいかたちで周知する役割について明記がなされたところです。

地域で障害のある人の活動は広範多岐にわたっていますが、行政機関の相談窓口障害者差別に関する相談等を行う際、下記のような難しい点が全国的に指摘されています。

- ① 窓口により対応へのばらつきが生じ、無用なトラブルを招きかねない
- ② 問題発生や相談を受けた機関が、課題解決の全てを背負わなければならない
- ③ 地域における合理的配慮や建設的対話のレベルが上がらず、関係者の理解が一向に進まない
- ④ ①～③の結果として、同じような問題が繰り返されてしまう

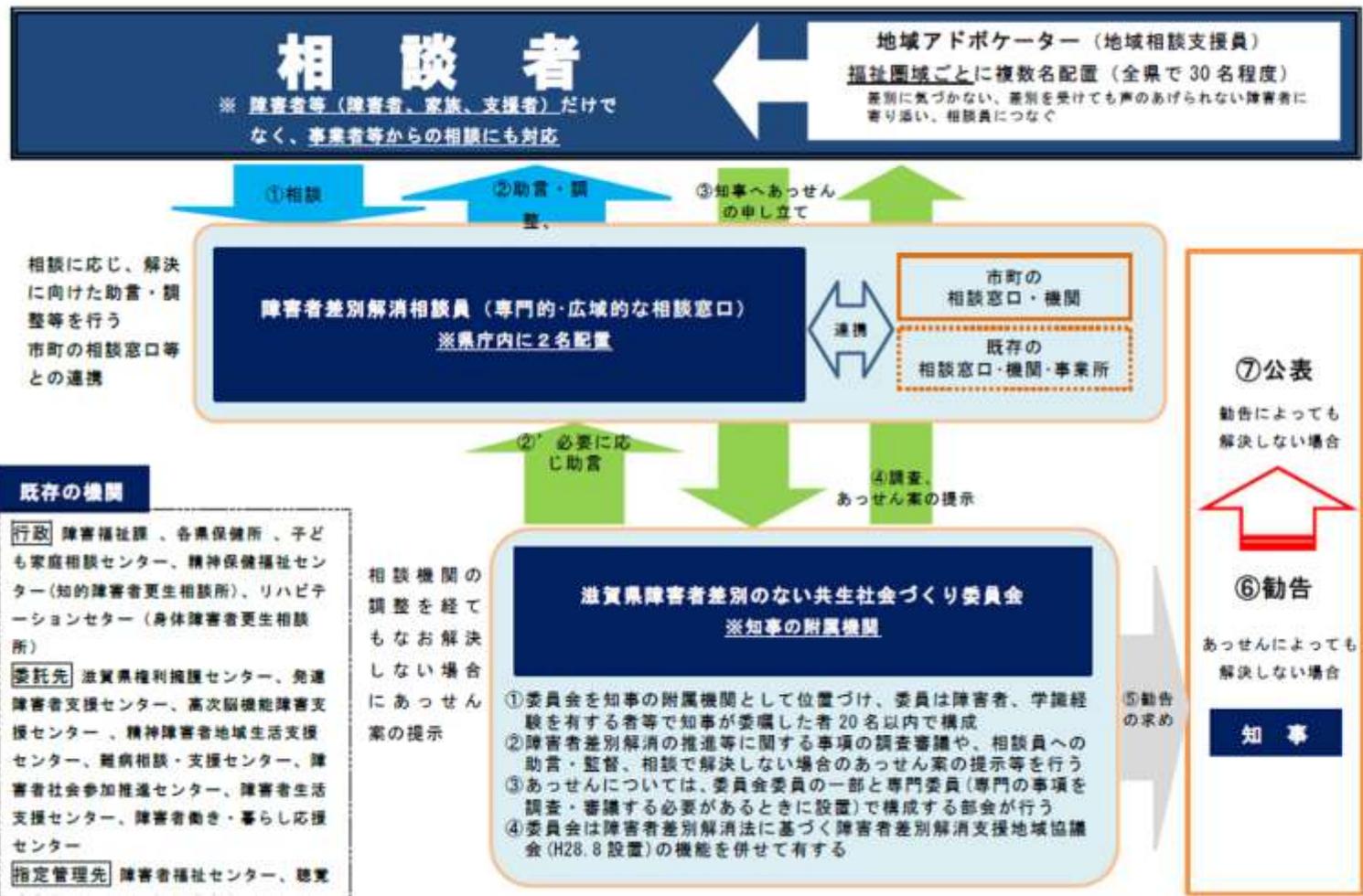
こうした事態に陥らないよう、障害者差別解消法第17条において、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、地域協議会を設置できることとされています。

国・都道府県・市区町村の役割分担図



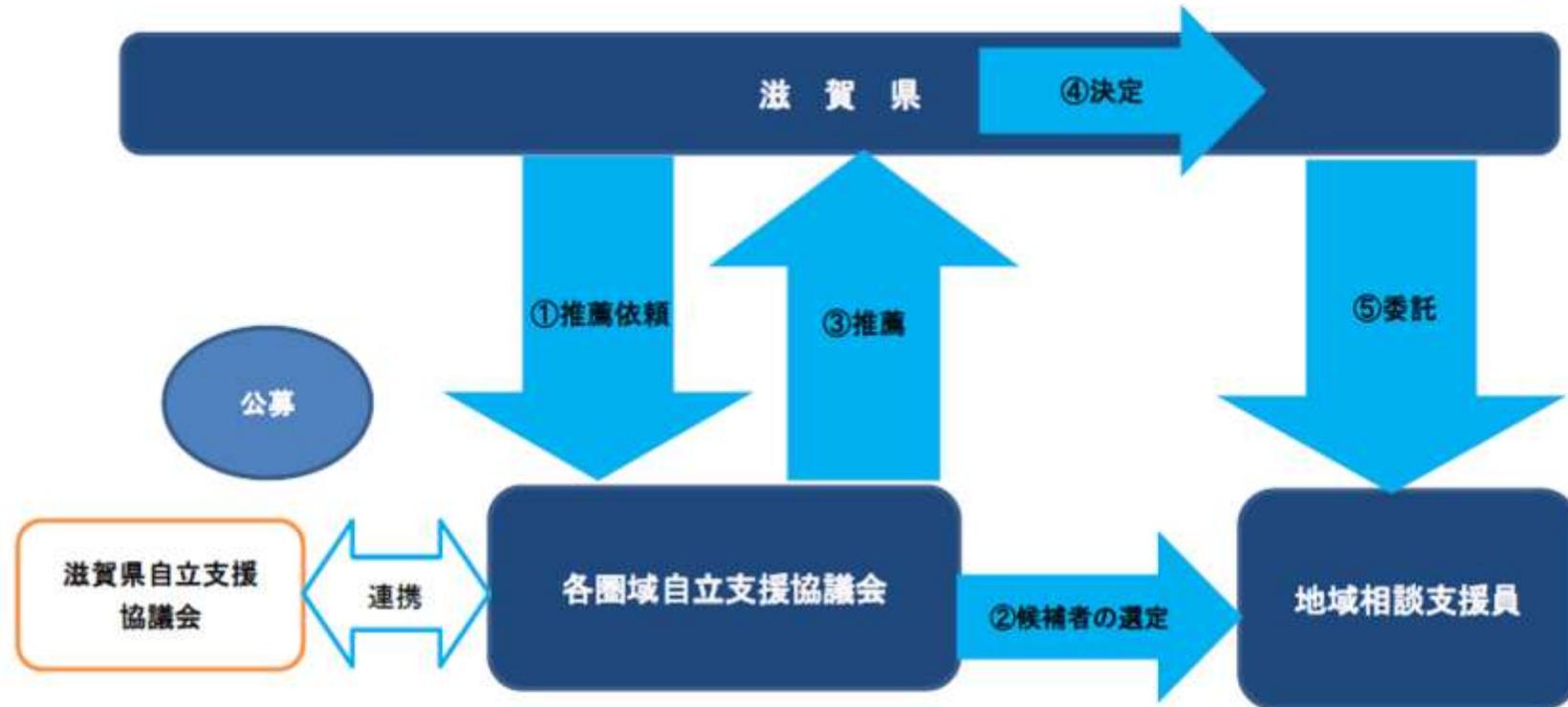
「障害を理由とする差別に関する国内の実態及び今後の相談体制の整備、事例の収集・共有等に関する調査研究」報告書
2022年3月 株式会社三菱総合研究所ヘルスケア&ウェルネス本部

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 相談・解決の仕組みイメージ図



「アドボケーターの推薦に係る資料」 滋賀県 障害福祉課

地域相談支援員の選任 イメージ図



障害者差別解消支援地域協議会の期待される役割①

◎想定される主な所掌事務

障害者差別解消法では、障害者差別に関する相談や、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うために地域協議会を開催することとされているものの、具体的な所掌事務については法律上の明確な定めはなく、地域の実情に応じてそれぞれ判断することとなります。
想定される地域協議会の主な所掌事務は、次のとおりです。

①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有	障害者差別と思われる相談については、単一の機関では対応が困難な場合、地域協議会で事案をケーススタディとして共有し、今後、同様の事案が発生した際に迅速かつ的確な対応ができるよう話し合いを行います。
②関係機関等が対応した相談に係る事例の共有	関係機関等が対応した相談事例に関する情報について共有することで、地域協議会を構成する機関等が障害者差別の解消に関する共通認識を持つことにつながり、地域全体の相談対応力の向上につながるものと考えられます。
③障害者差別に関する相談体制の整備	障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、共通の情報記入シートを作成、事案の解決を目指す際の相談フローの検討が考えられます。
④障害者差別の解消に資する取組の共有・分析	合理的配慮の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、多くの機関等で良い取組がされるよう事例集の作成について話し合いを持つことが考えられます。
⑤構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し	地域協議会での意見交換の段階から、合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえた解決方法をアドバイスすることで、権限を有する機関が行う紛争解決の後押しを行うことが考えられます。

「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」 平成29年5月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

6

障害者差別解消支援地域協議会の期待される役割②

⑥障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発	障害者に対する誤解や偏見、無理解、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する障害者差別を解消していくためには、障害者差別解消法の周知はもちろんのこと、障害特性を理解するための研修・啓発や、④で取り上げた障害者差別の解消に資する取組に係る事例の発信なども重要です。
⑦個別の相談事案に対する対応	複数の機関にまたがる内容の相談など、地域協議会を活用しなければ解決が困難と考えられる事案等について、地域協議会の場で解決に向けた話し合いを行うことが考えられます。 ※ 個別の相談事案を取り扱う場合は、個人情報保護にも留意する必要があります。 このほか、必要に応じ、対応状況について相談者に情報提供することも重要です(この場合、相談の受付から事案の終結までの相談フローがあると説明しやすくなります。)
⑧その他	障害者差別解消の取組そのものではありませんが、関連する取組を地域協議会で併せて実施することで相乗効果を期待することもできます。

「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」 平成29年5月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

障害者差別解消支援地域協議会のメンバー構成

【想定される地域協議会の構成機関等】

分野	都道府県	市町村
当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
行政	国の機関	法務局、公共職業安定所（ハローワーク） 等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等
関係機関団体等	教育	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
その他	学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者、自治会 等

※表の機関等をすべて含めなければならないということではなく、メンバー構成は地域の実情に応じて検討。

他市の障害者差別解消支援地域協議会の 活動例について

活動内容抜粋

①大津市障害者差別解消支援地域協議会

1.令和5年度 大津市公共施設バリアフリーチェック



<1階の多目的トイレへの通路>

- 飲食店前に入店待ちのための椅子が置いているが、人が座っていると通路が狭くなり、車椅子使用者は通りにくくなる。



<点字ブロック>

- 点字ブロックがシルバーで見えにくい。

2.障害者に対しての合理的配慮の提供事例集

障害者に対しての合理的配慮の提供事例集



(5) お店を利用する上での合理的配慮

- 聴覚障害があります。新型コロナウイルス感染症対策でマスクを着用した店員とのやりとりが分かりづらいです。
→手持ちサイズのコミュニケーションボード(例、レジ袋買いますか? (はい・いいえ)、ポイントカードお持ちですか (はい・いいえ))などに店舗側で前もって書いておき、視覚的に伝えることも考えられます。
- “耳の不自由な方は筆談しますのでお申し出ください”の耳マーク表示板が設置されているが片側で目立たない場所にあることが多いです。
→目立つ所に置くような配慮が必要です。
- 知的障害がありスマートフォンを持っています。通信費を気に、会話味を作ろうとしたところ、手続きの方法及びシステムについて店員からの説明が理解できませんでした。また、本を購入(信用)で買えるものと思い込んでいたことから、余計に理解できません。
自身の進捗準備が身分証明書だという認識がないため店員に示せません。
→丁寧な言葉で話していて話し、自身の解決策を考えます。場合によっては、家族へ相談する方法もあります。本ケースについては、本人へ説明内容が伝わるように丁寧に対応をされました。
- 知的障害があります。金額が分からず、多めに札を出して、小銭が多くなり、困ったことがあります。
→紙幣や小銭の使用に際し協力を求められた時は丁寧な対応が求められます。一方で、ユニバーサルデザインの小銭入れや、お札鑑別アプリ、紙幣見分け紙の活用も考えられます。

②京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」

障害者差別解消支援地域協議会 開催概要

ホームページID: 4721

2024年3月29日

第21回権利擁護部会（令和5年7月5日開催）

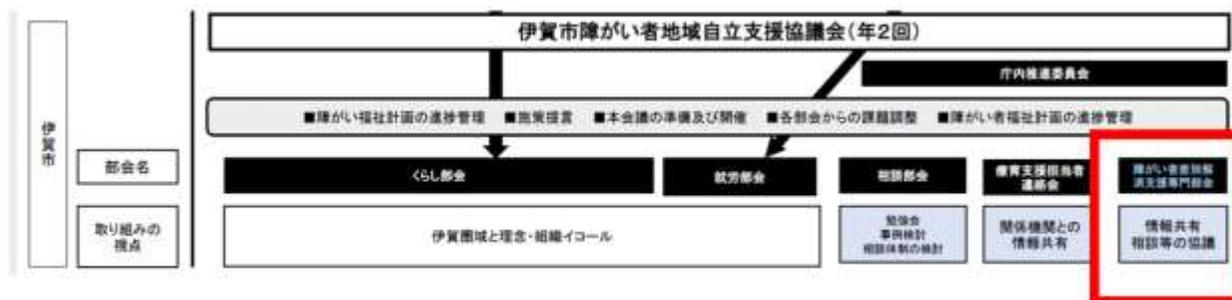
- ・ [開催概要\(PDF形式、163.81KB\)](#)
- ・ [次第\(PDF形式、51.11KB\)](#)
- ・ [資料1 相談対応事例\(PDF形式、346.51KB\)](#)
- ・ [委員名簿\(PDF形式、95.55KB\)](#)

1.京都市における相談対応事例について

【相談種別】 1：差別の取扱い 2：合理的配慮 3：環境整備 4：その他 5：複合的

No.	年	月	相談等 種別	障害 種別	相談 種別	状況	相談の趣旨	対応
1	5	4	その他 合理的配慮 福祉施設等 で受け	精神	2	相談	京都市内の地方裁判所で障害者賠償請求の裁判中。相談者が京都市に相談したため、電話での声援を受けられたが、電話での対応がストレスで、ウェブや文書での対応を求めたが、電話での対応を求められる。ウェブ会議での相談対応や文書での対応にしてもらいたい。	地方裁判所裁判所（合理的配慮の相談窓口）へ相談。基本的に本人・弁護士以外の第三者に個別のケースについてお話ししたり、それを本人に伝えてもらったりすることはなく、一般論として「裁判官が最終的な方法を決定している」「本人の申出だけで決定しているわけではない」としてお話しする。相談者に状況を確認すると、声援事項については、ビデオ通話で実施することになった。

③伊賀市障がい者地域自立支援協議会「障がい者差別解消支援専門部会」



3 障がい者差別解消支援専門部会の運営

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行に伴い、伊賀市では、市が主導して協議の場を設けるため、既存の障がい者地域自立支援協議会の専門部会として組織を位置づけました。

【市町村の地域協議会に期待される役割】

- ① 事業の情報共有及び構成機関等への提言
- ② 事業の解決を後押しするための協議
- ③ 事業について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めること

草津市における 合理的配慮にかかる相談事項について

発生日時	終了日時	相談方法	手帳等の有無	障害の状態	事案日時	発生日時	事案の概要	事案のタイプ1	事案のタイプ2	相談者の希望	対応内容
2024/8/29	2024/9/17	つなく窓口	精神障害者保健福祉手帳(2冊) ※失効	ADHD、パーソナリティ障害、不安障害、パニック障害(夫聞き取り)	2024.6/1 ~ 2024.8/5	美容院(守山市)	1. 情報誌のサイトを通じて守山市の美容院に予約。 ※ 予約時に備考欄に障害がある旨等を記載。 2. 6/2 美容院に相談者夫婦が訪問。当日の天候(雨)により濡れたこと、なれない環境など複合的な要因で妻が不安定となり、夫に対して激昂。iPadを用いた顧客登録で妻が、再度、夫に対して激昂。 3. 美容院の施術完了後、妻がトイレに行っている間に、夫が会計を行い、美容院に激昂により騒がしてしまったことを謝罪を行う。 次回予約(6/30)、トリートメントを購入する旨を夫が伝え、トリートメントについては、次回来店時に購入することとなる。 4. 妻が情報誌のサイトにキャンセルの場合、キャンセル料が発生する旨の記載を確認。体調が悪い日は、外出ができないので、キャンセル料が発生する状況をメールで質問。回答が無かったので、キャンセル料に関する規定が掲載されていないことは、おかしい、キャンセル料が発生する状況について再度メールで質問。 5. 美容院からメール回答ができなかったことと謝罪と予約のキャンセル連絡 ・キャンセル履歴について ・無断キャンセルを防止(店側としても予約客を待たなければならず)の意味で設けている。 ・6月30日の予約について 2回のメールにより、店側として内容に困惑、精神的な苦痛があり、冷静な施術を行うことは困難と判断。6月30日の予約はキャンセル。(キャンセル料は不要) 6. 購入を依頼したトリートメントの取扱いについて夫から情報誌サイトを通じてメール。取り置きは3日間、夫一人で来てほしいとの条件が付されメール返信あり。 ※やり取り中に指定された期間を超え、期間の延長や郵送対応について要請したものの、返信は無かった。	不当な差別的取扱い	合理的配慮	相手方に妻の障害について理解していただきたい。	相談者は、店舗の謝罪やトリートメントの購入、再度の利用希望を行うものでは無かったことから、事業者(美容院)の所在する守山市と連携し合理的配慮の提供、建設的対話、障害の特性について説明を行い理解を得た。 なお、事業者への訪問前に県の障害者差別解消相談員と事例を共有し、説明内容の助言を得たうえで対応を行った。
2025/4/2	2025/6/26	E-mail	精神障害者保健福祉手帳(2冊) ※失効	ADHD、パーソナリティ障害、不安障害、パニック障害(夫聞き取り)	2024.10/13 ~ 2025.2/16	美容院(草津市)	1. 情報誌のサイトを通じて草津市の美容院に予約。 ※ 予約時に備考欄に障害がある旨等を記載。 2. 3回来店。1回目、2回目は静かに施術を受けていた。 3. 2回目に受けた髪質改善トリートメントの内容について、サイトのメニュー欄に示されていた施術時間に対して、実際の施術時間が短かく、妻がメニュー通りになされたか確認したが、美容師の回答に混乱。 夫が美容師の説明に沿って話したが、妻の感覚を夫が尊重しなかったため余計に混乱。 4. 3回目の施術は、2回目に受けたものと同じ髪質改善トリートメントメニューにも関わらず、丁寧に、薬剤を塗布してからの作業も回数が増え施術内容が違った。 5. 結果的に来店拒否となったが、美容師に妻の障害に対して理解いただき、夫との建設的な話し合いを希望。	不当な差別的取扱い	合理的配慮	1. 相手方に妻の障害について理解していただきたい。 2. 夫との建設的対話 3. 再度のサービス提供	店側へ聞き取り ・予約時に備考として障害のある旨が記載されており、来店の際にも、夫が支える形で来店され、カーテンを全て閉めること、目を合わせないよう要求された。 ・2回目の施術はカット、トリートメントであったが相談者(妻)の認識では120分の施術を受けられるとの認識であったようであるが、記載していた施術時間はトリートメントを行う前のカットとフローの時間や客の入れ替えに要する時間も想定された設定であり、記載時間より短くなったことについて、十分な施術が行われなかったとして相談者(妻)が憤慨された。 ・3回目の来店時では、到着時から既に憤慨されており、オーナー自身の容姿や経歴、職業に対する侮蔑的な発言が繰り返され、施術後、前回の施術について返金を申し出た。 ・3回通じて合計前に化粧品に10分程度こもる行動をされるため、その際に返金を申し出たが、夫から施術いただいたので、返金は不要であるとの押し問答となった。 ・押し問答の際に妻が化粧品から出て来たため、押し問答の場面を目撃され、夫の返金を断ることへの叱責、オーナーには、返金するということが、施術の不振を認めたとしたこととして1時間30分ほどにわたり叱責が行われた。 ・相談者夫婦が帰宅後、障害特性によるものと叱責等に我慢してきたものの、対応の限界を感じ、店の予約、来店を断ることとした。 ・オーナー自身は、自身や店舗に危害が加えられかねないとも考えてしまい、予約無く来店となった場合には、警察への相談も検討される状態となっており、相談者(夫)単独の話し合いについても、明確に拒絶された。 ・当該事案について、行政が介入することについても当初、違和感を持っておられたが、差別解消法や合理的配慮の説明を行い納得はされていた。 ※状況について、県の障害者差別解消相談員と事例を共有し、内容について下記のとおり助言も得た。(県:法的相談員からの見解) ・通常の美容院が個人個人の障害特性を把握した上でその人に合った配慮を行うことは無理なので、当事者側からの求めに応じて配慮することとなる。 ・今回の事案の本質は、障害者差別ではなく消費者トラブルである。 ・この場合の行政の対応は、美容院に対して、障害の特性により過剰な言動となったことへの理解を得るよう努め、それ以上の対応は必要ないと考える。 ・美容院としては、今後予約を断っても問題はない、このトラブルが障害特性によるものであるということの理解に努める必要があるが、美容院が受けた心理的負担は過重な負担であり、それを受けざるを得ない。(1時間半にわたり人格否定を含む叱責を受けることは過重な負担) ・美容院に障害について理解を求めるとともに、夫に対しても過重な負担であることを説明し理解を求める必要がある。 相談者に上記内容を踏まえ、希望どおりの対応は困難となった旨を回答し、対応としては終了。
2025/6/4	2025/7/7	つなく窓口	無	化学物質過敏症(障害年金等は支給なし)	2025/5/17	カーディーラー(草津市)	1. 関係者:カーディーラー従業員 2. 家族が車をぶつけてしまい、車の修理が必要となった。 3. 化学物質過敏症から、煙草を吸っておらず柔軟剤も使用していない従業員に代わってもらいたいこと、車の中を養生してもらいたいこと、車の接着剤が乾くまでの期間がほしいこと、昔の古い代車を貸りたいことを合理的配慮として申し出たが、全て断られてしまい、それ以降、従業員は顔も合わずくれないような状態。 ※化学物質過敏症にかかる対応について 第193 回障会 予算委員会第六分科会 第1号(平成29年2月22日)において「化学物質過敏症についても、それを原因とする心身の機能の障害が生じており、かつ、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると考えられます。」と答弁されており、合理的配慮義務も過重な負担にならない程度で生じるものと考えられる。 なお、内閣府の見解では、「当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合」とは、診断書や客観的事実に基づく必要はなく、自己申告に基づくものとするとのこと。	不当な差別的取扱い	合理的配慮	子供も障害を抱えており、車がないと生活に困るため、車の修理をすぐにでもほしい。相談者とカーディーラーの間に入って調整してほしい。	店側へ聞き取り ・車の状態について:他車との接触によりバックドア(トランクのドア)がへこんでいるが、車両の走行には支障なく、車検も問題なく通る状態。見栄えが悪いことによる修理依頼。 ・修理の方法について:2つの方法を提案した。いずれもドア内外に塗装を要するため、化学物質過敏症による症状の原因となる。 ①板金:板金により修理しドアの内外を塗装する方法。完全にへこみがなくなるかは不明。 ②ドアの交換:新品のドアの内外を塗装。古いドアからガラスを取り外し新しいドアに取り付ける方法。見栄えの問題で、この方法で修理の希望があった。 ・当事者からの要望に対する対応の可能性について ・どのようなおいが原因となるのかわからないため対応が難しい。また、煙草を吸っておらず柔軟剤も使用していない従業員での対応は難しい。 ・車の養生について、点検の際には作業員が車に乗り込むため、シートやハンドルにカバーをかける等の養生は通常行っているが、天井や床等は行っていないため、どのようにすればよいか、また、どこまでやれば十分なのかわからない。 ・接着剤が乾く間に車を預かることについても、場所がなく長期間となり対応が難しい。 ・代車について、他の方が来たことがない新車の代車を準備するよう求められたが、対応ができない。 ※状況について、県の障害者差別解消相談員と事例を共有し、内容について下記のとおり助言も得た。 ・建設的対話は行われている。実現困難な過重な負担であり、合理的配慮の不提供や、不当な差別取扱いに該当しない。 相談者に上記内容を踏まえ、希望どおりの対応は困難となった旨を回答。 内容については、御理解いただいた。

事業所・活動 紹介

No.	所 属	担当者 (敬称略)	内 容
1	障がい者グループホーム ラビホーム	奥村 渉	障がい者グループホームラビホーム 紹介パンフレット
2	成年後見センター もだま	小竹恵理子	～成年後見制度出張相談会～ 守山市／1回目 R7年9/8(月) 2回目R8年1/16(金) 粟東市／1回目 R7年7/1(火) 2回目R7年12/15(月) 野洲市／1回目 R7年6/1(日) 2回目R7年10/7(火)
3	NPO法人 草津手をつなぐ育成会	中島由里子	てとて新聞7月号 サロンdeよかサボミニ学習会 発達支援センター共催 「子どものコミュニケーション手段のあれこれを学ぼう!」 てとて新聞9月号 ♡進路のはなし 第1弾♡ 『社会的自立をめざして 育てたいチカラ・必要なこと』～学校から社会への 接続の場から～

